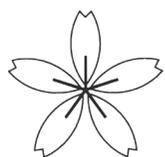


令和 8 年度（2026 年度）

大学院履修要覧



学習院大学

GAKUSHUIN UNIVERSITY

令和 8 年度（2026 年度）

大学院履修要覧

令和 8 年度 大学院 履修要覧 目 次

I 学位規程	5
学習院大学 学位規程	6
学位論文審査料の基準に関する細則	31
学習院大学法学研究科の学位に関する細則	32
学習院大学政治学研究科の学位に関する細則	36
学習院大学経済学研究科の学位に関する細則	41
学習院大学経営学研究科の学位に関する細則	45
経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規	49
学習院大学人文科学研究科の学位に関する細則	50
人文科学研究科博士課程学生の学位論文作成指導に関する内規	54
学習院大学学位規程に関する内規（自然科学研究科）	55
国際社会科学研究科の学位に関する細則	57
国際文化交流研究科の学位に関する細則	60
II 学位論文等審査基準	63
III 履修について	87
1 単位制について	88
2 授業科目の履修について	88
3 履修手続について	89
4 授業について	91
5 生成系AIの授業における使用について	92
6 休講について	93
7 大学からの伝達事項について	95
8 試験について	96
9 追試験について	98
10 成績について	100
11 GPAについて	101
12 修業年限と在学年数	102
13 休学について	103
14 留学について	103
15 留学・休学に伴う履修について	103
16 他大学大学院の授業科目の履修について	104
17 図書館司書資格取得について	104
18 教職課程の科目の履修について	105
19 博物館に関する科目の履修について	106
20 授業料の減免について	106

IV 法学研究科	博士課程（前期・後期）	107
	法学研究科履修規定	109
V 政治学研究科	博士課程（前期・後期）	113
	政治学研究科履修規定	115
VI 経済学研究科	博士課程（前期・後期）	129
	経済学研究科履修規定	131
VII 経営学研究科	博士課程（前期・後期）	137
	経営学研究科履修規定	139
VIII 人文科学研究科	博士課程（前期・後期）	145
	人文科学研究科入学者用履修規定	148
	学習院大学大学院人文科学研究科 大学院学生への研究指導に関する基本方針	185
	博士前期課程 教育および研究指導計画	186
	博士後期課程 研究指導計画	188
	他大学大学院との間の交流協定について	190
IX 自然科学研究科	博士課程（前期・後期）	193
	自然科学研究科履修規定	195
X 国際社会科学研究科	修士課程	211
	国際社会科学研究科履修規定	213
XI 国際文化交流研究科	修士課程	219
	国際文化交流研究科履修規定	221
	学部開講科目の科目等履修について	227
	他研究科開講科目の科目等履修について	227
	他大学大学院との間の交流協定について	227
XII 博士学位申請		231
XIII 学則・諸規程		233

I

学位規程

学習院大学 学位規程

昭和 36 年 4 月 1 日
施行

改正	昭和 39 年 3 月 31 日	昭和 40 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 10 月 30 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 3 月 28 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	令和 元年 5 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
	令和 2 年 10 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
	令和 8 年 4 月 1 日	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は本学において授与する学位について学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定並びに学習院大学学則、学習院大学大学院学則及び学習院大学専門職大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士及び法務博士(専門職)とする。

2 学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

学士(法	学)
学士(政	治 学)
学士(経	済 学)
学士(経	営 学)
学士(哲	学)
学士(史	学)

学士(日本語日本文学)

学士(英語英米文化学)

学士(ドイツ語圏文化学)

学士(フランス語圏文化学)

学士(心 理 学)

学士(教 育 学)

学士(理 学)

学士(社 会 科 学)

学士(日 本 文 化)

学士(国際コミュニケーション)

学士(英語コミュニケーション)

3 修士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

修士(法 学)

修士(政 治 学)

修士(経 済 学)

修士(経 営 学)

修士(哲 学)

修士(美術史学)
 修士(史学)
 修士(日本語日本文学)
 修士(英語英米文学)
 修士(ドイツ語ドイツ文学)
 修士(フランス文学)
 修士(心理学)
 修士(臨床心理学)
 修士(教育学)
 修士(アーカイブズ学)
 修士(表象文化学)
 修士(理学)
 修士(社会科学)
 修士(国際文化交流)

4 博士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

博士(法学)
 博士(政治学)
 博士(経済学)
 博士(経営学)
 博士(哲学)
 博士(美術史学)
 博士(史学)
 博士(日本語日本文学)
 博士(英語英米文学)
 博士(ドイツ語ドイツ文学)
 博士(フランス文学)
 博士(心理学)
 博士(臨床心理学)
 博士(教育学)
 博士(アーカイブズ学)
 博士(表象文化学)
 博士(理学)

(細則)

第3条 本学において授与する学位について必要な事項に関しては、本規程に定める規定のほか各研究科の定めるところによる。

第2章 学 士

(学士の学位)

第4条 本学の各学部において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者には、本学学則の定めるところ

により、学士の学位を授与する。

(学位授与の時期)

第5条 学士の学位授与の時期は、3月とする。ただし、教授会が特別に必要と認めた場合は、9月とすることができる。

第3章 修 士

(修士の学位)

第6条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を経た者には、本学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

2 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士の学位論文等」という。)を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

(修士の学位論文等の提出及び研究倫理教育の受講)

第7条 修士の学位論文等は、学位申請書を添え、指導教授(研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。以下同じ。)を経て当該研究科委員長に提出する。

2 修士の学位論文等を提出する者は、本学が行う研究倫理教育を受講し修了していなければならない。

(修士の学位論文等)

第8条 修士の学位論文等は主論文一篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 修士の学位論文等に使用する言語は各研究科委員会において定める。

(審査委員)

第9条 修士の学位論文の審査委員は、指導教授を含め3名以上、修士の特定の課題についての研究の成果の審査委員は、指導教授を含め2名以上とする。

2 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のため必要があると認めるときは、指導教授以外の教授を主査とすることができる。

3 修士の学位論文の審査委員のうち、指導教授以外の者については、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授とする。

4 修士の特定の課題についての研究の成果の審査委員のうち、指導教授以外の者については、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれ

に関連する科目の授業を担当する教授又は准教授とする。

- 5 修士の学位論文の審査において、研究科委員会は、必要があると認めるときは、第3項に定める審査委員のうちの1名に代えて、次の各号に定める者を審査委員とすることができる。

- 一 当該研究科以外の研究科に所属する教員
- 二 本学以外の大学院に所属する教員
- 三 前2号に定める者以外で、博士の学位を有し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の能力が認められる者
- 四 その他研究上の業績が前3号に定める者に準ずると認められる者

- 6 修士の特定の課題についての研究の成果の審査において、研究科委員会は、第4項に定める審査委員を2名以上とした場合、審査のため必要があると認めるときは、第4項に定める審査委員のうちの1名に代えて、前項に定める者を審査委員とすることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

- 2 修士の学位論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

- 一 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての明確性
- 二 課題を追求する上での方法論の適切性
- 三 研究方法及び調査方法の妥当性
- 四 結論の妥当性
- 五 研究の独創性と研究分野への貢献

- 3 修士の特定の課題についての研究の成果の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

- 一 研究課題の明確性
- 二 課題を追求する上での方法論の適切性
- 三 研究方法及び調査方法の妥当性
- 四 研究の成果の妥当性
- 五 研究の新規性

- 4 前2項の審査の観点に加えて、各研究科において審査の観点を設けることができる。

- 5 前3項の審査の観点におけるそれぞれの達成水準については、各研究科で別に定める。

- 6 試験は修士の学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行

うものとする。ただし、学位論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を省くことができる。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を終えたときは、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速かに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

- 2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 修士の学位授与の時期は、3月及び9月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

第4章 課程博士

(課程博士の学位)

第15条 本学大学院の博士後期課程を経た者には、本学大学院学則の定めるところにより、博士の学位を授与する(以下「課程博士」という。)

- 2 課程博士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

(課程博士の学位論文の提出及び研究倫理教育の受講)

第16条 課程博士の学位論文は、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書を添え、指導教

授を経て当該研究科委員長に提出する。

- 2 課程博士の学位論文を提出する者は、本学が行う研究倫理教育を受講し修了していなければならない。ただし、本学大学院の修士課程又は博士前期課程から博士後期課程へ進学した者のうち、修士課程又は博士前期課程在学中に本学が行う研究倫理教育を受講し修了したものは、この限りではない。(課程博士の学位論文)

第17条 第8条の規定は、課程博士の学位論文に準用する。

(審査委員)

第18条 第9条各項(第4項及び第6項を除く。)の規定は、課程博士の学位論文の審査委員に準用する。(審査及び試験)

第19条 第10条各項(第3項を除く。)の規定は、課程博士の学位論文の審査及び試験に準用する。

- 2 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

(審査期間)

第20条 課程博士の学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を延長することができる。

- 2 前項の場合には、研究科委員長は、延長をする理由を付してその旨を学長に報告するとともに、当該申請者に通知しなければならない。

- 3 延長した期間内に学位論文の審査及び試験を終了することができない特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を再度延長することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

(審査委員の報告)

第21条 第11条の規定は、審査委員による審査の報告に準用する。

(研究科の議決)

第22条 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

第23条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は、学位論文とともに審議の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

- 2 試験を行わないで、課程博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を付することを要しない。

(学位の授与)

第24条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、課程博士の学位を授与すべき者には課程博士の学位記を授与し、課程博士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 課程博士の学位授与の時期は、3月及び9月の2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

(学位論文要旨の公表)

第25条 本大学は、課程博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を学習院大学学術成果リポジトリによって公表するものとする。

(学位論文の公表)

第26条 課程博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を、原則として学習院大学学術成果リポジトリによって公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前にすでに公表していたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、その論文に、「学習院大学審査学位論文」と明記しなければならない。

- 3 やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することをもって学位論文の公表に代えることができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の登録)

第27条 本学において課程博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

第5章 論文博士

(論文博士の学位)

第28条 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学大学院

の博士後期課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる（以下「論文博士」という。）。

- 2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、再入学しないで博士の学位を申請する場合には、前項の規定による。

（論文博士の学位論文の提出）

第29条 論文博士の学位授与を申請するときは、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書及び所定の論文審査料を添え、第2条に定める学位の専攻区分を指定して、論文を学長に提出しなければならない。

- 2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学後3年以内において論文博士の学位授与を申請する場合は、前項の論文審査料を免除する。

- 3 受理した論文及び論文審査料は還付しない。

（論文博士の学位論文）

第30条 第8条の規定は、論文博士の学位論文に準用する。

（審査の付託）

第31条 論文博士の学位論文が提出されたときは、学長は受理の可否を研究科委員会に照会し、受理することが承認された場合には、その論文を審査すべき研究科委員会に付託する。

（審査委員）

第32条 論文博士の学位論文の審査委員は、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはそれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授3名以上とする。ただし、少なくとも1名は当該学位論文の内容に最も関係する科目の授業を担当する教授又は准教授でなければならない。

- 2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項に定める学位論文の内容に関連する科目の授業を担当する教授又は准教授のうちの1名に代えて、第9条第5項に定める者を審査委員とすることができる。

- 3 学位論文の審査において、審査委員のうち、当該学位論文の内容に最も関係する科目を担当する教授又は准教授が主査となる。ただし、研究科委員会はその者が准教授である場合には、第1項に定

める審査委員のうち教授である者を主査とすることができる。

（審査、試験及び学力の確認）

第33条 審査委員は、論文博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 第10条各項（第3項を除く。）の規定は、審査委員の行う学位論文の審査及び試験に準用する。

- 3 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さや研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

- 4 学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭又は筆答により行う。外国語については2種類を課することを原則とする。

- 5 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から5年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

- 6 論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

（審査期間）

第34条 第20条の規定は、論文博士の学位論文の審査期間に準用する。

（審査委員の報告）

第35条 審査委員は、博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を終えたときは、論文とともにその審査の要旨、試験及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

（研究科の議決）

第36条 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

（審査結果の報告）

第37条 第23条第1項の規定は、審査結果の報告に準用する。

- 2 試験及び学力の確認を行わないで、論文博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験及び学力の確認の結果の要旨を付すことを要しない。
- （学位の授与）

第38条 第24条第1項の規定は、論文博士の学位の授与に準用する。

- 2 論文博士の学位授与の時期は、その都度定める。

（学位論文要旨の公表）

第39条 第25条の規定は、論文博士の学位論文の要旨の公表に準用する。

(学位論文の公表)

第40条 第26条の規定は、論文博士の学位論文の公表に準用する。

(学位の登録)

第41条 第27条の規定は、論文博士の学位の登録に準用する。

第6章 法務博士（専門職）

(法務博士（専門職）の学位)

第42条 本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、修了に必要な単位数を修得した者には、本学専門職大学院学則の定めるところにより、法務博士（専門職）の学位を授与する。
(学位授与の時期)

第43条 法務博士（専門職）の学位の授与の時期は、3月とする。

第7章 その他

(学位の名称)

第44条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように学位の種類、専攻分野及び本学名を付記するものとする。

学士（××） 学習院大学

修士（××） 学習院大学

博士（××） 学習院大学

法務博士（専門職） 学習院大学

(学位の取消)

第45条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会又は大学院委員会の議を経て学位を取り消すことができる。

2 前項の議決は、学士又は法務博士（専門職）の学位にあっては、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 第1項の議決は、修士又は博士の学位にあっては、大学院委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記及び書類の形式)

第46条 学位記及び学位の申請に関する書類の様式は、別表による。

(改正)

第47条 この規程の改正は、各教授会及び各研究科委員会の議を経て、大学協議会及び大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和39年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月30日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科及び人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国 文 学）

修士（国 文 学）

博士（国 文 学）

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行以前に本学大学院を退学した者が退学後3年以内に博士の学位を申請する場合にお

いて、その申請がこの規程の施行後3年を超えない期間内であるときは、第16条第2項の規定にかかわらず、論文博士の学位の申請をすることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定は、平成18年度の文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の第1年次入学者についても適用する。
- 3 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学生の学位は、次のとおりとする。

ドイツ文学科学士（ドイツ文学）

フランス文学科学士（フランス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学生の学位は、次のとおりとする。
英米文学科学士（英米文学）
- 3 第2条第3項及び第4項の専攻分野のうち、美術史学、アーカイブズ学、表象文化学については、平成19年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（イギリス文学）

博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（ドイツ文学）

博士（ドイツ文学）

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第16条第2項、第28条第2項及び第33条第5項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第24条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

(1) 学士 学習院大学学則第49条
学習院大学学位規程第 4 条による場合

<p style="text-align: center;">Gakushuin University</p> <p style="text-align: center;">hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">[氏名]</p> <p style="text-align: center;">the Degree of [学位名] having completed the prescribed programme of the Department of [学科名] Faculty of [学部名] on [日] [月], [年]</p> <p style="text-align: center;">_____ Chancellor of Gakushuin</p> <hr/> <p style="text-align: center;">President of the University Dean, Faculty of [学部名]</p> <p style="text-align: center;">No.</p>	<p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">学 部 学 科</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>本大学において成規の試験に合格したので学士（ ）の学位を授与する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学習院大学 学部長 ㊦</p> <p style="text-align: right;">学 習 院 大 学 長 ㊦</p> <p style="text-align: right;">学 習 院 長 ㊦</p> <p>第 号</p>
--	---

(2) 修士（修士課程）ア（修士論文による場合）
学習院大学大学院学則第14条
学習院大学学位規程第 6 条による場合

<p style="text-align: center;">Gakushuin University</p> <p style="text-align: center;">hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">[氏名]</p> <p style="text-align: center;">the Degree of [学位名] having passed the prescribed final examination in the discipline of [専攻名] and completed a master's thesis in the Graduate School of [研究科名] on [日] [月], [年]</p> <p style="text-align: center;">_____ President of the University</p> <p style="text-align: center;">No.</p>	<p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授与する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学習院大学長 ㊦</p> <p>第 号</p>
--	--

(2) 修士（博士前期課程）イ（修士論文による場合）

学習院大学大学院学則第14条

学習院大学学位規程第6条による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of [学位名]</p> <p>having passed the prescribed final examination in the discipline of [専攻名]</p> <p>and completed a master's thesis in the Graduate School of [研究科名] on [日] [月], [年]</p> <hr/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>第 号</p>
--	--

(2) 修士（修士課程）ウ（特定の課題についての研究の成果による場合）

学習院大学大学院学則第14条

学習院大学学位規程第6条による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of [学位名]</p> <p>having passed the prescribed final examination in the discipline of [専攻名]</p> <p>and completed a Comprehensive Research Paper in the Graduate School of [研究科名] on [日] [月], [年]</p> <hr/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 専攻の修士課程において所定の単位を修得し特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>第 号</p>
---	---

(2) 修士（博士前期課程）工（特定の課題についての研究の成果による場合）

学習院大学大学院学則第14条

学習院大学学位規程第6条による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of [学位名]</p> <p>having passed the prescribed final examination in the discipline of [専攻名]</p> <p>and completed a Comprehensive Research Paper in the Graduate School of [研究科名] on [日][月], [年]</p> <hr/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>第 号</p>
--	---

(3) 課程博士 学習院大学大学院学則第15条

学習院大学学位規程第15条による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of [学位名]</p> <p>having passed the prescribed final examination in the discipline of [専攻名]</p> <p>and completed a doctoral thesis in the Graduate School of [研究科名] on [日][月], [年]</p> <hr/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので、博士（ ）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>甲第 号</p>
---	---

(4) 論文博士 学習院大学大学院学則第15条
 学習院大学学位規程第28条第1項による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of [学位名]</p> <p>has submitted a doctoral thesis and successfully fulfilled all the requirements on [日] [月], [年]</p> <hr style="width: 20%; margin: auto;"/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので、 博士（ ）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>乙第 号</p>
--	---

(5) 法務博士（専門職） 学習院大学専門職大学院学則第12条第6項
 学習院大学学位規程第42条による場合

<p>Gakushuin University</p> <p>hereby confers upon</p> <p>[氏名]</p> <p>the Degree of Juris Doctor</p> <p>having completed the prescribed programme of the Professional Course in Law, School of Law on [日] [月], [年]</p> <hr style="width: 20%; margin: auto;"/> <p>President of the University</p> <p>No.</p>	<p>学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻において所定 の単位を修得したので、法務博士（専門職）の学位を授与する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学習院大学長 ㊟</p> <p>第 号</p>
--	--

別表第2 学位申請書（用紙A4）

(1) 第7条第1項による場合（修士課程）

<p style="text-align: center;">学 位 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>学習院大学長 殿</p> <p style="text-align: center;">学習院大学大学院 研究科 専攻 修士課程</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p>学習院大学学位規程第7条第1項の規定により修士（ ）の学位の授与を申請いたします。</p> <p>論文及び提出書類</p> <p style="margin-left: 20px;">・主論文</p> <p style="margin-left: 20px;">・その他 （ ）部</p>			
受 理	年 月 日	事 務 担 当 者	㊟

備考1. 論文及び提出書類の提出部数、その他の提出物は、各研究科の内規による。

2. 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文〇篇 各〇部」と書き加えること。
3. 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、その他の次の行に「・同意書 〇件 各1部」と書き加えること。

(1) 第7条第1項による場合（博士前期課程）

学 位 申 請 書			
			年 月 日
学習院大学長 殿			
学習院大学大学院		研究科	専攻
博士前期課程			
氏名			㊟
学習院大学学位規程第7条第1項の規定により修士（ ）の学位の授与を申請いたします。			
論文及び提出書類			
・主論文			
・その他			（ ）部
受 理	年 月 日	事 務 担 当 者	㊟

備考1. 論文及び提出書類の提出部数、その他の提出物は、各研究科の内規による。

2. 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文〇篇 各〇部」と書き加えること。
3. 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、その他の次の行に「・同意書 〇件 各1部」と書き加えること。

(3) 第29条第1項による場合

学 位 申 請 書			
			年 月 日
学習院大学長 殿			
申請者			
住所			
氏名			
⑩			
学習院大学学位規程第29条第1項の規定により博士（ ）の学位の授与を申請いたします。			
論文及び提出書類			
・主論文			3部
・論文目録			4部
・主論文の内容の要旨			4部
・履歴書			2部
・論文審査料		金	円
受 付	年 月 日	事 務 担 当 者	⑩

- 備考1. 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文○篇 各○部」と書き加えること。
2. 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、論文審査料の次の行に「・同意書 ○件 各1部」と書き加えること。

別表第3 第16条第1項又は第29条第1項による学位申請書添付書類（用紙A4）

(1) 論文目録

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
<p>論文目録</p> <p>学位申請者氏名</p> <p>1 主論文</p> <ul style="list-style-type: none">・ 題名・ 公表の方法及び時期 <p>2 参考論文</p> <ul style="list-style-type: none">・ 題名・ 公表の方法及び時期		

備考1. 論文題名が外国語の場合は、和訳を付記すること。

2. 参考論文が2以上ある場合は、それぞれ題名・公表の方法及び時期を記入すること。

(2) 主論文の内容の要旨

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
------	------------	---

主論文の内容の要旨

学位申請者 氏名		ローマ字 氏名	
-------------	--	------------	--

論文題名

内容の要旨

備考 用語は日本語とすること。

(3) 履歷書

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
履 歴 書		
		年 月 日
学位申請者氏名	⑩	男
生 年 月 日	年 月 日	女
本 籍	都 道 府 県	
現 住 所		
学 歴		
研究歴		
職 歴		

別表第4 論文審査の要旨の報告書（用紙A4）

(1) 第11条による場合

報告番号	学習院大・修士
論文審査の要旨及び担当者	
年 月 日	
学位申請者氏名	
論文審査担当者	主査 氏 名 ㊟ 氏 名 ㊟ 氏 名 ㊟
論文題名	
論文審査の要旨	

(2) 第21条又は第35条による場合

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
------	------------	---

論文審査の要旨及び担当者

年 月 日

学位申請者氏名	
論文審査担当者	主査 氏 名 ⑩
	氏 名 ⑩
	氏 名 ⑩

論文題名

論文審査の要旨

(2) 第21条又は第35条による場合

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
------	------------	---

試験の結果の要旨及び担当者

年 月 日

学位申請者氏名	
試験担当者	主査 氏 名 ⑩
	氏 名 ⑩
	氏 名 ⑩

試験の結果の要旨

備考 試験の内容（どのような科目で、どのような内容の試験を行ったか）、試験の方法（試験の具体的な方法）、結論（学位授与の可否）を記入すること。

(2) 第37条による場合

報告番号	学習院大・乙・第	号
学位授与審議報告書		
年 月 日		
学習院大学長 殿		
研究科委員長 氏名		
⑩		
1	学位の名称	
2	学位授与申請者 本 籍 氏 名 生年月日	
3	授与の要件	博士の論文提出者
4	学位論文の題名	
5	学位論文審査機関の名称及び組織	名 称 審査会 組 織 委 員 人 主 査 人 その他委員 人
6	判定の方法	機関の名称 研究科委員会 判定の方法
7	研究科委員会開催日	年 月 日 於
8	研究科委員会における審議の要旨	
添付書類		
(1) 論文目録 (2) 主論文の内容の要旨 (3) 履歴書		
(4) 論文審査の要旨及び担当者 (5) 試験の結果の要旨及び担当者		
(6) 学力の確認の結果の要旨及び担当者		

備考 論文博士の場合はこの報告書に記入すること。

○学位論文審査料の基準に関する細則

昭和 59 年 4 月 1 日
施行

改正 平成 8 年 4 月 1 日 平成 14 年 7 月 18 日

第 1 条 この細則は、学習院大学学位規程第 29 条第 1 項の学位論文審査料について、その基準を定める。

第 2 条 学位論文審査料は、次の基準による。

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----------|
| 一 | 学位規程第 28 条第 2 項の条件を満たす者 | |
| イ | 退学後、3 年を超えて 5 年以内に学位論文を提出した者 | 30,000 円 |
| ロ | 退学後、5 年を超えて学位論文を提出した者 | 60,000 円 |
| 二 | 前号の条件を満たさぬ者 | |
| イ | 本大学卒業生及び本大学大学院博士前期課程または修士課程を修了した者 | 80,000 円 |
| ロ | その他の者 | 120,000 円 |
| 三 | 本院の専任教職員である者 | 20,000 円 |

第 3 条 この細則の改正は、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

- この細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 学位論文審査料の基準に関する内規は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 7 月 18 日から施行する。

○学習院大学法学研究科の学位に関する細則

昭和 47 年 4 月 1 日
施行

改正	昭和 51 年 11 月 11 日	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 62 年 4 月 1 日	平成 3 年 10 月 30 日
	平成 7 年 1 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	令和 元年 5 月 1 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日
	令和 8 年 4 月 1 日	

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、学習院大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、法学研究科において必要のある事項を定めるものとする。

第 2 条 法学研究科における学位は、学位規程第 6 条による修士の学位、学位規程第 15 条による博士の学位（以下「課程博士」という。）及び学位規程第 28 条による博士の学位（以下「論文博士」という。）とする。

第 3 条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は自著論文でなければならない。

2 外国語による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

第 4 条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出のときに添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第 46 条の定めるところによる。

第 2 章 修士の学位論文

第 5 条 修士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 修士の学位論文は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得した者が提出することができる。

3 修士の学位論文（4 通）の提出期限は 1 月 10 日とし、論文を提出する予定の者は、前年の 6 月 30 日までに、論文の題名を指導教授を経て、大学の指定する方法に従って研究科委員長に届け出なければ

ならない。

第 6 条 修士の学位論文については、学位規程第 9 条第 1 項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第 3 項に基づき、論文が提出された後、研究科委員会は、速やかにその論文の審査委員を選任するものとする。

第 7 条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3 月 5 日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第 3 章 特定の課題についての研究成果

第 8 条 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 9 条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 研究の成果は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得した者が提出することができる。

3 研究の成果（4 通）の提出期限は 1 月 10 日とし、研究の成果を提出する予定の者は、研究の成果の題名を、前年の 6 月 30 日までに、第 4 条第 1 項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、研究の成果の題名の届出及び研究の成果の提出に関して、各期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第10条 前条第3項に基づき、研究の成果が提出された後、研究科委員会は、速やかにその研究の成果の審査委員を選任するものとする。

2 研究の成果の審査委員については、学位規程第9条の定めるところによる。

第11条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第4章 課程博士の学位論文

第12条 課程博士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 課程博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者が提出することができる。

3 課程博士の学位論文（4通）の提出期限は9月30日又は3月31日とする。9月30日までに論文を提出する予定の者は、6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は、1月31日までに、それぞれ論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。

第13条 課程博士の学位論文については、学位規程第18条による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第3項に基づき、論文が提出された後、研究科委員会は、速やかにその論文の審査委員を選任するものとする。

第14条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、論文が9月30日までに提出された場合には、翌年3月5日までに、3月31日までに提出された場合には、9月5日までに、それぞれ終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第5章 論文博士の学位論文

第15条 論文博士の学位論文については、学位規程第32条による審査委員は、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、論文の提出のあった日から3か月以内に選任するものとする。

第16条 論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、論文（4通）の提出のあった日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更すること

ができる。

2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学後5年以内に博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第5項による。

第6章 改正

第17条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年11月11日から施行する。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

年度 修士論文・特定課題研究 題名届

研究室受付印	法学研究科 法律学専攻	学籍番号							
	フリガナ (カタカナ)								
	氏名								
	現住所	〒 TEL							

1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。
2. 特定課題研究	

題名	
指導教授	承認印

上記の通りお届けいたします。

年 月 日

法学研究科委員長 殿

氏名 _____ 印

別表

年度 博士論文題名届 (A)

教務課提出用

教務課受付印	法学研究科 法律学専攻	学籍番号						
	フリガナ (カタカナ)							
	氏名							
	〒	TEL						

題名							
指導教授	承認印						

上記の通りお届けいたします。

年 月 日

氏名 ㊟

法学研究科委員長 殿

..... 研究室 キ リ ト リ

年度 博士論文題名届 (B)

研究室提出用

研究室受付印	法学研究科 法律学専攻	学籍番号						
	フリガナ (カタカナ)							
	氏名							
	〒	TEL						

題名							
指導教授	承認印						

上記の通りお届けいたします。

年 月 日

氏名 ㊟

法学研究科委員長 殿

○学習院大学政治学研究所の学位に関する細則

昭和 54 年 4 月 1 日
施行

改正	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 3 年 10 月 30 日
	平成 6 年 5 月 24 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 8 年 11 月 26 日	平成 15 年 4 月 1 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	令和 元年 5 月 1 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 8 年 4 月 1 日	

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、学習院大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、政治学研究所において必要のある事項を定めるものとする。

第 2 条 政治学研究所における学位は、学位規程第 6 条による修士の学位、学位規程第 15 条による博士の学位（以下「課程博士」という。）及び学位規程第 28 条による博士の学位（以下「論文博士」という。）とする。

第 2 章 修士の学位論文

第 3 条 修士の学位論文（以下、本章では「修士論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 修士論文は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 18 単位以上を修得した者が提出することができる。ただし、学習院大学大学院学則第 14 条により博士前期課程の修業年限を短縮し 1 年での修了（以下「早期修了」という。）を予定する者については、本項の定める在学年数及び修得単位数は適用しない。

3 修士論文（4 通）の提出期限は、1 月 10 日とし、論文を提出する予定の者は、論文の題名を、前年の 11 月 30 日までに、第 17 条第 1 項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、

学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第 4 条 前条第 3 項の届け出があった場合には、研究科委員会はその論文の審査委員を 1 月 10 日までに選任するものとする。

2 修士論文の審査委員については、学位規程第 9 条の定めるところによる。

第 5 条 修士論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3 月 5 日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

第 3 章 特定の課題についての研究の成果

第 6 条 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 7 条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 研究の成果は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目について 18 単位以上を修得した者が提出することができる。ただし、早期修了を予定する者については、本項の定める在学年数及び修得単位数は適用しない。

3 研究の成果（3 通）の提出期限は、1 月 10 日とし、

研究の成果を提出する予定の者は、研究の成果の題名を、前年の11月30日までに、第17条第1項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第7条の2 前条第3項の届け出があった場合には、研究科委員会はその研究の成果の審査委員を1月10日までに選任するものとする。

2 研究の成果の審査委員については、学位規程第9条の定めるところによる。

第8条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

第4章 課程博士の学位論文

第9条 課程博士の学位論文（以下、本章では「博士論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者が提出することができる。

3 博士論文（5通）の提出期限は、9月30日又は3月31日とする。9月30日までに提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第10条 博士論文の審査委員会は、4名をもって構成する。

2 審査委員会の選任は、博士論文の提出後に、速やかにこれを行うものとする。

3 審査委員に関するその他の事項は、学位規程第18条の定めるところによる。

第11条 博士論文の審査及び試験は、博士論文を受理した日から6カ月以内に終了しなければならない。

2 審査期間に関するその他の事項は、学位規程第20条の定めるところによる。

第5章 論文博士の学位論文

第12条 論文博士の学位論文（以下、本章では「博士論文」という。）の審査委員会は、4名をもって構成する。

2 審査委員に関するその他の事項は、学位規程第32条の定めるところによる。

3 審査委員は、博士論文（5通）の提出のあった日から3か月以内に選任するものとする。

第13条 博士論文の審査期間については、学位規程第34条の定めるところによる。

第6章 その他

第14条 学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は、自著論文でなくてはならない。

第15条 学位論文等に使用する言語は、日本語又は英語とする。

第16条 学位論文等には、4000字以内の論文要旨を添付するものとする。

第17条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出の時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程の定めるところによる。

第18条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年5月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

年度 修士論文・特定課題研究 題名届

研究室受付印	政治学研究科 政治学専攻		学籍番号						
	フリガナ (カタカナ)								
	氏名								
	現住所	〒		TEL					
1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。								
2. 特定課題研究									
博士前期課程1年生の学生で、早期修了を予定しています。 <input type="checkbox"/> ← 該当する場合のみ、チェックを入れてください。									
題名									
指導教授									承認印

上記の通りお届けいたします。

年 月 日

氏名 ④

政治学研究科委員長 殿

別表

年度 博士論文題名届 (A)

教務課提出用

教務課受付印	政治学研究科 政治学専攻 学籍番号							
	フリガナ (カタカナ)							
	氏名							
	〒							
	現住所	TEL						

題名							
指導教授	承認印						

上記の通りお届けいたします。 年 月 日

氏名 ㊟

政治学研究科委員長 殿

..... 研究室 キ リ ト リ

年度 博士論文題名届 (B)

研究室提出用

研究室受付印	政治学研究科 政治学専攻 学籍番号							
	フリガナ (カタカナ)							
	氏名							
	〒							
	現住所	TEL						

題名							
指導教授	承認印						

上記の通りお届けいたします。 年 月 日

氏名 ㊟

政治学研究科委員長 殿

○学習院大学経済学研究科の学位に関する細則

平成 15 年 4 月 1 日

施行

改正	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	令和 元 年 5 月 1 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、学習院大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、経済学研究科において必要のある事項を定めるものとする。

第 2 条 経済学研究科における学位は、学位規程第 6 条による修士の学位、学位規程第 15 条による博士の学位（以下、「課程博士」という。）及び学位規程第 28 条による博士の学位（以下、「論文博士」という。）とする。

第 3 条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は原著論文でなければならない。

2 外国語（英語を除く。）による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

第 4 条 学位論文等には、要旨を添付するものとする。

第 5 条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出の時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第 46 条の定めるところによる。

3 学位論文等の提出及び論文題名の届出の窓口は学生センター教務課とする。

第 2 章 修士の学位論文

第 6 条 修士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 修士の学位論文は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得した者及び博士前期課程に 1 年以上在学し、修了に必要

な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を 20 単位以上修得し、かつ、経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の承認を得た者は、修士の学位論文を提出することができる。

4 修士の学位論文（3 通）の提出期限は 1 月 31 日とする。論文を提出する予定の者は、前年の 11 月 30 日までに、論文の題名を指導教授を経て、大学の指定する方法に従って研究科委員長に届け出なければならない。ただし、外国語（英語を除く。）による論文を提出するときは、6 月 30 日までに研究科委員会の承認を得なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

5 修士の学位論文に添付する要旨については、3 通を提出するものとする。

第 7 条 修士の学位論文については、学位規程第 9 条第 1 項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第 4 項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を 12 月 20 日までに選任するものとする。

第 8 条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3 月 5 日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第8条の2 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士論文を提出しなければならない。

第3章 特定の課題についての研究の成果

第9条 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第10条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

- 2 研究の成果は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び博士前期課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、研究の成果を提出することができる。
- 4 研究の成果（3通）の提出期限は1月31日とする。研究の成果を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、その題名を指導教授を経て、大学の指定する方法に従って研究科委員長に届け出なければならない。ただし、外国語（英語を除く。）による研究の成果を提出するときは、6月30日までに研究科委員会の承認を得なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。
- 5 研究の成果に添付する要旨については、3通を提出するものとする。

第11条 研究の成果については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会を選任する。

- 2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を12月20日までに選任するものとする。

第12条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第4章 課程博士の学位論文

第13条 課程博士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

- 2 課程博士の学位論文は、博士後期課程に1年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者で、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

- 3 課程博士の学位論文（3通）の提出期限は9月30日又は、3月31日とする。9月30日までに論文を提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ論文の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。その際、外国語による論文を提出する予定の者は、その旨申し出、研究科委員会の承認を得なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

- 4 課程博士の学位論文に添付する要旨については、3通を提出するものとする。

第14条 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、研究の分担を明確にし、学位論文の主論文として提出することについて共同研究者の同意書を添付しなければならない。

- 2 前項の論文は、学位申請者の分担した部分を主とした申請者単独名の論文でなければならない。
- 3 共同研究について、すでに共著論文がある場合には、その論文を参考論文として添付しなければならない。

第15条 主論文の内容が共同研究によるものであり、かつ、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき及び印刷公表される予定のときには、その共著論文をもって、学位規程第26条及び学位規程第40条に定める学位論文の公表の一部又は全部とすることができる。

第16条 課程博士の学位論文の審査委員については、第7条第1項を準用する。

- 2 第13条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、その届出が6月30日までになされたときは9月30日までに、その届出が1月31日までになされたときは3月31日までに、それぞれ審査委員

を選任するものとする。

第17条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、論文が9月30日までに提出された場合には翌年3月5日までに、3月31日までに提出された場合には9月5日までに、それぞれ終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第5章 論文博士の学位論文

第18条 論文博士の学位論文に添付する要旨については、4通を提出するものとする。

第19条 論文博士の学位論文について、主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、第14条の規定を準用する。

第20条 主論文の内容が共同研究によるものであり、かつ、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき及び印刷公表される予定のときには、第15条の規定を準用する。

第21条 論文博士の学位論文については、学位規程第32条による審査委員は、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、論文の提出のあった日から3ヶ月以内に選任するものとする。

第22条 論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、論文（3通）の提出のあった日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

2 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学から5年以

内に博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第5項による。

第6章 改正

第23条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第13条第1項及び第22条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

○学習院大学経営学研究科の学位に関する細則

平成 12 年 4 月 1 日
施行

改正	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	令和 元 年 5 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、学習院大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、経営学研究科において必要のある事項を定めるものとする。

第 2 条 経営学研究科における学位は、学位規程第 6 条による修士の学位、同第 15 条による博士の学位（以下、「課程博士」という。）及び学位規程第 28 条による博士の学位（以下、「論文博士」という。）とする。

第 3 条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は自著論文でなければならない。

2 外国語（英語を除く）による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

第 4 条 学位論文等には、要旨を添付するものとする。

第 5 条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文提出のときに添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第 46 条の定めるところによる。

第 2 章 修士の学位論文

第 6 条 修士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 修士の学位論文は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上を修得した者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を 20 単位以上修得し、かつ、経営学研究科委員会（以下、「研究科委員会」とい

う。）の承認を得た者は、修士の学位論文を提出することができる。

4 修士の学位論文（4 通）の提出期限は 1 月 10 日とし、論文を提出する予定の者は、前年の 6 月 30 日までに、論文の題名を指導教授を経て、大学の指定する方法に従って研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第 7 条 修士の学位論文については、学位規程第 9 条第 1 項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第 4 項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を 1 月 31 日までに選任するものとする。

第 8 条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3 月 5 日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第 3 章 特定の課題についての研究の成果

第 9 条 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 10 条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 研究の成果は、博士前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目について 20 単位以上を修得した者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、研究の成果を提出することができる。

4 研究の成果（4通）の提出期限は1月10日とし、研究の成果を提出する予定の者は、前年の4月1日までに、研究の成果の作成計画書（以下「計画書」という。）を、また、前年の6月30日までに、その題名を指導教授を経て、大学の指定する方法に従って研究科委員長に届け出なければならない。なお、計画書、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

5 計画書の内容に応じて、研究科委員会は、学位規程第10条第2項に定める学位論文等の総合的な審査の観点について、計画書を提出した者が特に留意すべき事項をあらかじめ提示することができる。

第11条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

第4章 課程博士の学位論文

第12条 課程博士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 課程博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得し、学位論文のテーマや構成、手法等に関する構想をまとめた博士論文作成計画書について研究科委員会から承認を得た者が提出することができる。

3 課程博士の学位論文（4通）の提出期限は9月30日又は3月31日とする。9月30日までに論文を提出する予定の者は、6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は、1月31日までに、それぞれ論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第13条 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によ

るものである場合には、次のようにしなければならない。

一 研究の分担を明確にし、主論文は学位申請者の分担した部分を主とした申請者単独名の論文でなければならない。

二 前項の論文が主論文として提出されることについて、共同研究者の同意書を添付する。

三 共同研究について、すでに共著論文がある場合には、その論文を参考論文として添付する。

第14条 主論文の内容が共同研究によるものである場合に、その共同研究についての共著論文がすでに公表されているとき、及び公表される予定のときには、その共著論文をもって、学位規程第26条及び学位規程第40条に定める学位論文の公表の一部又は全部とすることができるものとする。

第15条 課程博士の学位論文の審査委員については、第7条第1項を準用する。

2 第12条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、論文が提出された後、すみやかに審査委員を選任するものとする。

第16条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、論文が9月30日までに提出された場合には、翌年3月5日までに、3月31日までに提出された場合には、9月5日までに、それぞれ終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第5章 論文博士の学位論文

第17条 論文博士の学位論文については、学位規程第32条による審査委員は、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、論文の提出のあった日から3ヶ月以内に選任するものとする。

第18条 論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、論文（4通）の提出のあった日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学後5年以内に博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第5項による。

第6章 改正

第19条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第12条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

年度 博士論文題名届 (2通)

教務課受付月日	経営学研究科 経営学専攻 / 学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 TEL
題名		
指導教授	承認印	

上記の通りお届けします。

年 月 日

氏名



経営学研究科委員長 殿

※所要事項を記入し、9月30日までに論文提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに論文提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ学生センター教務課へ提出すること。

※自署でない場合は押印すること。

年度 修士論文・特定課題研究題名届 (2通)

教務課受付月日	経営学研究科 経営学専攻 / 学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 TEL
1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。	
2. 特定課題研究		
題名		
指導教授	承認印	

上記の通りお届けします。

年 月 日

氏名



経営学研究科委員長 殿

※所要事項を記入し、6月30日までに経済学部長秘書室へ提出すること。

※自署でない場合は押印すること。

○経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規

本内規は、学習院大学経営学研究科履修規定及び学習院大学経営学研究科の学位に関する細則を補完し、円滑な学位論文等の作成に資するため、学生指導の大綱を定める。

博士前期課程

- 1 本研究科博士前期課程の学生は、博士前期課程における履修計画・研究目標等をまとめた年度研究計画書を毎年度作成しなければならない。
- 2 学生の作成した年度研究計画書は、当該学生の指導教員1名と副指導教員1名以上の承認を得て、経営学研究科委員会に対し5月末までに提出しなければならない。
- 3 年度研究計画書を承認した教員は、経営学研究科委員会の承認を得ることによって当該学生の修士論文等指導委員会を構成する。当該学生は、研究の進捗状況等を随時、この修士論文等指導委員会に報告し、体系的な履修及び計画的な修士論文等の作成のため、必要な指導を受けなければならない。
- 4 修士論文等指導委員会の構成教員は、経営学研究科委員会の承認を得ることによって随時変更・追加することができる。
- 5 修士の学位論文をもって前期課程修了を希望する学生は、修士論文等指導委員会の指定する期日に、修士論文の中間報告を行わなければならない。
- 6 学習院大学経営学研究科の学位に関する細則第10条第4項に定める特定の課題についての研究の計画書（以下「計画書」という。）は、計画するテーマや構成、手法等に関し、修士の学位論文の構想と異なる点を特定しなければならない。
- 7 前項の計画書に関する修士論文等指導委員会の意見に基づき、学位論文等の総合的な審査の観点として経営学研究科委員会が特に留意すべき事項を提示した場合は、計画書を提出した者はその内容に従わなければならない。

博士後期課程

- 1 本研究科博士後期課程の学生は、その年度における履修計画・研究目標等をまとめた年度研究計画書を毎年度作成しなければならない。

- 2 学生の作成した年度研究計画書は、当該学生の指導教員1名と副指導教員1名以上の承認を得て、経営学研究科委員会に対し5月末までに提出しなければならない。
- 3 年度研究計画書を承認した教員は、経営学研究科委員会の承認を得ることによって当該学生の博士論文指導委員会を構成する。当該学生は、研究の進捗状況等を随時、この博士論文指導委員会に報告し、体系的な履修及び計画的な博士論文の作成のため、必要な指導を受けなければならない。
- 4 博士論文指導委員会の構成教員は、経営学研究科委員会の承認を得ることによって随時変更・追加することができる。
- 5 本研究科博士後期課程の学生は、博士論文のテーマや構成、手法等に関する構想をまとめた博士論文作成計画書を、原則として1年次の年度末までに博士論文指導委員会に提出しなければならない。
- 6 博士論文指導委員会は、博士論文作成計画書を審査し、経営学研究科委員会において審査結果を報告する。経営学研究科委員会は、当該審査結果に基づき、博士論文作成計画書の承認について審議する。
- 7 上記の期間内に博士論文作成計画書を提出しなかった学生、もしくは同計画書が博士論文指導委員会によって承認されなかった学生は、2年次以降、各年次の6月、10月、3月の各月末までに改めて提出し、博士論文指導委員会の審査を受けて博士論文作成計画書の承認を得なければならない。
- 8 博士論文提出資格を取得した学生は、博士論文指導委員会の指定した期日に博士論文の中間報告を行わなければならない。

附 則

本内規は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 本内規は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の入学者から適用する。
- 2 令和4年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

○学習院大学人文科学研究科の学位に関する細則

令和3年4月1日

施行

第1章 総 則

第1条 この細則は、学習院大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、人文科学研究科において必要のある事項を定めるものとする。

第2条 人文科学研究科における学位は、学位規程第6条による修士の学位、同第15条による博士の学位（課程博士）及び同第28条による博士の学位（論文博士）とする。

第3条 学位論文は、自著論文でなければならない。ただし、参考論文の場合は、この限りでない。

2 学位論文に使用する言語は、日本語、英語、独語又は仏語のいずれかとする。

第4条 学位論文提出時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第46条の定めるところによる。

2 学位論文及び題名届の提出に関する窓口は、学生センター教務課とする。

第2章 修士の学位論文

第5条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 修士論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得した者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の承認を得た者は、修士論文を提出することができる。

4 修士論文（3通）の提出期限は1月10日とし、論文を提出する予定の者は、前年の6月30日までに、論文の題名を、指導教授を経て、大学の指定する方法に従って人文科学研究科委員長（以下「研究科委員長」という。）に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、

提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。修士論文の題名届の様式は、別表1のとおりとする。

第6条 修士論文の審査委員について、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を1月10日までに選任するものとする。

第7条 修士論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を延期することができる。

第3章 課程博士の学位論文

第8条 課程博士の学位論文（以下、本章では「博士論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得した者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、博士論文を提出することができる。

4 博士論文（3通）は、次の各号に定めるいずれかの期間内に提出しなければならない。

一 8月1日から9月末日まで

二 1月11日から2月末日まで

5 博士論文を提出する予定の者は、前項各号に定める提出期間最終日の3か月前までに、論文の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。博士論文の題名届の様式は、別表2のとおりとする。

第9条 博士論文の審査委員については、第6条第1項を準用する。

2 研究科委員会は、博士論文が提出された後、速やかにその論文の審査委員を選任するものとする。

第10条 博士論文の審査及び論文提出者に対する試験は、博士論文が提出された日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を延期することができる。

第4章 論文博士の学位論文

第11条 論文博士の学位論文（以下、本章では「博士論文」という。）の審査委員については、学位規程第32条に基づき、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、博士論文が提出された日から1か月以内に選任するものとする。

第12条 博士論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、博士論文（3通）が提出された日から1年以内に終了しなけ

ればならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を延期することができる。

2 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から5年以内に論文博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第5項の定めるところによる。

第5章 改正

第13条 この細則の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項及び第8条第1項については、令和2年度入学者から適用する。
- 3 この細則の施行に伴い、学習院大学人文科学研究科学位規程に関する内規（昭和43年6月1日施行）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

別表 1

年度 修士論文題名届 (A) 教務課提出用

教務課受付印

人文科学研究科	専攻/学籍番号						
フリガナ							TEL
氏名							㊟
現住所	〒						

題名	和文										
	欧文										
指導教授			㊟								

上記の通りお届けいたします。 年 月 日
 人文科学研究科委員長 殿

.....研究室キリトリ.....

年度 修士論文題名届 (B) 研究室提出用

研究室受付印

人文科学研究科	専攻/学籍番号						
フリガナ							TEL
氏名							㊟
現住所	〒						

題名	和文										
	欧文										
指導教授			㊟								

上記の通りお届けいたします。 年 月 日
 人文科学研究科委員長 殿

別表 2

年度 博士論文題名届 (A) 教務課提出用

教務課受付印

人文科学研究科	専攻/学籍番号						
フリガナ						TEL	
氏名						印	
現住所	〒						

題名	和文										
	欧文										
指導教授		印		印							印

上記の通りお届けいたします。 年 月 日
人文科学研究科委員長 殿

.....研究室キリトリ.....

年度 博士論文題名届 (B) 研究室提出用

研究室受付印

人文科学研究科	専攻/学籍番号						
フリガナ						TEL	
氏名						印	
現住所	〒						

題名	和文										
	欧文										
指導教授		印		印							印

上記の通りお届けいたします。 年 月 日
人文科学研究科委員長 殿

○人文科学研究科博士課程学生の 学位論文作成指導に関する内規

(目的) 本内規は、学習院大学人文科学研究科の学生の博士課程修了を円滑にすることを目的として、本研究科における学位論文作成指導の大綱を定めるものである。

博士前期課程

- 1 本研究科の博士前期課程に入学した学生は、4月末日までに、博士前期課程における研究目標等をまとめた「研究計画書」を、各専攻宛に提出しなければならない。
- 2 各専攻は、学生の提出した「研究計画書」に基づき、その専攻に所属する教員の中から当該学生の指導教授1名、副指導教授1名以上を決定し、当該学生についての修士論文指導委員会を組織する。
- 3 学生は、研究の進捗状況等を随時、指導委員会に報告し、必要な指導を受けなければならない。
- 4 学生は、修士論文のテーマや構成等に関する構想をまとめた「修士論文作成計画書」を、原則として1年次の3月25日から30日までの期間に指導委員会に提出しなければならない。
- 5 2年次以降の学生は、指導委員会の指定する期日に、修士論文の中間報告を行わなければならない。

博士後期課程

- 1 本研究科の博士後期課程に入学した学生は、4月末日までに、博士後期課程における研究目標等を

まとめた「研究計画書」を、各専攻宛に提出しなければならない。

- 2 各専攻は、学生の提出した「研究計画書」に基づき、本研究科に所属する教員の中から当該学生の指導教授1名、副指導教授1名以上を決定し、当該学生についての博士論文指導委員会を組織する。
- 3 学生は、博士論文のテーマや構成等に関する構想をまとめた「博士論文作成計画書」を、原則として1年次の3月25日から30日までの期間に指導委員会に提出しなければならない。
- 4 博士論文指導委員会は「博士論文作成計画書」の審査を行う。同委員会の審査の結果、計画書が承認された学生について、本研究科委員会は、博士論文提出資格を有するものと認定する。
- 5 上記の期間内に「博士論文作成計画書」を提出しなかった学生、もしくは同計画書が指導委員会によって承認されなかった学生は、2年次以降、各年次の6月、10月、3月の各25日から30日までの期間に改めて提出することができる。
- 6 博士論文提出資格を取得した学生は、指導委員会の指定した期日に博士論文の中間報告を行わなければならない。

附 則

本内規は、平成6年3月8日から施行し、平成7年度の入学者から適用する。

○学習院大学学位規程に関する内規（自然科学研究科）

（研究科委員会 昭和38年12月17日）

（大学院委員会 昭和38年12月20日）

改正 平成 3 年 10 月 30 日

平成 18 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

平成 8 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

第1条 この内規は本学学位規程（以下「規程」という。）に関して、自然科学研究科において必要のある事項を定めるものとする。

第2条 自然科学研究科における学位は、規程第6条による修士の学位、規程第15条による博士の学位（課程博士）及び、規程第28条による博士の学位（論文博士）とする。

第3条 規程第16条及び規程第29条によって提出する博士の学位論文は、3部（参考論文についても同様）とする。学位申請書には論文目録4部、主論文の内容の要旨4部及び履歴書2部を添付しなければならない。

2 3月に博士の学位を得ようとする学生は、その前年の12月24日までに学位論文を提出しなければならない。

3 12月24日までに学位論文を提出する予定の学生は、11月30日までにその論文の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出るものとする。

第4条 3月に博士前期課程を修了しようとする学生は、1月31日までに修士の学位論文を提出しなければならない。

第5条 主論文は、自著論文でなくてはならない。

2 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、次のようにしなければならない。

一 研究の分担を明確にし、主論文は学位申請者の分担した部分を主とした申請者単独名の論文でなければならない。

二 前号の論文が主論文として提出されることについて、共同研究者の同意書を添付する。

三 共同研究について、すでに共著論文がある場合には、その論文を参考論文として添付する。

3 主論文の内容が共同研究によるものである場合に、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき、及び印刷公表される予定のと

きには、その共著論文をもって、規程第26条及び規程第40条に定める学位論文の公表の一部又は全部とすることができるものとする。

4 主論文に使用する言語は、日本語、英語、仏語又は独語のいずれかとする。ただし、修士の学位論文及び課程博士の学位論文について、仏語又は独語を使用する場合は、指導教授を経て、研究科委員長にその旨申し出、承認を得なければならない。

第6条 規程第9条、規程第18条、及び規程第32条による審査委員のうち指導教授以外の委員及び指導教授を主査としない場合の主査は、研究科委員会で選定するものとする。

2 この内規第3条第3項の届出があった場合には、その論文の審査委員を12月25日までに選定するものとする。

第7条 この内規第3条第2項によって提出された論文の審査及び論文提出者に対する試験は、規程第20条の規程にかかわらず3月10日までに終了しなければならない。ただし特別の事由があるときは研究科委員会の議を経てその期日を延期することができる。

第8条 博士後期課程に在学中の学生が12月25日から翌年3月31日までの間に学位論文を提出した場合には、その論文の審査及び論文提出者に対する試験を6月30日までに終了するものとする。

ただし特別の事由があるときは研究科委員会の議を経てその期日を延期することができる。

第9条 学位論文提出のとき添付する学位申請関係書類の様式は、規程第46条によるものとする。

2 規程第21条、規程第23条、規程第35条及び第37条の報告関係書類の様式は別表第4(2)、第5(2)、第6、第7のとおりとする。

附 則

この内規は、平成3年10月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

○ 学習院大学国際社会科学研究所の学位に関する細則

令和8年4月1日

施行

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、学習院大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、国際社会科学研究所において必要のある事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 国際社会科学研究所における学位は、学位規程第6条による修士の学位とする。

(学位論文等の自著)

第3条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は自著でなければならない。

(学位論文等の要旨)

第4条 学位論文等には、要旨を添付するものとする。（様式及び提出）

第5条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出の時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第46条の定めるところによる。

3 学位論文等及び題名届の提出窓口は学生センター教務課とする。

第2章 修士の学位論文

(修士の学位論文)

第6条 修士の学位論文（以下「学位論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 学位論文は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、国際社会科学研究所委員会（以下「研究科委員会」と

いう。）の承認を得た者は、学位論文を提出することができる。

4 学位論文（3通）の提出期限は1月31日とする。学位論文を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、学位論文の題名を第5条第1項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

5 学位論文に添付する要旨については、3通を提出するものとする。（審査委員の選任）

第7条 学位論文については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、その学位論文の審査委員を12月20日までに選任するものとする。（審査及び試験の期日）

第8条 学位論文の審査及び学位論文提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第3章 特定の課題についての研究の成果

(審査の代替)

第9条 特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(研究の成果)

第10条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 研究の成果は、修士課程に1年以上在学し、所定

の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、研究の成果を提出することができる。
- 4 研究の成果（3通）の提出期限は1月31日とする。研究の成果を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、その題名を第5条第1項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。
- 5 研究の成果に添付する要旨については、3通を提出するものとする。

（審査委員の選任）

第11条 研究の成果については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

- 2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、研究の成果の審査委員を12月20日までに選任するものとする。

（審査及び試験の期日）

第12条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第4章 改正

（改正）

第13条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

年度修士論文・特定課題研究題名届（2通）

教務課受付月日	国際社会科学研究科国際社会科学専攻 学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 TEL
1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。	
2. 特定課題研究		
題名		
指導教授	承認印	

上記のとおりお届けします。

年 月 日
氏名 _____ 印

国際社会科学研究科委員長 殿

注 所要事項を記入し、11月30日までに学生センター教務課へ提出すること。

○ 学習院大学国際文化交流研究科の学位に関する細則

令和8年4月1日

施行

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、学習院大学学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき、国際文化交流研究科において必要のある事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 国際文化交流研究科における学位は、学位規程第6条による修士の学位とする。

(学位論文等の自署)

第3条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は、自署論文でなければならない。

2 学位論文等において使用する言語は、国際文化交流研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において定める。なお、外国語（英語を除く。）による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

(学位論文等の要旨)

第4条 学位論文等には、要旨を添付するものとする。（様式及び提出）

第5条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文等提出の時に添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第46条の定めるところによる。

3 学位論文等及び題名届の提出窓口は、国際文化交流研究科事務室とする。

第2章 修士の学位論文

(修士の学位論文)

第6条 修士の学位論文（以下「学位論文」という。）を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

2 学位論文は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得

見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、学位論文を提出することができる。

4 学位論文（4通）の提出期限は、1月31日とする。学位論文を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、学位論文の題名を第5条第1項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て国際文化交流研究科委員長（以下「研究科委員長」という。）に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

5 学位論文に添付する要旨については、4通を提出するものとする。

(審査委員の選任)

第7条 学位論文については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、その学位論文の審査委員を12月20日までに選任するものとする。

(審査及び試験の期日)

第8条 学位論文の審査及び学位論文提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第3章 特定の課題についての研究の成果

(審査の代替)

第9条 特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(研究の成果)

第10条 研究の成果を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

- 2 研究の成果は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、研究科委員会の承認を得た者は、研究の成果を提出することができる。
- 4 研究の成果(4通)の提出期限は、1月31日とする。研究の成果を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、その題名を第5条第1項に定める様式その他の本学が指定する方法により、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。
- 5 研究の成果に添付する要旨については、4通を提出するものとする。

(審査委員の選任)

第11条 研究の成果については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

- 2 前条第4項の届出があった場合には、研究科委員会は、研究の成果の審査委員を12月20日までに選任するものとする。

(審査及び試験の期日)

第12条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期日を変更することができる。

第4章 改正

(改正)

第13条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

年度修士論文・特定課題研究題名届（2通）

研究科受付月日	国際文化交流研究科国際文化交流専攻 学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 TEL
1. 修士論文	いずれか一方に○印をつけてください。	
2. 特定課題研究		
題名		
指導教授	承認印	

上記のとおりお届けします。

年 月 日
氏名 _____ 印

国際文化交流研究科委員長 殿

注 所要事項を記入し、11月30日までに国際文化交流研究科事務室へ提出すること。

II

學位論文等審查基準

法学研究科

法学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえて的確性	先行研究を十分に検討した上で、研究課題が明確かつ的確に設定されていること。	先行研究を網羅的に検討した上で、研究課題が明確かつ的確に設定されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	設定された課題を追求する上で、適切な方法論を採用していること。	設定された課題を追求する上で、適切な方法論を採用していること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	設定された課題を研究するために必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。	設定された課題を研究するために必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。
4	結論の妥当性	設定された課題について、採用した研究方法により導かれた結論が妥当であること。	設定された課題について、採用した研究方法により導かれた結論が妥当であること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究内容に一定の独創性があり、研究分野への一定の貢献が認められること。	研究内容の独創性が高く、研究分野への十分な貢献が認められること。
6	その他	研究倫理を十分に理解し遵守していること。	研究倫理を十分に理解し遵守していること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

〈特定課題研究〉

観 点		特定課題研究の審査基準
1	研究課題の明確性	各自の問題意識に沿って研究課題が明確に定められ、研究の目的やその重要性が的確に示されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を採求し、研究の目的を達成するため、適切な方法が採用され、それが正確に記述されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を解明するために必要不可欠な先行研究や資料・データなどを収集し、その分析や考察が適切に行われていること。
4	研究の成果の妥当性	研究により導かれた結論が研究課題を説得的に解明したものとなっていること。また、参考資料の提示等が十分になされていること。
5	研究の新規性	研究内容に独自性と新規性が認められ、当該研究分野の既存の研究とは異なる新規な研究成果に相応しい要素が含まれていること。
6	その他	学術論文としての体裁が整ったものであり、且つ全ての観点において研究倫理に従っていること。

※観点1～5は学位規程第10条第3項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

政治学研究科

政治学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	先行研究の批判的検討を踏まえ、研究課題が明確かつ的確に設定されていること。	先行研究の網羅的かつ批判的検討を踏まえ、学術的意義の高い研究課題が明確かつ的確に設定されていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究課題を追求するための方法論に関する検討を踏まえ、適切な方法が採用されていること。	研究課題を追求するための方法論に関する十分な検討を行い、その中からできる限り適切な方法が採用されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題の解明のために必要な資料やデータなどを十分に収集し、その分析や処理が批判的かつ実証的になされていること。	研究課題の解明のために必要な資料やデータなどをできる限り網羅的に収集し、その分析や処理が学術的に厳密な手続きに従って批判的かつ実証的になされていること。
4	結論の妥当性	研究の結論が、研究課題との対応が明確で、論理や実証面で妥当なものとなっていること。	研究の結論が、研究課題との対応が明確で、論理や実証の点で妥当であり、十分な説得力をもっていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究に独創性が認められ、当該研究分野に一定の学術的貢献をなす可能性を有していること。	研究に高い独創性が認められ、当該研究分野に大きな学術的貢献をなす可能性を有していること。
6	その他	研究倫理が遵守されていること。また、学術論文としての体裁が整ったものであること。	研究倫理が遵守されていること。また、学術論文としての体裁が整ったものであること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

政治学研究科

〈特定課題研究〉

観 点		特定課題研究の審査基準
1	研究課題の明確性	各自の問題関心に沿った研究課題が明確に定められていること。
2	課題を追求する上で の方法論の適切性	研究課題を追求するための適切な方法について検討を行い、それが採用されていること。
3	研究方法及び調査方法 の妥当性	研究課題を解明するために必要不可欠な資料やデータなどを収集し、その分析や処理が客観的になされていること。
4	研究の成果の妥当性	研究を通じて得られた成果が、研究課題を説得的に解明したものとなっていること。
5	研究の新規性	当該研究分野において他の研究との差異化が図られ、あるいは独自性を有していること。
6	その他	研究倫理が遵守されていること。また、学術論文としての体裁が整ったものであること。

※観点1～5は学位規程第10条第3項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

経済学研究科

経済学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題が明確に示され、先行研究を踏まえての的確性が確保されていること。	学術性の高い研究課題が明確に示され、先行研究を踏まえての的確性が十分に確保されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上での方法論が適切であること。	研究課題を追求する上での方法論が適切に選択されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が適切かつ効率的に用いられていること。
4	結論の妥当性	導き出された結論が妥当であること。	採用された研究方法及び調査方法によって導き出された結論が妥当であること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究の独創性が確保され、当該研究分野への貢献が認められること。	研究の独創性が十分に確保され、当該研究分野への学術的貢献が明確に認められること。
6	その他		

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

〈特定課題研究〉

観 点		特定課題研究の審査基準
1	研究課題の明確性	研究課題が明確に示されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上で採用された方法論が適切であること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。
4	研究の成果の妥当性	導き出された研究の成果が妥当であること。
5	研究の新規性	研究の新規性が確保されていること。
6	その他	

※観点1～5は学位規程第10条第3項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

経営学研究科

経営学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題が明確に示され、先行研究を踏まえての的確性が確保されていること。	学術性の高い研究課題が明確に示され、先行研究を踏まえての的確性が十分に確保されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上での方法論が適切であること。	研究課題を追求する上での方法論が適切に選択されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が適切かつ効率的に用いられていること。
4	結論の妥当性	導き出された結論が妥当であること。	採用された研究方法及び調査方法によって導き出された結論が妥当であること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究の独創性が確保され、当該研究分野への貢献が認められること。	研究の独創性が十分に確保され、当該研究分野への学術的貢献が明確に認められること。
6	その他		

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

〈特定課題研究〉

観 点		特定課題研究の審査基準
1	研究課題の明確性	研究課題が明確に示されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上で採用された方法論が適切であること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。
4	研究の成果の妥当性	導き出された研究の成果が妥当であること。
5	研究の新規性	研究の新規性が確保されていること。
6	その他	

※観点1～5は学位規程第10条第3項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

人文科学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科及び各専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈哲学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえた的確性	研究課題の学術的な意義が明確であり、それに関わる先行研究が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われていること。	研究課題の学術的な意義が明確であり、それに関わる先行研究が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究課題において、結論を導くために適切な方法が用いられていること。とりわけ、哲学思想史研究として必要な文献の読解・精査が行われていること。	研究課題において、結論を導くために適切な方法が用いられていること。とりわけ、哲学思想史研究として必要な文献の読解・精査が行われていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究において採用された方法、特に文献の読解・精査から結論へ至る過程が妥当であること。	研究において採用された方法、特に文献の読解・精査から結論へ至る過程が妥当であること。
4	結論の妥当性	研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性があること。	設定された研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性がとれ、学術的意義が示されていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	哲学思想史の研究発展に対して、独自の視点から積極的な貢献を試みていること。	哲学思想史の研究において、独自の視点を確立し、研究史発展への貢献がなされていること。
6	その他	的確な語句の使い方や文章表現、引用や出典の明確さなど、学位論文としての体裁が整っていること。また、研究倫理が遵守されていること。	的確な語句の使い方や文章表現、引用や出典の明確さなど、学位論文としての体裁が整っていること。また、研究倫理が遵守されていること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈美術史学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題の学術的な意義が明確であり、それに関わる先行研究が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われていること。	研究課題の学術的な意義が明確であり、それに関わる先行研究が適切に提示され、精確な読解や的確な評価が行われていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究課題において、結論を導くために適切な方法が用いられていること。とりわけ、美術史学研究として必要な作品や文献の調査・考究が行われていること。	研究課題において、結論を導くために適切な方法が用いられていること。とりわけ、美術史学研究として必要な作品や文献の調査・考究が行われていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究において採用された方法、とりわけ作品や文献の調査・考究から結論へ至る過程が妥当であること。	研究において採用された方法、とりわけ作品や文献の調査・考究から結論へ至る過程が妥当であること。
4	結論の妥当性	研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性があること。	設定された研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性がとれ、学術的意義が示されていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	美術史学の研究発展に対して、独自の視点から積極的な貢献を試みていること。	美術史学の研究において、独自の視点を確立し、研究史発展への貢献がなされていること。
6	その他	的確な語句の使い方や文章表現、引用や出典の明確さなど、学位論文としての体裁が整っていること。また、研究倫理が遵守されていること。	的確な語句の使い方や文章表現、引用や出典の明確さなど、学位論文としての体裁が整っていること。また、研究倫理が遵守されていること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈史学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	的確な課題設定と、それに関する先行研究を網羅的に検討していること。	研究史を網羅的に検討し、評価すべき点と自身の問題設定との関係を明確化していること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	一面的な見方に基づくことのない方法で史資料の詳細な検討に基づいていること。	多角的に多様な史資料を詳細に検討していること。また、方法論的に新たな手法を用いていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	外国語や古語の読解能力を高め、史資料を的確に解釈できること。	広範囲に多くの史資料を収集し、多角的かつ深淵まで史資料を検討していること。
4	結論の妥当性	課題設定に対して論理的に整合性をもつて的確な結論を導いていること。また、広い視野に基づき結論を導いていること。	課題設定に対して論理的に整合性をもつて広い視野に基づいた的確な結論を導き、研究史に画期を与える論文となっていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	使用する史資料に関する解釈の独創性があり、従来の研究史に新たな視点を提供する水準であること。	豊富な史資料に関し、その分析視角や解釈の独創性が高く、研究史上重要視される論文となっていること。
6	その他	論文作成を通じて、修了後社会に貢献できるような発想法・調査方法・読解能力を習得していること。	完成後、研究者として自立できるような水準に達していること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈日本語日本文学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	明確で適切な研究課題が設定され、先行研究へも過不足なく目配りが効いていること。	明確で適切な研究課題が設定され、先行研究へも十分に目配りが効いていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	先行研究を理解し、既成の研究水準に対して新見を提示する姿勢が適切に示されていること。	先行研究を理解し、既成の研究水準に対して新見を提示する姿勢が十分に示されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題と当該研究領域に求められる研究方法を採用し、資料の収集とその分析が適切になされていること。	研究課題と当該研究領域に求められる研究方法を採用し、資料の収集とその分析が十分になされていること。
4	結論の妥当性	記述が明確で、論理構成も整い、結論が首肯されるものになっていること。	記述が明確で、論理構成も整い、結論が十分に首肯されるものになっていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究内容に独創性が認められ、学外の公的学会で発表する水準に達している内容が含まれていること。	研究内容に独創性が認められ、論文全体が公刊されるのに耐えうる内容であること。
6	その他	協調性を持ちつつも独立した専門家としての豊かな学識を有し、研究倫理もきちんと理解していること。	協調性を持ちつつも独立した専門家としての豊かな学識を有し、研究倫理もきちんと理解し、国際的な発信力があること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈英語英米文学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえた的確性	研究対象分野における過去の研究史を理解し、これを踏まえた上で発見された研究課題であること。また、テーマ設定が明確であること。	研究対象分野における過去の研究史を理解し、これを踏まえた上で発見された研究課題であること。また、テーマ設定が明確であること。
2	課題を追求する方法論の適切性	問題意識をはっきりとさせた上で、先行研究が十分に検討・吟味されていること。	問題意識をはっきりとさせた上で、先行研究が網羅的に検討・吟味されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	自己の研究に関わる重要な文献を参照した上で、必要な引用をし、その出典記載が適切になされていること。また、学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程を遵守すること。	自己の研究に関わる重要な文献をすべて参照した上で、必要な引用をし、その出典記載が適切になされていること。また、学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程を遵守すること。
4	結論の妥当性	研究史に鑑み、自分の研究がどういった位置にあるかを明確に示した上で、独自の結論を導き出していること。	研究史に鑑み、自分の研究がどういった位置にあるかを明確に示した上で、独自の結論を導き出していること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	英語圏の文化・文学・言語研究への何らかの積極的な貢献を果たす意義を持っていること。	従来の研究にない独自の貢献を付け加える意義を持っていること。
6	その他	言語表現が的確であり、形式と体裁に関する規定が守られていること。	言語表現が的確であり、形式と体裁に関する規定が守られていること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈ドイツ語ドイツ文学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	明確で適切な問題意識のもとに、ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野の先行研究を踏まえた上で学術的及び社会的意義が認められる研究課題が設定されていること。	申請された学位に妥当であると同時に明確で適切な問題意識のもとに、ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野の先行研究を踏まえた上で学術的及び社会的意義が認められる研究課題が設定されていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	先行研究、とりわけドイツ語で書かれた研究文献を十分検討・吟味した上で、研究分野で求められる適切な方法論を採用していること。	先行研究、とりわけドイツ語で書かれた研究文献を深く網羅的に検討・吟味した上で、研究分野で求められる適切な方法論を採用していること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野で求められる研究方法及び調査方法を採用し、情報や資料の収集、調査、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。	ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野で求められる研究方法及び調査方法を採用し、情報や資料の収集、調査、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。
4	結論の妥当性	修士論文の構成が的確で、論理展開と結論に整合性と一貫性があること。	博士論文の構成が的確で、論理展開と結論に整合性と一貫性があること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究に独創性が認められ、ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野に関して一定の貢献をなし得ること。	ドイツ語学・ドイツ文学・ドイツ文化学の研究分野における独創的かつ先端的な研究であり、当該分野に関して多大な貢献をする可能性がある優れた成果を提供していること。
6	その他	修士論文の本文又は要約で研究成果を明確なドイツ語で執筆できること。	博士論文の本文又は要約で研究成果を明確かつ学問的に高い水準にあるドイツ語で執筆できること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈フランス文学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題が明確に設定されており、かつフランス語文献をはじめ国内外の先行研究が正確に理解され、適切に参照、引用されていること。	研究課題が明確に設定されており、かつフランス語文献をはじめ国内外の先行研究が包括的に把握され、適切に参照、引用されていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究分野に関する専門知識に基づき、研究課題に対応した方法論が適切に採用、実施されていること。	研究分野に関する包括的な専門知識に基づき、研究課題に対応した方法論が十分批判的に検討され、適切に採用、実施されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究分野と研究課題に求められる適切な研究方法及び調査方法が採用され、フランス語文献をはじめ国内外の資料収集、読解、分析のプロセスが妥当であること。	研究分野と研究課題に求められる適切な研究方法及び調査方法が採用され、フランス語文献をはじめ国内外の資料収集、読解、分析のプロセスが妥当かつ、国際的水準に合致していること。
4	結論の妥当性	修士論文の構成、論述が的確で、説得力のある結論が実証的かつ整合的に導き出されていること。	博士論文の構成、論述が緻密かつ明晰で、説得力のある結論が実証的かつ整合的に導き出されていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究の内容が先行研究との比較の上で十分独創的であり、研究分野の発展に貢献していること。	研究の内容が国際的水準に照らして独創的かつ先端的であり、研究分野の専門研究者として社会的に貢献しているものであること。
6	その他		

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈心理学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	先行研究が明らかにした当該領域の研究知見を十分に理解し、検討した上で、研究テーマが明確に設定されていること。	先行研究が明らかにした当該領域の研究知見を十分に理解し、検討した上で、人間理解と社会問題の解決に資する研究テーマが明確に設定されていること。
2	課題を追求する方法論の適切性	研究参加者の権利と研究者の社会的責任を十分に考慮し、研究の倫理に関して適切に判断していること。	研究参加者の権利と研究者の社会的責任を十分に考慮し、研究の倫理に関して適切に判断していること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究テーマに関連した心理現象や社会現象を客観的にとらえることができる研究方法・測定方法・データ解析法を選択し、実施していること。	研究テーマに関連した心理現象や社会現象を客観的にとらえることができる研究方法・測定方法・データ解析法を選択し、実施していること。
4	結論の妥当性	実証的なデータに基づき、論理的な議論を通じて、説得力をもった一貫性のある主張を構築できていること。	実証的なデータに基づき、論理的な議論を通じて、説得力をもった一貫性のある主張を構築できていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	新しい問題の発見や新しい方法の開発を通して、当該研究領域に貢献しうる知見を明らかにしていること。	新しい問題の発見や新しい方法の開発を通して、当該研究領域及び社会に還元、貢献しうる知見を明らかにしていること。
6	その他		自らの関心や問題意識をさらに掘り下げて、一貫した研究テーマの下で研究を自律的かつ継続的に進めることができる能力を有していると判断できること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈臨床心理学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	問題設定の意図・意義が明確であり、先行研究の検討及び吟味が十分になされていること。	その分野に新しい貢献がなされるような問題設定がなされており、その意図・意義が明確であり、先行研究の体系的な検討及び吟味が十分になされていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究課題に求められている研究方法を採用し、資料の収集、分類、分析に関する方法に十分な適切性を有していること。	研究課題に求められている研究方法の選択や内容に習熟しており、それを資料の収集、分類、分析に適切性をもって用いることができていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題に沿った資料を収集する際の方法論、また、それら資料に対する分析のための方法論に妥当性を有していること。	研究課題に沿った資料を収集する際の方法論、また、それら資料に対する分析のための方法論に高い精度での妥当性を有していること。
4	結論の妥当性	結論に至る、資料の分析の論理展開に十分な妥当性、説得力があること。	結論に至る、資料の分析の論理展開に十分な妥当性、説得力があること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究内容に独創性が認められ、新たな知見をその研究テーマに関する分野にもたらしていること。	研究内容、あるいは問題設定の視点、資料の収集方法、その分析や結論に至る論理展開に独創性が認められ、新たな知見をその研究テーマに関する分野にもたらしていること。
6	その他		執筆者が自立的な研究者として、さらなる研究を遂行していく能力を有していることを証している研究であること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈教育学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	広い視野に立って現代の教育課題と向き合い、先行研究の十分な検討を踏まえつつ、明確に研究課題が設定されていること。	広い視野に立って現代の教育課題と向き合い、先行研究の十分な検討を踏まえつつ、明確に研究課題が設定されていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	研究対象の特性に即した研究及び調査の方法を採ったものであること。	研究対象の特性に即した研究及び調査の方法を採ったものであること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	人間の営みを研究対象とすることを踏まえ、しかるべき倫理的配慮が行われていること。	人間の営みを研究対象とすることを踏まえ、しかるべき倫理的配慮が行われていること。
4	結論の妥当性	文献及び資料・データの分析・考察を踏まえ、研究の経過と成果を的確に表現できていること。	文献及び資料・データの分析・考察を踏まえ、研究の経過と成果を的確に表現できていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	教育学研究の推進及び教育実践の改善に結びつくものであること。	教育学研究の推進及び教育実践の改善に向け、従来の研究的成果の再構築をもたらす独創性を有するものであること。
6	その他	教育の実践の分野において自ら創造的な活動をしていく意欲が読み取れるものであること。	教育の研究と実践の分野において自ら創造的な活動をしていく意欲が読み取れるものであること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈アーカイブズ学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	先行研究を検討することを通して、研究課題が明確なものとなり、論理的に追求できるものとなっていること。	先行研究を網羅的に把握・分析することを通して、研究課題が明確なものとなり、科学的に追求できるものとなっていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	記録・アーカイブズに関する研究作業を通して、研究課題と研究素材を限定的に位置づけ、それを実証的に解明及び解決する方法が検討されていること。	記録・アーカイブズに関する研究作業を通して、研究課題と研究素材を総合的に位置づけ、それを実証的に解明及び解決する方法が多角的に検討されていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題に相応しい研究方法及び調査方法を適切に選定し、組み合わせていること。また、その際に典拠文献の記載や引用を適切に行っていること。	様々な研究方法及び調査方法を検討し、最もふさわしいものを適切に選定し、組み合わせていること。また、必要な資料の発見・使用、図・表等による提示、引用、典拠文献の記載を適切に行うことにより、実証の精度や論理性を高めていること。
4	結論の妥当性	研究課題、先行研究、研究素材、研究方法及び調査方法から結論が順当に導かれ、一貫したものとなっていること。	上記の研究課題、先行研究、研究素材、研究方法及び調査方法から結論が順当に導かれ、科学研究の成果として整合的で一貫したものとなっていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	アーカイブズ学の知識・技術及び考え方に関し、新領域の発見又は新しい視角・方法による実験・開発を含み、学会等において研究報告できる水準であること。	アーカイブズ学における新領域の発見又は新しい視角・方法による実験・開発を一体系として含んでいること。また、アーカイブズ学研究及びアーキビスト養成において活用できるものであること。
6	その他		アーカイブズ学の国際的な水準において、研究者・教育者としての豊かな学識が認められるとともに、アーキビストの倫理を理解し、社会に対する責任を果たすことができるものであること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

人文科学研究科

〈身体表象文化学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題を明確に示し、国内外の先行研究を広範に踏まえて論じていること。	研究課題を明確に示し、国内外の先行研究を網羅的に踏まえて論じていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	課題を迫及する上で方法論を適切に行っていること。	課題を迫及する上で方法論を具体的かつ明示的に行っていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究方法を具体的に示し、調査と検証を適切に行っていること。	研究方法を具体的に示し、調査と検証を緻密に行っていること。
4	結論の妥当性	論点を明確に示した上で、結論を論理的に導き出していること。	論点を明確に示した上で、結論を論理的に導き出していること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	独創的な研究を行い、研究分野に貢献を果たしていること。	独創的な研究を行い、研究分野に高度な貢献を果たしていること。
6	その他	論文全体の構成を適切に行い、明快な議論を展開していること。	論文全体の構成を適切に行い、明快な議論を展開していること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

自然科学研究科

自然科学研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科及び各専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈物理学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究目的が明確で、学術的に意義を有すると認められる課題が設定されていること。また、先行研究を十分に参照し、そのことが明記されており、引用が正確になされていること。	研究目的が明確で、学術的に意義を有すると認められる課題が設定されていること。また、研究課題が申請された学位に妥当であると同時に、獨創性、知見の新規性、有用性等の十分な学術的な価値を有すること。さらに、先行研究を十分に参照し、そのことが明記されており、引用が正確になされていること。
2	課題を追求する方法論の適切性	研究課題の追求が、データ、資料などの処理、分析、解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。	研究課題の追求が、データ、資料などの処理、分析、解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題探求のために採用された、理論、実験、分析、シミュレーション、観測、調査あるいは資料収集などの方法が適切であること。	研究課題探求のために採用された、理論、実験、分析、シミュレーション、観測、調査あるいは資料収集などの方法が適切であること。
4	結論の妥当性	修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。	博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。
5	研究の獨創性と研究分野への貢献	研究内容に獨創性が認められ、得られた結果が当該研究領域の発展又は社会への貢献に寄与すること。	研究テーマ、研究手法、導き出された結論等に独自の価値が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する優れた成果を提供していること。
6	その他		国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

自然科学研究科

〈化学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	先行研究を踏まえた上で、適切な問題意識の下に課題が明確に設定されていること。	先行研究を踏まえた上で、明確で適切な問題意識の下に学術的新規性、独創性が認められる課題が設定されていること。
2	課題を追求する方法論の適切性	先行研究を十分に理解し、研究課題との関連及び相違を明確にした上で、研究目的に適した手法により研究が進められていること。	先行研究を十分に理解し、研究課題との関連及び相違を明確にした上で、研究目的に適した手法により研究が進められていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題と当該研究領域に求められる研究方法を採用し、実験、分析、情報や資料の収集、調査等が適切かつ十分なものであること。	研究課題と当該研究領域に求められる研究方法を採用し、実験、分析、情報や資料の収集、調査等が適切かつ十分なものであること。
4	結論の妥当性	修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、関連研究の成果を適切に引用しつつ論理的な結論が提示されていること。	博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、関連研究の成果を適切に引用しつつ論理的な結論が提示されていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究内容に学術的意義が認められること。	研究テーマ、研究手法、結論等に高い独創性が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する可能性がある成果を提供していること。
6	その他		国際的なレベルでの高度な専門的知識と技術を有し、独立した研究者としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

自然科学研究科

〈数学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	先行研究の再構築を含めて、明確な問題意識の下で課題が設定されていること。	明確な問題意識の下で、学術的に意義が認められる課題が設定されていること。
2	課題を追求する上で の方法論の適切性	背景となる基礎知識を習得した上で、先行研究を十分に理解し、論理的もしくは実証的な考察がなされていること。	先行研究及び関連する文献を幅広く調査し、それらを深く理解し、論理的な考察がなされていること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	幅広く先行研究を調査し、さらに研究分野全体における研究課題の位置づけが与えられていること。	幅広く先行研究を調査し、さらに研究分野全体における研究課題の位置づけが明確に与えられていること。
4	結論の妥当性	先行結果の総合報告を含めて、論理的に正しい結論に至っていること。	研究分野において、新しい結果や視点を導いていること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	先行結果の総合報告や再構築を含めて、結論に独自の視点が認められること。	導かれた結論や視点に、研究分野の発展に貢献する独自の新しい価値が認められること。
6	その他	論文構成が的確であり、かつ論理が正確に表現されていること。	論文構成が的確であり、かつ論理が正確に表現されていること。また、研究分野において高度な知識を有し、国際的なレベルでの研究・討論に参加できる研究者・専門家として自立できると認められること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

自然科学研究科

〈生命科学専攻〉

観 点		修士論文の審査基準	博士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	明確で適切な問題意識の下に、学術的又は社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。	申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的又は社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。
2	課題を追求する上で方法論の適切性	先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。	研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切なものであること。さらに、先行研究と比較し相違を明確に提示した研究が進められ、得られた結果に進歩性が認められること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	学内で定める研究倫理指針、人を対象とする研究の倫理審査規程、遺伝子組換え実験に関する規程、動物実験取扱規程、放射線障害予防規程を遵守していること。	学内で定める研究倫理指針、人を対象とする研究の倫理審査規程、遺伝子組換え実験に関する規程、動物実験取扱規程、放射線障害予防規程を遵守していること。
4	結論の妥当性	修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。	博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究内容に独創性が認められ、得られた結果が当該研究領域の発展又は社会への貢献に寄与すること。	研究テーマ、研究手法、導き出された結論等に独自の価値が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する優れた成果を提供していること。
6	その他		国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

※観点1～5は学位規程第10条第2項、第19条及び第33条、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

国際社会科学部

国際社会科学部では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

観 点		修士論文の審査基準
1	研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性	研究課題が明確に示され、先行研究を踏まえての的確性が確保されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上での方法論が適切であること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。
4	結論の妥当性	導き出された結論が妥当であること。
5	研究の独創性と研究分野への貢献	研究の独創性が確保され、当該研究分野への貢献が認められること。
6	その他	

※観点1～5は学位規程第10条第2項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

〈特定課題研究〉

観 点		特定課題研究の審査基準
1	研究課題の明確性	研究課題が明確に示されていること。
2	課題を追求する上での方法論の適切性	研究課題を追求する上で採用された方法論が適切であること。
3	研究方法及び調査方法の妥当性	研究課題を追求する上での研究方法及び調査方法が妥当であること。
4	研究の成果の妥当性	導き出された研究の成果が妥当であること。
5	研究の新規性	研究の新規性が確保されていること。
6	その他	

※観点1～5は学位規程第10条第3項、観点6は同規程第10条第4項に基づく。

国際文化交流研究科

国際文化交流研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価した上で、本研究科及び各専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

〈学位論文〉

1. 先行研究の十分な調査
2. 研究の独創性
3. 論文構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）
4. 注表記、引用、参考文献の妥当性
5. 研究史において研究の位置づけが明確であること
6. 的確な問題提起があること
7. 理論や事実に基づく分析の妥当性

〈特定課題研究〉

1. 高度な専門性を有する研修計画
2. 先行研究の十分な調査に基づく報告書
3. 「海外特別研修」又は「インターン研修」での活動に裏付けられた理論や事実に基づく分析の妥当性
4. 研究報告書の構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）
5. 注表記、引用、参考文献の妥当性
6. 研究史において研究の位置づけが明確であること
7. 的確な問題提起があること

Ⅲ

履修について

所定の授業科目を、適切な計画のもとに順序よく履修することは、大学生活の根幹をなすものである。そのためにはこの履修要覧の中の履修規定を熟読することが必要であるが、ここでは一般的な事項を掲げるので参考とされたい。

1 単位制について

大学院における単位制とは、授業科目の一つひとつについてこれを履修し、その授業科目に与えられる単位を試験に合格することによって修得するものである。

1. 学年の学修期間は35週であることを原則とし、これを2学期に分ける。各授業科目の授業は、1学期あたり13週にわたる期間で行うものとする。また、各学期のみで完結するものと、1年間で完結するものがある。
2. 授業の単位はすべての学修活動（教室における授業時間とその準備のための教室外における学修時間とを含めて）45時間をもって一つの基準と考えられている。
3. 各授業科目の単位計算はおおよそ次の3種に大別される。
 - (1) 講義（外国語を除く。）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義（外国語を除く。）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、その組み合わせに応じ、(1)(2)で定める基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。
4. 各授業科目の単位は、シラバスを参照すること。
5. 大学院における授業は、原則として学内で行われるが、特段の事情がある場合、遠隔形式で行われる場合がある。遠隔授業を行う場合の詳細は、別途周知する。

2 授業科目の履修について

大学院を修了するためには、各々の研究科、専攻の定める履修規定に従って一定単位を修得しなければならないが、これは極めて厳格なものであって1単位の不足があっても修了資格は与えられない。授業科目の履修に際しては、細心の注意を払わなければならない。

1. 個々の授業科目については、出席回数、臨時考査、試験、その他担当教員が必要と認める学修作業の結果等を総合して、その授業科目に合格と判定された場合、所定の単位が与えられる。したがって試験の成績だけが合格の程度に達しても、他の点が不足している場合には不合格になることがある。
2. 授業科目の履修にあたっては、各研究科専攻の履修規定に応じて、履修及び単位集計の取扱いが異なる場合（履修が制限されている、履修できても修得した単位数が修了要件に含まれない等）があるので、当該授業科目のシラバス・各自所属する研究科専攻・課程等の履修規定を熟読し、十分に注意して履修計画を立てなければならない。
3. 不合格になった授業科目を再び選択履修する場合は、出席、学修作業等その他すべて、当該授業科目をはじめ履修する場合と全く同じように要求される。
4. 授業科目の履修に際しては、単位制の本質から見て、単に授業を受けるだけでなく、所要の自習時間を活用し、毎週毎時間の授業について自主的に学修をすすめる必要がある。特に教室において行われる学修指導に留意し、指定される参考書等について、十分学修し、また随時に行われる臨時考査等に対して常に準備しておかなければならない。
5. 教員の連絡先に関する問合せには一切応じられない。

3 履修手続について

履修手続は、1年間の修学方針を決めるうえで最も重要な手続であり、単位修得並びに修了には絶対に欠かすことのできないものである。もしこれを怠った場合には、たとえ授業に出席し、試験で合格点を取ってもすべて無効となる。

したがって、履修登録に際しては、これらのことをよく理解のうえ、慎重に履修手続を行うことが必要である。

1. 履修手続の手順は次の通りであるが、大学ポータルサイト（G-Port）、掲示、配付書類等に記載の注意事項を熟読し誤りのないよう手続を完了しなければならない。

(1) 履修の計画

- 新入学生は、年度始めに指導教授の指導を受け、履修要覧、シラバス等を熟読の上、履修計画案を作成する。
- 2年次生以上は、G-Portで自分の成績を確認のうえ、シラバス等を確認し、既修得単位数、入学年度の履修規定、自分の受講能力等を十分考慮して1年間の履修計画案を作成する。

(2) 履修登録

- 履修を希望する授業科目について、履修登録期間に大学ポータルサイト（G-Port）上で登録を行うこと。
- なお、当年度に学位論文又は特定課題研究を提出する予定の者は、「修士論文」「博士論文」又は「特定課題研究」を履修登録すること。ただし、「博士論文」を登録する必要があるのは、自然科学研究科のみである。

[留意すべき点]

- 同一時限に2科目以上履修計画されていないか確認すること。第1学期科目と第2学期科目の組み合わせの場合を除き、同一時限に重複して履修することは認められない。
- 同一曜日に授業科目が集中し過ぎていないか。受講能力の限度を考慮し所要の自習活動が充分に行えるよう余裕のある時間割を組むことが望ましい。

(3) 履修修正

- やむを得ない事情により、科目を修正する必要がある場合には、登録科目の修正（追加及び削除）が可能である。
なお、登録手続きに注意が必要な科目については、修正することができない。

[履修登録科目の確認]

- 上記の（2）及び（3）終了後、履修登録が正しくなされているかどうかを、履修確認画面で必ず確認すること。
誤った履修登録を放置すると、十分に授業に出席し、試験に合格しても単位は認められない。

(4) 履修取消

- 履修修正期間後は、原則として履修登録の修正は認めない。ただし、履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、履修取消期間（学期毎に授業開講 6 回目終了後の所定の期間）内に限り、登録科目の取消が可能である。取り消した科目はGPAIには算入されない。

- 第1学期の取消期間では通年科目・第1学期科目、第2学期の取消期間では通年科目・第2学期科目の取消が可能となる。

	取消期間 (第1学期)	取消期間 (第2学期)
通年科目	○	○
第1学期科目	○	×
第2学期科目	×	○

- 当該年度に履修登録を行った全ての科目を取消対象とするが、履修取消の対象外とする科目もあるので注意すること（G-PortIに履修取消不可科目の情報を掲載する）。

4 授業について

1. 授業時間

本学における授業は、105分をもって1時限とし、1日に5時限（一部科目は6時限）を行う。ただし、土曜日は2時限（一部科目は4時限）にて行う。

授業時間は次のとおりである。

時 限	授業時間（105分）
第1時限	8：45～10：30
第2時限	10：40～12：25
第3時限	13：15～15：00
第4時限	15：10～16：55
第5時限	17：05～18：50
第6時限	18：55～20：40

補講・集中講義等については、その都度告知する。

2. 学校感染症に伴う授業の欠席（出席停止）について

学校保健安全法に定められた「学校感染症」（以下表）に罹った場合は、感染拡大を防ぐため、医師の許可が出るまで登校を禁止する。

授業については以下の届出により、「出席停止」とし、自己都合の欠席とはせず、成績評価上の不利益とならないよう取り扱う。

【出席停止に伴う届け出】

1. 医師より学校感染症と診断された際は、医師の指示に従い、医師の許可が出るまで自宅等で安静にする。
2. 医師より登校の許可が出た後、学校指定の「登校証明書*」または医療機関の「診断書・治癒証明書等」の発行を受ける。
※登校証明書については本学ホームページの「保健センター」のページよりダウンロード可能
3. 上記「登校証明書」又は「診断書・治癒証明書 等」を保健センターに提示し、確認を受ける。
4. 保健センターの確認を受けた「登校証明書」又は「診断書・治癒証明書 等」を欠席した授業担当教員に提示し、学校感染症に伴う出席停止の取り扱いを申し出る。

*「学校感染症」の罹患を理由とした追試験の申請を行う場合は、「8 追試験について」を参照すること。

[学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則 第18条）]

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ ※上記のほか「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、麻しん（はしか）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎）

上記感染症以外で、医師より登校停止の診断がなされた場合は、学生センター教務課にご相談ください。

3. 授業の欠席と単位修得について

本学には公欠制度は存在せず、前項に記載した学校感染症に伴う欠席（出席停止）を除き、すべての欠席は通常の欠席として扱われる。また、本学の学則第45条においては、授業時数（回数）の3分の1以上を欠席した者は、当該科目の単位を修得できないと定められている。ただし、授業における欠席の扱いは担当教員の裁量に委ねられているため、教員から指示があれば、それに従わなければならない。

5 生成系AIの授業における使用について

生成系AIの利用にあたっては、以下の事項に留意のうえ、各科目の担当教員の指示に必ず従うこと。特に、試験、レポート、課題等において指示に反した使用があった場合、不正行為とみなされ、処分の対象となる可能性があるため、十分注意する必要がある。

1. 生成系AIの位置づけ

生成系AIは、今後の社会において重要なツールとなることが予想される。学生はAIに関する基礎的な理解に加え、適切な活用方法を習得することが求められる。

2. 学修上の留意点

AIに安易に依存することは、思考力や表現力などの学修能力の育成を妨げるおそれがある。AIを使用する際には、自らの理解と考察に基づいた活用を心がけるべきである。

3. 生成内容の信頼性と著作権

AIが生成する文章や画像には、誤情報や事実と異なる内容が含まれる場合がある。また、第三者の著作物が含まれる可能性もあるため、著作権侵害や剽窃には十分注意しなければならない。

4. 個人情報・機密情報の取扱い

生成系AIに入力された情報は、他者の利用時に参照される可能性がある。したがって、個人情報や機密性の高い情報は入力すべきではない。

5. 授業での使用可否について

生成系AIや機械翻訳ツールの授業内での使用可否は、科目や教育方針によって異なる。不明な場合は、必ず担当教員に確認すること。特に、試験、レポート、課題等に関しては、教員の指示に従うことが必須である。

6. 教育的活用の可能性

授業によっては、生成系AIを活用することで教育効果の向上が期待される場合がある。その際は、担当教員の説明および指示に従って活用すること。

6 休講について

1. 大学あるいは授業担当者の都合でやむを得ず授業を休講とする場合には、前もってG-Portまたは学習管理システム（LMS）で告知する。休講の告知がなく、授業開始時刻を30分以上経過しても何の連絡もない場合には、目白キャンパス開講の授業は学生センター教務課に、戸山キャンパス開講の授業は国際文化交流学部事務室に問合せ、指示を受けること。
2. 気象庁から気象に関する警報が発表された場合、また、自然災害・ストライキに起因して交通機関の運行が停止した場合、学長は、次（ページ）の基準をもって判断の上、休講に関する措置を決定し、できる限り速やかにG-Port及び大学ホームページに掲載し告知するものとする。
なお、授業中に上記の事例が発生した場合の措置についても、学長の判断による。
3. 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがある。この場合は、できる限り速やかにG-Portで告知するものとする。
4. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について
大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。
警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。
 - (1) 6：00までに解除された場合 …… 平常通り授業を行う。
 - (2) 10：00までに解除された場合 …… 第3時限から授業を行う。
 - (3) 12：00を過ぎて解除された場合 …… その翌日から授業を行う。

上記1から4項の措置は対面授業を前提とするものとする。遠隔授業の場合は別途周知する。

「休講となる条件」等は次ページに掲載しています。

■休講となる条件（①②③のひとつでも条件を満たす場合）

<p>気象に関する警報が発表された場合</p>	<p>①「暴風・大雨・暴風雪警報・大雨危険警報・大雨特別警報のいずれか」が、「東京23区全域に発表された」場合 （東京23区のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない）</p>	
<p>自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合</p>	<p>② JR山手線が全面不通の場合 ③ 山手線以外のJR線・大手私鉄等各線（下記参照）のうち3路線以上が同時に全面不通の場合</p>	
	<p>JR線</p>	<p>埼京線（大崎～川越） 中央線（東京～高尾） 総武（快速）線（お茶の水～千葉） 常磐（快速）線（上野～土浦） 京葉線（東京～蘇我） 京浜東北・根岸線（大船～大宮） 東北（宇都宮）線（上野～小山） 高崎線（上野～熊谷） 東海道線（東京～小田原） 横須賀線（東京～逗子）</p>
	<p>③の対象となる交通機関 大手私鉄線等</p>	<p>東武東上線（池袋～森林公園） 東武伊勢崎線（浅草～東武動物公園） 西武池袋線（池袋～飯能） 西武新宿線（西武新宿～本川越） 小田急小田原線（新宿～本厚木） 京王（新）線（新宿～京王八王子） 京王井の頭線（渋谷～吉祥寺） 東京メトロ副都心線（渋谷～和光市） 東京メトロ東西線（中野～西船橋） 東京メトロ線（副都心線・東西線を除く全線不通で1路線分とみなす） 都営地下鉄（全線不通で1路線分とみなす） 東急東横線（渋谷～横浜） 東急田園都市線（渋谷～中央林間） 東急目黒線（目黒～日吉） 東急池上線（五反田～蒲田） 京浜急行本線（品川～堀ノ内） 東京モノレール（モノレール浜松町～羽田空港第2ビル） ゆりかもめ（新橋～豊洲） りんかい線（大崎～新木場） 京成本線（京成上野～成田空港） 京成成田スカイアクセス線（京成上野～成田空港） つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば） 日暮里・舎人ライナー（日暮里～見沼代親水公園）</p>

■授業開始の条件

<p>6：00 までに</p>	<p>①②③の条件が全て解消された場合</p>	<p>⇨</p>	<p>平常どおり授業を行う</p>
<p>6：00～10：00 に</p>	<p>①②③の条件が全て解消された場合</p>	<p>⇨</p>	<p>第3時限より授業を行う</p>
<p>10：00～12：00 に</p>	<p>①②③の条件が全て解消された場合</p>	<p>⇨</p>	<p>第4時限より授業を行う</p>
<p>12：00～14：00 に</p>	<p>①②③の条件が全て解消された場合</p>	<p>⇨</p>	<p>第5時限より授業を行う</p>
<p>14：00 を過ぎて</p>	<p>①②③いずれかの条件が解消されない場合</p>	<p>⇨</p>	<p>当日の授業を全て休講とする</p>

7 大学からの伝達事項について

学生に対する大学からの伝達事項は、原則としてG-Port及び掲示によって行う。

学生は毎日機会あるごとにG-Port及び掲示を確認する習慣をつけることが肝要であり、G-Port及び掲示を確認しなかったことを理由に伝達された事柄に対する責任を免れることはできない。なお、伝達事項についての電話による問合せは禁止している。

重要な事項は大学ホームページにも掲載しているが、これはごく一部にすぎないので、必ずG-Port及び掲示を確認すること。

■ 目白キャンパス

掲示板	掲示内容
北1号館西側	法学部・経済学部・文学部・国際社会科学部専門科目・大学院科目（自然科学研究科を除く）・法科大学院科目・資格課程に関する科目
北1号館ピロティ南側	スポーツ・健康科学科目
理学部南7号館	理学部専門科目・自然科学研究科科目

■ 戸山キャンパス

掲示板	掲示内容
7号館1階	日本文化学科・国際コミュニケーション学科・英語コミュニケーション学科専門科目・教職課程科目
1号館1階エレベーター前	国際文化交流研究科科目
2号館エスカレーター下	共通科目・情報科目・司書課程科目・LL科目・学芸員課程科目・日本語教員養成講座・データサイエンス教育プログラム

8 試験について

定期試験期間については、学年暦を参照すること。

授業科目によっては、この期間外に実施するものもある。試験時間割は定期試験期間の1～2週間前にG-Portで発表するので、各自確認すること。

1. 試験実施時間

時 限	試 験 時 間	備 考
第 1 時 限	8 : 45 ~ 10 : 15	〈60分で試験を行う授業科目〉 全学共通科目（外国語科目及びスポーツ・健康科学科目）
第 2 時 限	10 : 40 ~ 12 : 10	
第 3 時 限	13 : 15 ~ 14 : 45	〈90分で試験を行う授業科目〉 専門科目 全学共通科目（基礎教養科目・情報科目） 国際文化交流学部共通科目 教職に関する科目・博物館に関する科目
第 4 時 限	15 : 10 ~ 16 : 40	
第 5 時 限	17 : 05 ~ 18 : 35	
第 6 時 限	18 : 55 ~ 20 : 25	

※気象に関する警報が発表された場合、自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする（「6 休講について」参照）。

※上記の試験時間にかかわらず、各担当教員が定めた試験時間にて試験を行うことがある。実施にかかる詳細は別途告知する。

2. 受験上の注意

- (1) 履修登録した授業科目でなければ受験することはできない。
- (2) 科目によっては、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる場合や、他の科目と合同で試験を実施する場合があるので注意すること。
- (3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机の上に呈示しておかなければならない。
- (4) 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できない。
学生証を忘失した者に対しては、特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」（目白キャンパスは学生センター教務課、戸山キャンパスは国際文化交流学部事務室で発行）を持参、呈示した場合に限り、受験を許可する。
- (5) 試験教室に入室する際、携帯電話・スマートフォン等の通信機能を備えた機器については、持ち込みが許可されている場合を除き、必ず電源を切ってバッグ等の中にしまうこと。
- (6) 着席後は、私語を慎み、筆記具その他あらかじめ許可されたもの以外を机の上に置いてはならない。
- (7) 試験教室に入室した後、手洗い等のために一時退室することは一切認められない。体調不良時には監督者に申し出ること。
- (8) 試験開始後20分以上遅刻した者は受験を認めない。
また、試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退出を許可しない。
- (9) 解答用紙には、最初に学籍番号、氏名等所要事項を判読できるよう明確に記入し、退出の際には、教卓、教壇等指示された場所に必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。
- (10) この他、学生は、試験場においては、監督者の指示に従わなければならない。

3. 不正行為について

本学では、試験、レポート、オンライン試験、学位論文等により、学生の学修成果を評価している。これらに関する不正行為は、学修の根幹を揺るがす極めて重大な問題であり、いかなる理由があっても許されるものではない。

不正行為が認められた場合には、学則および「試験等における不正行為者への懲戒内規」(234ページ)に基づき、訓告、停学、退学等の厳正な処分を科すことがある。学生は、以下を決して行わないこと。また、そのように判断され得る行為をしないよう十分に注意すること。

(1) 不正行為とみなされる行為

以下の行為は、不正行為として認定する。

【試験における不正】

- 持込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を試験時間中に参照可能な状態で所持すること。
- 持込みを許可された法令集、辞書等に書き込みをすること。
- 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
- 代理受験を依頼すること又は代理受験をすること。
- 他人の答案を写したり、自分の答案を他人に写させたりすること。
- 試験時間中に私語又は通信をすること。
- 試験監督者の指示に従わないこと。
- その他試験の公正又は適正な実施を妨げるおそれのある行為をすること。

【レポート・論文における不正】

- 自分のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験を依頼すること又は他人のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験をすること。
- 他人のレポート、答案等を写したり、自分のレポート、答案等を他人に写させたりすること。
- 存在しないデータ、研究結果等を作成する捏造行為をすること。
- 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する改ざん行為をすること。
- 他人のアイデア、データ、研究結果、Webページ等を、適切な表示、出典の明示等なく流用する盗用行為をすること。
- 出題者の指示に従わないこと。
- その他公正又は適正な成績評価を妨げるおそれのある行為をすること。

(2) レポート・論文執筆時の基本的な留意事項

本学では、授業の一環としてレポートの提出を求める場合があり、学位論文の提出が修了要件とされている。以下の点に十分留意し、不正と疑われることのないよう注意すること。

- 教員の指示に従うこと
不明点がある場合は、必ず事前に担当教員に確認すること。
- 提出期限を厳守すること
期限を過ぎたことによる不利益は、すべて本人の責任となる。
- 出典を明確に示すこと
先行研究や他者の文章を引用する際は、必ず引用箇所を明示し、出典を正しく記載すること。知人の文章をそのまま使用することや語尾などを改変して自作のように見せかけることも、盗用に該当する。

●情報源の信頼性に配慮すること

インターネット上の情報や生成AIによる情報には、発信者が不明または内容が不正確なものも多く含まれる。図書、学術論文、新聞記事など、複数の信頼できる資料を参照することが望ましい。

(3) 処分の一例

不正行為が認定された場合には、以下のような処分が科される。

処分の種類	成績評価の取り扱い
訓告	不正行為があった科目の成績を「不可」とする。
停学	不正が行われた学期又は年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。
退学	不正が行われた年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。

(4) その他

不正行為に関する詳細は、「試験等における不正行為者への懲戒内規」(234ページ)に明記されている。必ず確認し、不明な点がある場合は、学生センター教務課もしくは国際文化交流学部事務室まで問い合わせること。

9 追試験について

やむを得ない事情によって所定の日に試験を受けられなかった者で、所定の期日までに以下に示す詳細な理由を具して願い出た者に対し、研究科委員会の議を経て追試験を許可する場合がある。

1. 出願期間

- (1) 試験時間割が発表された日から試験期間最終日の3日後まで
(ただし、この「3日」には、土曜日・日曜日・祝日は含まない)
なお、試験予備日は試験期間に含まない。
- (2) 手続時間は別途周知する。

2. 追試験対象科目

- (1) 学期末試験の追試験については、第1学期科目及び通年科目
- (2) 学年末試験の追試験については、第2学期科目及び通年科目
- (3) G-Portによる事前周知のない試験科目は対象外とする。

※授業時数の3分の1以上欠席した科目の追試験を受験することはできない。

3. 出願手続に必要な書類

以下に示す (1) (2) (3) (4) すべてを所定の期間内に目白キャンパスは学生センター教務課、戸山キャンパスは国際文化交流学部事務室へ提出すること。

(1) 追試験願	目白キャンパスは学生センター教務課、戸山キャンパスは国際文化交流学部事務室にて受領のうえ、受験できなかった理由を詳細に記入し捺印のこと。
(2) 各種証明書	<p>試験当日に受験できなかった事情を証明するもの（必ず原本を提出すること）</p> <p>① 交通機関遅延の場合…遅延証明書（ただし、鉄道に限る）及び自宅から大学最寄駅までの経路の説明書類</p> <p>② 本人の病気の場合…試験当日の状況を確認できる医師の診断書（学校感染症と診断された場合は、「登校証明書」でも可）</p> <p>③ 家族（3親等内の血族又は姻族）の重篤な病気の場合…試験当日の状況を確認できる医師の診断書</p> <p>④ 葬儀等の場合（3親等内の血族又は姻族の死亡に限る。法事は対象外）…会葬礼状又は埋葬許可証（写）等</p> <p>⑤ 就職試験等の場合…日程の変更が認められない「就職のための試験等」により拘束された日時が明記された会社等の印がある書面（添付できない場合には、拘束されていた事実を確認できる文書）</p> <p>⑥ 教育実習・博物館実習・介護等体験の場合…実習の期間を証明する書類</p> <p>⑦ 大学院交流制度に基づき、他大学院設置科目の授業・試験を優先させた場合…大学院交流学生証のコピー及び他大学院設置科目の授業・試験の時間割が確認できる書類</p> <p>⑧ 課外活動の場合（国際大会又は全国大会への参加を公的な競技団体等から要請された場合に限る）…公的な競技団体等から発行された参加要請文書及び大会要項</p> <p>⑨ 裁判员又は裁判员候補者に選ばれた場合…裁判员職務従事期間についての証明書又は出頭した裁判所では出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」</p> <p>⑩ 災害・事故等の緊急を要するやむを得ない事由の場合…試験当日の状況を客観的に説明できる書類（本人以外が作成したものに限り）</p>
(3) 追試験受験料納付書	<p>目白キャンパスは中央教育研究棟1Fエスカレーター横、又は学生センター教務課前、戸山キャンパスは7号館1階の証明書自動発行機で発行を受けること。</p> <p>① 受験料は、1科目につき1,100円である。</p> <p>② 以下の場合については、受験料を徴収しないこととする（追試験受験料納付書不要）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院交流制度に基づき他大学院設置科目の授業・試験を優先させた場合 ・交通機関遅延の場合（ただし、鉄道に限る）
(4) G-Portの「履修確認」画面のプリントアウト	

4. 注意事項

- (1) 研究科委員会において不許可とされた科目がある場合には受験料を返還する。この場合は、学生センター教務課から本人宛てに通知する。
- (2) 追試験の場合は不利な点が多いので、試験期間には健康に十分留意すること。

10 成績について

1. 成績の評価は、100点満点の点数をもって表示し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。各授業科目の成績評価の方法・基準については、シラバスを参照すること。特に、学部・大学院の各教育課程を跨いで開講される科目の成績評価は、当該科目を履修した学生の各教育課程に応じてその評価方法等が区別されているので、十分に注意して確認すること。上記の取り扱いは大学院博士前期課程と博士後期課程を跨いで開講される科目についても同様とする。
2. 本学で発行する成績証明書には、「秀」、「優」、「良」、「可」の評価をもって行い、その評価換算基準は次のとおりとする。なお、入学前又は留学先大学等で修得した科目の単位を本学の単位として認定したものは、「認」の表記とする。

■ 評価換算基準表

評 語	評 点
秀 (S)	100点 ~ 90点
優 (A)	89点 ~ 80点
良 (B)	79点 ~ 70点
可 (C)	69点 ~ 60点
不可 (F)	59点 ~ 0点 (記載しない)

3. その年度までに履修したすべての授業科目の成績は年度末の3月下旬にG-Port上で発表する。なお、当年度第1学期科目の成績については9月上旬にG-Port上で確認することができる（当年度第1学期科目の成績を記載した成績証明書は9月上旬、前年度までのすべての科目を記載した成績証明書は3月下旬に発行する）。
4. 成績は、発表後、速やかにG-Port上で各自「成績照会画面」を出力のうえ、大切に保管すること（新年度の履修計画を立てるうえでの資料となるだけでなく、証明書の代用として役立つ場合もある）。
5. 所定の期間において、成績調査願を提出することで、単位修得に関する調査を依頼することができる。成績調査願の受付は、9月及び3月で、成績調査の申請期間や手続き方法などの詳細についてはG-Portにて確認すること。

11 GPAについて

1. GPA制度とは

GPA (Grade Point Average) とは、各科目の成績評価に一定のGP (Grade Point) を与えて数値化し、その累積に対する平均値を示すものである。

2. 成績評語とGP

可否区分	評語	評点	G P	成績証明書の表示	
				和文	英文
合格	S	100 ~ 90	4.00	秀	S
	A	89 ~ 80	3.00	優	A
	B	79 ~ 70	2.00	良	B
	C	69 ~ 60	1.00	可	C
不合格	F	59 ~ 0	0.00	非表示	非表示
履修取消	W	—	—	非表示	非表示
認定	T	—	—	認	T

3. GPAの算出方法

GPAの計算式は、次に定めるものとし、算出された数値の小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの数値とする。

■ GPA算出式

$$\frac{\text{全期間の}(4 \times \text{S(秀)の評価単位数} + 3 \times \text{A(優)の評価単位数} + 2 \times \text{B(良)の評価単位数} + 1 \times \text{C(可)の評価単位数})}{\text{全期間の総履修登録単位数 (「F(不可)」の単位数を含む。「W(取消)」「T(認)」の単位数は含まない。)}$$

※GPAは、在籍期間中の全ての成績を通算して当該学期毎に算出する。

4. GPA対象科目

- 本学学則に定める授業科目。ただし、後述の「5. GPA対象外科目」は除く。
- 修了に必要な単位数の上限を超えて履修した結果、「随意科目」として扱われる科目

随意科目とは、①あらかじめ随意科目として指定されている科目と、②科目自体は随意科目ではないが、修了に必要な単位数の上限を超えて履修した結果、履修規定上、修了に必要な単位として認められない科目の2種類がある。

- 「重複履修不可科目」を再度履修し、複数の評価がついた場合

重複履修不可科目とは、同一科目を再度履修すること自体は所定の手続きを経て認められているものの、修了に必要な単位数としては1科目分の修得単位数のみが算入される科目をいう。再度履修して修得した単位は、随意科目として扱われる。

5. GPA対象外科目

- 各研究科等の履修規定に基づく「随意科目」
- 資格課程が開講する科目
 - ア 教職課程が開講する科目*
 - イ 学芸員課程が開講する科目
 - ウ 司書課程が開講する科目

※国際文化交流学部では、教職課程が開講する科目の一部にGPAが適用される。
- 履修取消制度により取消した科目
- 本学以外の大学等で修得した科目を単位として認めたもの
 - ア 編入学した際の単位認定科目
 - イ 留学や資格取得による単位認定科目
 - ウ 他大学との単位互換制度で修得した科目
- 各研究科等が定めた「GPA算出除外科目」（G-PortにGPA算出除外科目の情報を掲載する）

6. GPAの記載方法

GPAは、学期毎にG-Portの「成績照会画面」及び成績証明書に記載される。

12 修業年限と在学年数

学則に基づき、本学大学院における修業年限および在学年数の上限は次のとおりとする。

- 修業年限
修士課程・博士前期課程は2年、博士後期課程は3年とする。
- 在学年数
修士課程・前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

13 休学について

- やむを得ぬ理由で3ヶ月以上の休みを願い出る場合は、「休学願」を提出すること。
- 休学期間は在学年数に含まれないため、当該年次は原則として留年になる。
- 休学は、修士課程および博士前期課程では通算2年、博士後期課程では通算3年を上限として、一度の申請で最長1年申請することができる（連続は、修士課程・博士前期課程は2年まで、博士後期課程は3年まで）。

14 留学について

- 海外への留学を希望する場合には「留学願」を提出し、留学することができる。
- 各研究科が留学として認定する基準は異なる。
- 留学期間は在学年数に含まれる。

15 留学・休学に伴う履修について

留学・休学が許可された場合、その期間にあたる学期および通年科目を履修することはできない。すでに当該期間にかかる学期または通年科目を履修登録している場合は、留学・休学期間に応じて下記のとおり履修登録が削除される。

- 第1学期に留学または休学…第1学期・通年科目を削除
- 第2学期に留学または休学…第2学期・通年科目を削除

第1学期を留学や休学して、第2学期から授業を受ける学生は、必ず第2学期の履修修正期間までに履修登録を行う必要がある。

1. 継続履修について

留学・休学前に履修していた通年科目については、留学・休学前に「継続履修願」を提出し、留学・休学後の第2学期から履修すれば、通年履修として認められる。ただし、願い出た科目全てが認められるとは限らないので留意すること。

今年度		次年度	
第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
A	留学・休学		B

AとBを合わせて、1年間の履修とする。

2. 問い合わせ先

留学・休学に関する履修や継続履修の手続きは、学生センター教務課が行うため、不明な点は学生センター教務課に問い合わせること。

16 他大学大学院の授業科目の履修について

本学大学院と他大学大学院との間で締結された協定に基づき、他大学大学院の授業科目を履修することができる。詳細については、各研究科の履修規定を参照のこと。

17 図書館司書資格取得について

図書館法において規定されている司書の資格は、大学において図書館法施行規則で決められた科目を修得して卒業することによって取得できる。

大学院生については、学部生と履修の手続き等が異なることがある。司書課程科目の履修を希望する場合は、4月上旬に開催される「司書課程ガイダンス」に必ず出席すること（履修開始年度のみ）。また、履修が許可された際は、司書課程履修費を納入すること。

▶問い合わせ窓口 国際文化交流学部事務室

18 教職課程の科目の履修について

本学では、博士前期課程修了後、初等中等教育段階の教員となることを志望している者を対象として、教育職員免許法に定める単位を修得するための専修免許状の教職課程を設置している。

教職課程の履修を希望する場合は、入学後、直ちにG-Port及び掲示を確認し、教職課程事務室に相談すること。一種免許状を既に取得している者が、大学院において専修免許状を取得しようとする場合、別途教職課程履修費を納入する必要はない。

なお、教育学専攻への入学者には、教育学専攻から別途指示があるため、それに従うこと。

■ 大学院において取得できる教員免許状の種類及び免許教科

研究科・専攻		免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
政治学研究科	政治学専攻		社 会	公 民
経済学研究科	経済学専攻		社 会	公 民
経営学研究科	経営学専攻		社 会	公 民
人文科学研究科	哲学専攻		社 会	公 民
	史学専攻		社 会	地理歴史
	日本語日本文学専攻		国 語	国 語
	英語英米文学専攻		外 国 語 (英 語)	外 国 語 (英 語)
	ドイツ語ドイツ文学専攻		外 国 語 (ドイツ語)	外 国 語 (ドイツ語)
	フランス文学専攻		外 国 語 (フランス語)	外 国 語 (フランス語)
自然科学研究科	物理学専攻		理 科	理 科
	化学専攻		理 科	理 科
	数学専攻		数 学	数 学
	生命科学専攻		理 科	理 科

注. 中学校・高等学校教諭専修免許状は原則として、中学校・高等学校教諭一種免許状を既に取得している者に授与される。

研究科	専 攻	免許状の種類
人文科学研究科	教育学専攻	小学校教諭専修免許状

注. 小学校教諭専修免許状は原則として、小学校教諭一種免許状を既に取得している者に授与される。

■ 大学院で取得できる免許状と取得するための所要資格

※一種免許状取得所要資格・条件に加え、下記の所要資格を満たすことで、それぞれの専修免許状を取得することが可能となる。

所要資格	免許状の種類	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状
基礎資格	原則として修士の学位を有すること			
大学が独自に設定する科目	24単位選択必修 (大学院科目)			
本学における最低修得単位数計	24			

19 博物館に関する科目の履修について

本学では、博物館学芸員になろうとする者を対象として、博物館法第5条に定める学芸員となる資格を取得するための「博物館に関する科目」を設置している。資格取得には、学士の称号に加え所定の単位を修得することが条件となっている。

大学院生については、学部生と履修の手続きが異なる場合があるため、履修を希望する場合は4月上旬のガイダンス前までに学芸員課程事務室に確認のうえ、「博物館に関する科目履修ガイダンス」に出席すること。また履修についての詳細は、学芸員課程事務室発行の「学芸員課程の手引」を参照すること。

20 授業料の減免について

大学院生を対象とした授業料減免制度[※]があります。

対象は、**所定単位を修得したうえで3年を超えて在学する博士後期課程の学生**です。

※「**学習院大学大学院学生納付金等減免規程**」より抜粋

第5条 大学院博士後期課程に修業年限3年を超えて在学する者の授業料は、その者が納付すべき額の半額とする。
ただし、博士後期課程を修了するための所定の単位を修得していることを条件とする。

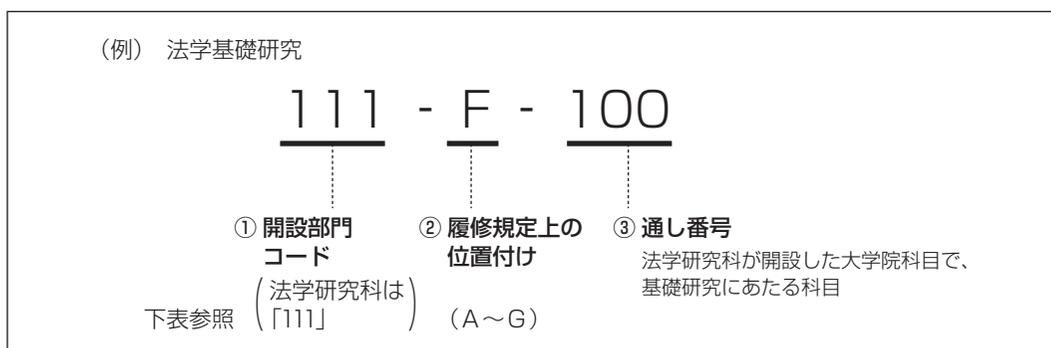
▶問い合わせ窓口 学生センター教務課

IV

法学研究科 博士課程（前期・後期）

法学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。



① 開設部門コード

法学研究科	111
-------	-----

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

法律学専攻（111）

区分	定義
100-199	基礎研究
200-299	特殊研究
300-399	演習
400-499	研究指導
500-599	その他
600-699	特別研究
700-799	演習
800-899	その他

法学研究科履修規定

I. 博士前期課程

- (1) 前期課程においては、学生は所定の授業科目について30単位以上を修得しなければならないが、そのうち「研究指導」については、単年度2単位、合計4単位を必修とする。「研究指導」は、指導教授が担当するものとし、4単位を超えて修得した部分は修了に必要な履修単位には算入しない。
- (2) 本学の他研究科が開設する科目は、届け出により本研究科委員会が承認したものに限り、10単位を上限に、「法学研究科特殊研究」(読み替え科目)とみなし、前項に規定する30単位に算入することができる。
- (3) 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修および論文又は特定課題研究の作成についてその指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
- (4) 修士論文又は特定課題研究の提出については次のとおりとする。
 - (a) 1年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得していることを要件とする。
 - (b) 論文又は特定課題研究の提出期限は、1月10日とする。

II. 博士後期課程

- (1) 後期課程においては、学生は所定の授業科目について8単位以上を修得しなければならない。
- (2) 本学の他研究科が開設する科目は、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、4単位を上限に、「法学研究科特殊研究」(読み替え科目)とみなし、前項に規定する8単位に算入することができる。
- (3) 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修および論文の作成についてその指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
- (4) 博士論文の提出については次のとおりとする。
 - (a) 2年以上在学し、所定の授業科目を8単位以上修得していることを要件とする。
 - (b) 論文提出期限は、9月30日または3月31日とする。

法学研究科の学位論文等について

修士の学位論文

- (1) 修士の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 修士の学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得した者が提出することができる。
- (3) 修士の学位論文（4通）の提出期限は、1月10日とし、論文を提出する予定の者は、前年の6月30日までに、論文の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない（届出窓口は法学部共同研究室）。
- (4) 修士の学位論文は、自著論文でなければならない。
- (5) 外国語による論文を提出するときは、邦語訳文（4通）を添付しなければならない。
- (6) 論文には、4,000字以内の論文要旨（4通）を添付しなければならない。

特定課題研究

- (1) 特定課題研究は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 特定課題研究は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得した者が提出することができる。
- (3) 特定課題研究（4通）の提出期限は1月10日とし、特定課題研究を提出する予定の者は、前年の6月30日までに、特定課題研究の題名を、指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない（届出窓口は法学部共同研究室）。
- (4) 特定課題研究は、自著でなければならない。
- (5) 特定課題研究には、4,000字以内の論文要旨（4通）を添付しなければならない。

課程博士の学位論文

- (1) 課程博士の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 課程博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得した者が提出することができる。
- (3) 課程博士の学位論文（4通）の提出期限は9月30日または3月31日とする。
9月30日までに論文を提出する予定の者は、6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は、1月31日までに、それぞれ論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない（届出窓口は学生センター教務課）
- (4) 課程博士の学位論文には、8,000字以内の論文要旨（4通）を添付しなければならない。
- (5) 論文は、自著論文でなければならない。
外国語による論文を提出するときは、日本語訳文を添付しなければならない。

* 論文題名・論文提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

学習院大学大学院 法学研究科 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4 月	入学時オリエンテーション・履修科目の選択 指導教員（1名）の決定・通知 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5～7月	履修取消期間 ・研究テーマを設定する。 ・研究テーマに関連する講義・演習科目を履修し、法的知識を充実させ、研究手法の理解を深める。	Webシステム上で取消
	8 月	夏季休業	
	9～2月	・具体的な研究課題や研究手法について設定する。 ・研究課題に関連する講義・演習科目を履修し、法的知識を充実させ、研究手法の理解を深める。	
	3 月	修士論文等作成計画書を指導教授に提出	
2 年 次	4～8月	授業開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 修士論文等題名届の提出期限（6月30日） ・資料を収集分析し、論文等執筆を進める。 ・論文等全体の目次を作成、執筆にあたり研究課題、研究手法についての修正を行う。	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 指導教授の承認印を得てから 法学部共同研究室に提出
	9 月	修士論文等中間報告	
	10～12月	・中間報告で受けた指摘も踏まえ、論文等執筆を行う。 ・注や参考文献など、学術論文としての体裁を整える。	
	1 月	修士論文等の提出	期限は1月10日、提出先は 学生センター教務課
	2 月	論文等審査・口述試験	
3 月	修了認定 学位（修士（法学））授与		

※学位論文等（修士論文等）は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者のみが提出することができる。

※指導上の留意点

法学研究科修士論文の審査基準又は特定課題研究の学位論文審査基準の観点による。

学習院大学大学院 法学研究科 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4 月	入学時オリエンテーション・履修科目の選択 指導教員（1名）の決定・通知 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5～7月	履修取消期間 ・研究テーマの設定 ・研究テーマに関連する講義科目・演習科目の履修	Webシステム上で取消
	8 月	夏季休業	
	9～2月	・具体的な研究課題、研究手法についての設定 ・研究課題に関連する講義科目・演習科目の履修	
	3 月	指導教授との面談	
2 年 次	4～7月	授業開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間（5月） ・研究課題、研究手法に沿った調査研究 ・研究課題に関連する講義科目・演習科目の履修	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	8 月	夏季休業	
	9～2月	・研究課題、研究手法に沿った調査研究及び博士論文の執筆 ・研究課題に関連する講義科目・演習科目の履修	
	3 月	指導教授との面談・博士論文進捗状況の報告	
3 年 次	4～2月	授業開始（4月） 履修登録期間（4月） 履修修正期間（4月） 履修取消期間（5月） ・研究課題、研究手法に沿った調査研究及び博士論文の執筆 ・6月30日までに博士論文題名届出→9月30日までに論文提出 ・1月30日までに博士論文題名届出→3月31日までに論文提出 ・審査委員会の選任 ・論文審査・口述試験（適宜）	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 題名届：論文の提出先は学生センター教務課
	3 月	修了認定 学位（博士（法学））授与 ※3月修了・学位授与の場合	

※学位論文（博士論文）は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者のみが提出することができる。

※指導上の留意点

- ・研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・結論の妥当性
- ・研究の独創性と研究分野への貢献（重点指導項目）

V

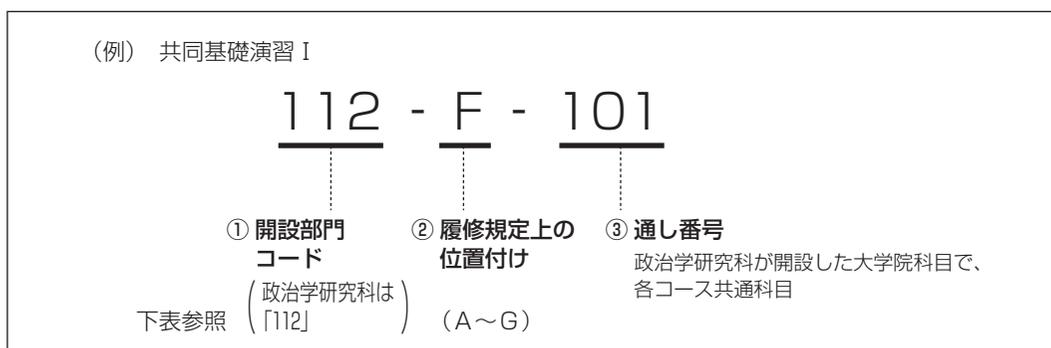
政治学研究科
博士課程（前期・後期）

V

政治学研究科

政治学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。



① 開設部門コード

政治学研究科	112
--------	-----

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

政治学専攻（112）

区分	定義
101-199	各コース共通科目
201-299	日本政治・政策研究コース専門科目
301-399	国際関係・地域研究コース専門科目
401-499	社会・公共領域研究コース専門科目
501-599	政策・実務科目
601-699	研究指導科目等
701-	博士後期課程科目

政治学研究科履修規定

I. 博士前期課程

1. 博士前期課程を修了するためには2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。
ただし、特定の課題についての研究の成果（特定課題研究）の提出をもって修士論文の提出に代えることができる。

修業年限に関しては、早期修了制度（「学習院大学政治学研究科の学位に関する細則」第3条第2項および第7条第2項参照）を用いてこれを1年に短縮することができる。早期修了制度の詳細については別に定める。

なお、学部4年次に修得した政治学研究科の単位は、政治学研究科履修規定が定める既修得単位認定制度を用いることで、修了に必要な30単位に算入することができる。

2. 単位の履修方法は次のとおりとする。

科目の種類		単位数
共通科目		4単位以上
コース専門科目		6単位以上
政策・実務科目		4単位以上
研究指導		6単位（修士論文を提出する場合は8単位）
その他	他研究科開設科目 法学部開設の講義、演習及び外国書講読 単位互換制度に基づく他大学大学院交流科目	上限8単位 (研究科委員会が履修を認めたものに限る)
	選択したコース以外の「コース専門科目」	
		合計30単位以上

- (1) 研究指導の履修方法は次のとおりとする。

- ① 修士論文を提出しない場合には研究指導Ⅰ、Ⅱの単位に加え、研究指導Ⅲ、Ⅳのいずれか一方の単位を修得しなければならない（合計6単位）。
- ② 修士論文を提出する場合には研究指導Ⅰ～Ⅳのすべての単位を修得しなければならない（合計8単位）。
- ③ 研究指導の単位を修得するためには、学期末にタームペーパー（研究報告レポート）を提出しなければならない。ただし、修士論文の提出者は、修士論文をもって研究指導Ⅳのタームペーパーに代えることができる。

- (2) 以下の授業科目については、本研究科委員会が履修を認めたものに限り、合算して8単位までを本研究科の授業科目である「政治学基本研究」（読み替え用科目）とみなし、修了に必要な単位に算入することができる。なお、履修に際しては指導教授の指導を受けること、また8単位を超えた分については、修了に必要な単位に算入されない。

- ① 他研究科開設の授業科目
- ② 法学部開設の講義・演習および外国書講読（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる。）
- ③ 他大学大学院政治学研究科・政治学専攻との単位互換制度に基づく他大学大学院政治学研究科・政治学専攻の授業科目

- (3) 以下の授業科目については、授業科目名が同一であっても講義題目が異なれば、重複履修とはみなさない。
政策・実務科目の「実務研修」「政策評価演習」「政策実務演習」
ただし、「実務研修」については、同一研修先で重ねて研修を行う場合には、修了に必要な単位に算入することはできない。
- (4) 他コースのコース専門科目を履修することができる。この場合、自コースのコース専門科目の単位には算入されないが、修了に必要な30単位には算入される。
3. 学生は入学時に研究コースを選択し、授業科目の履修については指導教授の指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは研究コースおよび指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。また、課程を修了するためには、変更後のコースにおける修了要件を満たしていなければならない。
4. 修士の学位論文・特定課題研究の提出については次のとおりとする。
- (1) 1年以上在学し、所定の授業科目を18単位以上修得したものは、修士の学位論文・特定課題研究を提出することができる。ただし、早期修了を予定する者については、本項の定める在学年数および修得単位数は適用しない。
 - (2) 修士の学位論文・特定課題研究を提出する予定の者は、その年度に修士論文、もしくは「特定課題研究」を履修登録しなければならない。
 - (3) 修士の学位論文・特定課題研究の提出期限は、毎年1月10日とする。
 - (4) 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士論文の提出が条件となる。

■政治学研究科科目履修表（博士前期課程）

		科目名	単位数	備考	
共通科目		共同基礎演習Ⅰ 共同基礎演習Ⅱ 基礎文献講読Ⅰ（日本語文献） 基礎文献講読Ⅱ（日本語文献） 基礎文献講読Ⅲ（英語文献） 英語研究論文執筆演習 英語研究プレゼンテーション演習	2 2 2 2 2 2 2	これら5科目から 4単位以上修得	
コース 専門 科目	日本政治・政策研究コース	行政とガバナンス 日本の統治構造 日本政治研究 計量政治分析 歴史政策論 公共政策論	2 2 2 2 2 2		
	国際関係・地域研究コース	現代国際政治 国際政治経済論 国際開発協力論 現代アメリカ政治 現代中国政治 現代ヨーロッパ政治 現代東アジア政治	2 2 2 2 2 2 2		選択したコースから 6単位以上修得
	社会・公共領域研究コース	公共思想史 公共哲学研究 日本政治思想研究 社会階層論 社会情報学 政治行動論	2 2 2 2 2 2		
	各コース共通専門科目	政治学研究科特殊研究 政治学研究科演習	2 2		
政策・実務科目		統計分析Ⅰ 統計分析Ⅱ 政策課題研究 政策評価演習 実務研修 政策実務演習	2 2 2 2 2 2		4単位以上修得
研究指導		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ	2 2 2 2		
その他	他研究科開設科目 法学部開設の講義、演習及び外国書講読 単位互換制度に基づく他大学大学院交流科目			8単位まで 本研究科が認めたものに限り、 「政治学基本研究」に読み替える	
	選択したコース以外の「コース専門科目」				
				合計30単位以上修得	

(注) 修士論文を提出するか否かにより、修了に必要な「研究指導」の単位数が異なるが、年度末に交付する成績表の単位集計欄では、修士論文を提出しない場合を想定し、修了に必要な「研究指導」の単位数を6単位として集計している。修士論文を提出する場合は、各自がその部分を8単位に換算して集計すること。

別表1. 各コースが認定する「各コース共通専門科目」

コース名	科目名	単位数
社会・公共領域研究コース	政治学研究科演習 (公正とイデオロギーの政治心理学)	2

*各コースが認定した科目については、そのコースの専門科目の単位に算入する。

3つの研究コース

平成17年度以降の入学者に適用されるカリキュラムでは、学生は各自の目的・関心に応じて次のような3つの研究コースのいずれかに所属して研究指導を受けます。所属するコースは入学時に登録を行いますが、2年次に進む際に変更することも可能です。各研究コースにはそれぞれのコース専門科目が配置されており、学生は各自が所属するコースの専門科目を中心に履修することになります。もちろん、一定の範囲で所属コース以外のコース専門科目を履修することも可能です。

●日本政治・政策研究コース

日本における政治・行政・政策過程の実態の分析を通じて、広い意味での政策決定・政策評価に必要とされる高度な知識・能力を身に付けた人材の育成を目指します。行政とガバナンス、歴史政策論、計量政治分析、日本の統治構造、日本政治研究、公共政策論など、いずれも事例研究を重視した科目が設置されています。

●国際関係・地域研究コース

グローバル化が進展する今日の世界において、何らかの形で国際社会と深く関わりあう場で活躍する人材の育成を目指します。現代国際政治、国際政治経済論、国際開発協力論、現代アメリカ政治、現代ヨーロッパ政治、現代中国政治、現代東アジア政治などの科目を学びながら、国際社会における様々な問題の分析・解決能力を身に付けます。

●社会・公共領域研究コース

グローバル化・ボーダーレス化が進む今日の社会・公共空間について、そのメカニズムと望ましいルールはどのようなものかといったテーマに取り組み、これからの市民社会をリードしていく人材の育成を目指します。社会のメカニズムを学ぶための科目として社会情報学、社会階層論、政治行動論、公共領域のルールを探究する科目として公共哲学研究、公共思想史、日本政治思想研究などの科目が設置されています。

Ⅱ. 博士後期課程

1. 博士後期課程を修了するためには3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について8単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は次のとおりとする。
 - (1) 後期課程は、研究課題にそくした研究指導と学生自身の自発的な研究活動によってなりたっている。
 - (2) 履修8単位は、特殊研究4単位・演習4単位とする。
4. 博士の学位論文の提出については次のとおりとする。
 - (1) 2年以上在学し、所定の授業科目を8単位以上履修したものは、指導教授と相談の上、博士の学位論文を提出することができる。
 - (2) 論文提出期限は、9月30日、3月31日の年2回とする。

1 博士後期課程授業科目の履修について

博士後期課程の学生は、下表左側の博士前期課程授業科目を履修することにより、右側の博士後期課程授業科目に読み替えられる。

なお、右側に博士後期課程授業科目が記載されていない博士前期課程授業科目については、履修しても修了に必要な単位には算入されない。

博士前期課程授業科目	単位	博士後期課程授業科目（読み替え後）	単位
共同基礎演習Ⅰ	2		
共同基礎演習Ⅱ	2		
基礎文献講読Ⅰ	2	共同基礎演習	2
基礎文献講読Ⅱ	2	共同基礎演習	2
基礎文献講読Ⅲ	2	共同基礎演習	2
日本の統治構造 日本政治研究	2 2	政治学特殊研究 政治学演習	2 2
計量政治分析	2	日本政治過程論特殊研究 日本政治過程論演習	2 2
歴史政策論	2	日本政治外交史特殊研究 日本政治外交史演習	2 2
行政とガバナンス	2	行政学特殊研究 行政学演習	2 2
公共政策論	2	公共政策論特殊研究 公共政策論演習	2 2
現代国際政治 国際政治経済論	2 2	国際政治特殊研究 国際政治演習	2 2
国際開発協力論	2	国際開発協力論特殊研究 国際開発協力論演習	2 2
現代アメリカ政治	2	アメリカ政治特殊研究 アメリカ政治演習	2 2
現代中国政治	2	中国政治特殊研究 中国政治演習	2 2
現代ヨーロッパ政治	2	ヨーロッパ政治史特殊研究 ヨーロッパ政治史演習	2 2
現代東アジア政治	2	東アジア政治特殊研究 東アジア政治演習	2 2
公共思想史	2	西洋政治思想史特殊研究 西洋政治思想史演習	2 2
公共哲学研究	2	公共哲学特殊研究 公共哲学演習	2 2
日本政治思想研究	2	日本政治思想史特殊研究 日本政治思想史演習	2 2
社会階層論 社会情報学	2 2	社会学特殊研究 社会学演習	2 2
政治行動論	2	社会心理学特殊研究 社会心理学演習	2 2
政治学研究科特殊研究	2	共同特別演習	2
政治学研究科演習	2	共同特別演習	2

博士前期課程授業科目	単位	博士後期課程授業科目（読み替え後）	単位
統計分析Ⅰ	2	共同特別演習	2
統計分析Ⅱ	2	共同特別演習	2
政策課題研究	2		
政策評価演習	2		
実務研修	2		
政策実務演習	2		
研究指導Ⅰ	2		
研究指導Ⅱ	2		
研究指導Ⅲ	2		
研究指導Ⅳ	2		
政治学基本研究	2		

※右側に2科目記載のある科目については、西暦奇数年度は上段の科目に、西暦偶数年度は下段の科目に読み替えられる。

2 政治学研究科の学位論文等について

I - A. 修士の学位論文について

- (1) 修士の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 修士の学位論文は、博士前期課程（修士課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について18単位以上を修得した者が提出することができる。ただし、早期修了を予定する者については、本項の定める在学年数および修得単位数は適用しない。
- (3) 修士の学位論文を提出する予定の者は、その年度に「修士論文（政治学研究科）」を履修登録しなければならない。
- (4) 修士の学位論文（4通）の提出期限は、1月10日とする。論文を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない（届け出窓口は法学部共同研究室）。
- (5) 論文は、自著論文でなくてはならない。
- (6) 論文に使用する言語は、日本語または英語とする。
- (7) 論文には、4,000字以内の論文要旨（4通）を添付しなければならない。
- (8) 使用用紙は、縦書・横書いずれの場合も、A4判用紙を使用することが望ましい。
- (9) 論文提出者に対して、原則的に1月31日までに、最終試験（面接）を実施する。
- (10) 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士論文の提出が条件となる。
* 論文題名・論文提出締切日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

I - B. 特定課題研究について

- (1) 特定課題研究は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 特定課題研究は、研究指導Ⅰ・Ⅱ・ⅢまたはⅠ・Ⅱ・Ⅳのタームペーパーをもとに作成するものとする。
- (3) 特定課題研究は、博士前期課程（修士課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について18単位以上を修得した者が提出することができる。ただし、早期修了を予定する者については、本項の定める在学年数および修得単位数は適用しない。

- (4) 特定課題研究を提出する予定の者は、その年度に「特定課題研究（政治学研究科）」を履修登録しなければならない。
- (5) 特定課題研究（3通）の提出期限は、1月10日とする。特定課題研究を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない（届け出窓口は法学部共同研究室）。
- (6) 特定課題研究に使用する言語は、日本語または英語とする。
- (7) 特定課題研究には、4,000字以内の要旨（3通）を添付しなければならない。
- (8) 使用用紙は、縦書・横書いずれの場合も、A4判用紙を使用することが望ましい。
- (9) 特定課題研究についても修士論文と同様に最終試験（面接）を実施する。
 - * 論文題名・論文提出締切日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。
 - * 学習院大学政治学研究科の学位に関する細則では、「特定の課題についての研究の成果」を「研究の成果」と略しているが、ここでいう科目名としての「特定課題研究」と同じ意味である。

II. 博士の学位論文について

- (1) 博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得した者が提出することができる。
- (2) 博士の学位論文（5通）の提出期限は、9月30日、3月31日の年2回とし、9月30日までに論文を提出する予定の者は、6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は、1月31日までに論文の題名をそれぞれ指導教授を経て、研究科委員長に届け出なければならない（届け出窓口は教務課）。
- (3) 論文は、自著論文でなくてはならない。
- (4) 論文に使用する言語は、日本語または英語とする。ただし英語を使用する場合は、論文題名に日本語訳を付記すること。
- (5) 論文には、4,000字以内の論文要旨（5通）を添付しなければならない。論文要旨に使用する言語は日本語に限られる。
- (6) 使用用紙は、縦書・横書いずれの場合も、A4判用紙を使用することが望ましい。
 - * 論文題名・論文提出締切日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

③ 「既修得単位認定制度」について

政治学研究科履修規定「I. 博士前期課程」の1にいう「既修得単位認定制度」は以下の通りである。

1. 概要

政治学科を卒業した学生は既修得単位認定制度を用いることができる。既修得単位認定制度は、政治学科履修要覧の「大学院開設科目の履修について（政治学科）」で定めた要件にしたがって、政治学科4年次に修得した政治学研究科開設科目の単位を、政治学研究科進学後に所定の手続きをとることで、博士前期課程の修了に必要な単位に算入することを認めるものである。

2. 既修得単位の認定

- (1) 政治学科4年次に修得した政治学研究科開設科目の単位のうち、博士前期課程の修了に必要な単位として認定されるのは14単位を上限とする。

- (2) (1) の認定を希望する者は、「既修得単位認定願（大学院）」を博士前期課程 1 年次の 4 月の第 3 金曜日までに教務課に提出しなければならない。
- (3) 単位が認定された既修得科目は、政治学研究科履修規定「I. 博士前期課程」の 2 で定められた「共通科目」「コース専門科目」「政策・実務科目」における同一名の科目として扱われる。
- (4) 政治学科 4 年生が履修することのできる政治学研究科の科目は、別表 2 のとおりである。
- (5) (3) にかかわらず、政治学研究科に進学後、既修得科目と同一名の科目が博士前期課程に開設されない場合は、政治学研究科委員会の議を経て特別に認定先の科目を決定する。この場合、「既修得単位認定願（大学院）」を教務課に提出する前に、すみやかに研究科委員長に相談することが望ましい。

4 「早期修了」制度についての詳細

政治学研究科履修規定「I. 博士前期課程」の 1 にいう「早期修了制度の詳細」は以下の通りである。

1. 概要

博士前期課程において、博士前期課程入学の前年度に学習院大学政治学研究科開設科目を履修した学生に関しては、以下の要件と手続きを満たした場合において、早期修了制度を利用することができる。

2. 早期修了制度が認定される要件と手続き

- (1) 博士前期課程入学直前の年度に修得した学習院大学政治学研究科開設科目が政治学研究科履修規定の「2. 既修得単位の認定」制度により博士前期課程修了に必要な 30 単位の中に算入することが認められていること。
- (2) 博士前期課程 1 年の前期終了時に、(1) の単位と合わせて 20 単位以上修得見込みであること。
- (3) 所定の期限内に早期修了願を提出し、研究科委員会です承されること。

3. 願出手続

「早期修了」を希望する者は、博士前期課程 1 年次の 12 月 5 日までに「政治学研究科博士前期課程早期修了願」を学生センター教務課に提出しなければならない。

4. 修士論文・特定課題研究の提出

「早期修了」を希望する者は、「2 政治学研究科の学位論文等について」に従い、博士前期課程 1 年次の 4 月の段階で「修士論文」もしくは「特定課題研究」を履修登録する必要がある。

■別表 2

		科目名
共通科目		共同基礎演習Ⅰ 共同基礎演習Ⅱ 基礎文献講読Ⅰ（日本語文献） 基礎文献講読Ⅱ（日本語文献） 基礎文献講読Ⅲ（英語文献）
コース 専門 科目	日本政治・政策研究コース	行政とガバナンス 日本の統治構造 日本政治研究 計量政治分析 歴史政策論 公共政策論
	国際関係・地域研究コース	現代国際政治 国際政治経済論 国際開発協力論 現代アメリカ政治 現代中国政治 現代ヨーロッパ政治 現代東アジア政治
	社会・公共領域研究コース	公共思想史 公共哲学研究 日本政治思想研究 社会階層論 社会情報学 政治行動論
	各コース共通専門科目 ※注	政治学研究科特殊研究 政治学研究科演習
政策・実務科目		統計分析Ⅱ 政策課題研究 政策評価演習 政策実務演習

(注) 各コースが認定した科目については、そのコースの専門科目として扱う。各授業科目がどのコースのコース専門科目として扱うかについては、政治学研究科科目履修表 別表 1 を確認すること。

⑤ 学習院大学大学院 政治学研究科 研究指導スケジュール

(1) 博士前期課程

年次	時期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 「研究計画書」の提出	指導教授を通じて法学部共同研究室に提出
		指導教員（1名）の決定・通知 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	5～6月 9～10月	中間報告会（第1回）の実施	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	3月	修士論文・特定課題研究の「作成計画書」の提出	指導教授を通じて法学部共同研究室に提出
2 年 次	4月	オリエンテーション 指導教員（1名）の変更・通知 ※必要であれば 「研究計画書」（修正版）の提出 ※必要であれば	履修登録（Webシステム上で登録） 指導教授を通じて法学部共同研究室に提出
		授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	5～6月 9～10月	中間報告会（第2回）の実施	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	11月30日	修士論文・特定課題研究の「題名届」の提出期限	指導教授の承認印を得てから 法学部共同研究室に提出
	1月10日 1～2月	修士論文・特定課題研究の提出期限 修士論文・特定課題研究の口述試験・最終試験	学生センター教務課に提出 最終試験は、論文の内容だけでなく、関連のある科目についても口頭または筆答により行う。
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（修士（政治学））授与	

※学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の科目について18単位以上を修得した者のみが提出することができる。

※論文等題名・論文等提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は火曜日とする。

※指導上の留意点（修士論文）

- ・研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・結論の妥当性
- ・研究の独創性と研究分野への貢献

※指導上の留意点（特定課題研究）

- ・研究課題の明確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・研究の成果の妥当性
- ・研究の新規性

(2) 博士前期課程（早期修了）

年次	時期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 「研究計画書」および「早期修了希望確認書」の提出 指導教員（1名）の決定・通知 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 「既修得単位認定願（大学院）」の提出（4月第3金曜日までに）	指導教授を通じて法学部共同研究室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 学生センター教務課に提出
	5～6月	履修取消期間	Webシステム上で取消
	9月	修士論文・特定課題研究の「作成計画書」の提出	指導教授を通じて法学部共同研究室に提出
	9～10月	中間報告会の実施	
	11月30日	修士論文・特定課題研究の「題名届」の提出期限	指導教授の承認印を得てから法学部共同研究室に提出
	12月5日	「早期修了願」の提出期限 *「早期修了希望確認書」が未提出であっても「早期修了願」の提出は可能。	学生センター教務課に提出
	1月10日	修士論文・特定課題研究の提出期限	学生センター教務課に提出
	1～2月	修士論文・特定課題研究の口述試験・最終試験	最終試験は、論文の内容だけでなく、関連のある科目についても口頭または筆答により行う。
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（修士（政治学））授与	

※論文等題名・論文等提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は火曜日とする。

※指導上の留意点（修士論文）

- ・研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・結論の妥当性
- ・研究の独創性と研究分野への貢献

※指導上の留意点（特定課題研究）

- ・研究課題の明確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・研究の成果の妥当性
- ・研究の新規性

(3) 博士後期課程

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月 5～6月 9～10月 3月	新入学生オリエンテーション 「研究計画書」の提出 指導教員（1名）の決定・通知 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 中間報告会（第1回）の実施 「博士論文作成計画書」の提出	指導教授を通じて法学部共同 研究室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 指導教授を通じて法学部共同 研究室に提出
2 年 次	4月 5～6月 9～10月	オリエンテーション 「研究計画書」（修正版）の提出 ※必要であれば 指導教員（1名）の変更・通知 ※必要であれば 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 中間報告会（第2回）の実施	指導教授を通じて法学部共同 研究室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
3 年 次	4月 5～6月 6月30日 7月 9月30日 論文提出から 3ヵ月以内 1～2月 3月	オリエンテーション 「研究計画書」（修正版）の提出 ※必要であれば 指導教員（1名）の変更・通知 ※必要であれば 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 「博士論文題名届」の提出期限 中間報告会（第3回）の実施 博士論文の提出期限 審査委員会の選任 博士論文口述試験・最終試験 研究科委員会 修了者決定 学位（博士（政治学））授与	指導教授を通じて法学部共同 研究室に提出 履修登録（Webシステム上で 登録） Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 指導教授の承認印を得てから 学生センター教務課に提出 学生センター教務課に提出 最終試験は、博士論文の内容 だけでなく、関連のある科目 についても口頭または筆答に より行う。

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

※学位論文（博士論文）は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位について8単位以上を修得した者のみが提出することができる。

※指導上の留意点

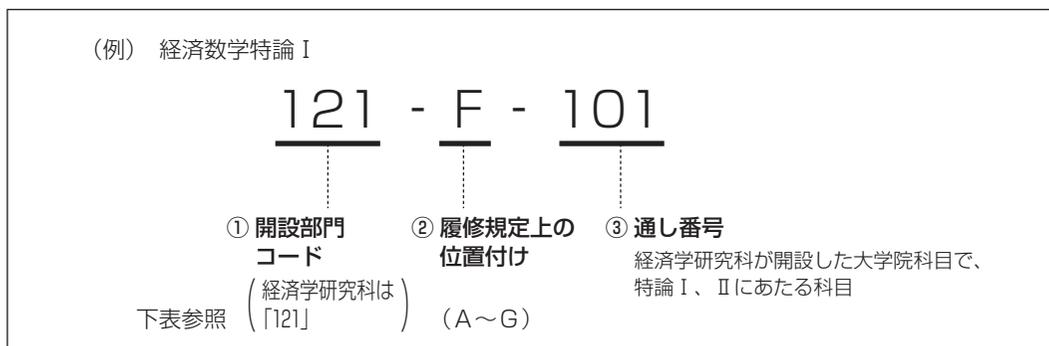
- ・研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・結論の妥当性
- ・研究の独創性と研究分野への貢献（重点指導項目）

VI

経済学研究科 博士課程（前期・後期）

経済学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。



① 開設部門コード

経済学研究科	121
--------	-----

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

経済学専攻（121）

区分	定義
101-199	特論 I, II（コースワーク的科目）（ともに2単位）
201-299	特殊研究（リサーチワーク的科目）（2または4単位）
301-399	演習（リサーチワーク的科目）（2または4単位）

経済学研究科履修規定

I. 博士前期課程

1. 学生は所定の授業科目について、博士前期課程にあつては30単位以上を修得しなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は次のとおりとする。
 - (1) 博士前期課程を修了するために必要な30単位のうち20単位以上は本研究科が開設する科目の履修によって修得しなければならない。なお、本学経済学部と本研究科で共通に開講される学部・大学院共通科目の単位については、この20単位に含めることができる。
 - (2) 特殊研究と演習に関しては重複履修可とするが、同一科目名の科目については各科目4単位までを修了に必要な30単位の中に算入することができる。なお、特論に関しては重複履修不可とする。
 - (3) 他大学大学院経済学・経営学研究科との単位互換制度に基づき、他大学大学院で履修した科目は、8単位を上限として修了に必要な30単位に算入することができる。
 - (4) 経済学部が開設する講義科目及び本学の他研究科が開設する授業科目については、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、8単位までを修了に必要な30単位の中に算入することができる（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。
その際、学部及び他研究科開設の講義科目は、経済学研究科特殊研究Ⅰ、経済学研究科特殊研究Ⅱ、経済学研究科特殊研究Ⅲ又は経済学研究科特殊研究Ⅳとみなし、(1)に規定する20単位には含めない。
 - (5) 経済学部において、本研究科の授業科目であり、かつ、経済学部と共通の授業科目として指定されているものを履修し、試験に合格している者については、その単位を除いても同学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限り、本研究科入学後、研究科委員会の議を経て、20単位を限度として、当該授業科目の単位数を修了に必要な30単位に算入することができる。
4. 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（特定課題研究）の提出については、『学習院大学経済学研究科の学位に関する細則』の定めるところによる。
5. 本研究科の博士後期課程に進学する場合には、修士の学位論文を提出しなければならない。

II. 博士前期課程の早期修了制度について

1. 概要

博士前期課程において、博士前期課程入学直前に学習院大学または他大学院経済学研究科において、大学院科目または大学院・学部共通科目を履修した学生に関しては、以下の要件と手続きを満たした場合において、早期修了制度が適用されることになる。

2. 早期修了制度が認定される要件

- (1) 博士前期課程入学直前に修得した学習院大学または他大学院経済学研究科において、修得した大学院科目または大学院・学部共通科目を博士前期課程修了に必要な30単位の中に算入することが認められていること
- (2) 博士前期課程1年の前期終了時に、(1)の単位と合わせて20単位以上修得見込みであること
- (3) 早期修了研究計画書を提出し、審査会で報告後、計画されている研究が優れた業績になりうるということが、研究科委員会です承されること

3. 早期修了が認められるまでの手続きについて

- (1) 博士前期課程の段階で、指導教員の承認を得た上で、「経済学研究科博士前期課程早期修了願」を4月中に提出すること
- (2) 同時に、博士前期課程入学直前に修得した学習院大学または他大学院経済学研究科において、修得した大学院科目または大学院・学部共通科目について、博士前期課程の履修単位に読み替える願出を4月中に提出すること
- (3) 6月中に「早期修了研究計画書」を提出すること
- (4) 7月初めに「早期修了研究計画書」に基づく報告を行うこと

Ⅲ. 博士後期課程

1. 学生は所定の授業科目について、博士後期課程にあっては8単位以上を修得しなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は次のとおりとする。
 - (1) 特殊研究と演習に関しては重複履修可とするが、博士後期課程において修得した同一科目名の科目については、各科目4単位までを修了に必要な8単位の中に算入することができる。なお、特論に関しては修了に必要な8単位に算入されない。
 - (2) 交流協定校で履修した科目及び本学の他研究科が開設する科目は、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、4単位を上限として前項に規定する8単位に算入することができる。ただし、他大学大学院において修得した単位については、博士前期課程・後期課程を合わせて10単位を限度とする。
4. 課程博士の学位論文の提出については、『学習院大学経済学研究科の学位に関する細則』の定めるところによる。

経済学研究科の学位論文について

修了を希望する場合は、指導教授の許可を得た後、以下の手順で学位論文または特定課題研究を提出すること。なお、「学位規程」（本誌 6 ページ～）及び「経済学研究科の学位に関する細則」（同41ページ）も併せてよく読み、提出に際しては不備のないようにすること。

手 続		修士論文	特定課題研究	博士論文
論文題名届	締 切	11月30日		6月30日または1月31日
	受 付	学生センター教務課の窓口		
	注意事項	●所定用紙は事前に学生センター教務課で受け取り、必要事項を記入しておくこと。		
学位論文	締 切	1月31日		9月30日または3月31日
	受 付	学生センター教務課の窓口		
	提出書類 および 注意事項	1. 論文 3通	1. 特定課題研究 3通	1. 論文 3通
		●自著のこと。 ●英語以外の外国語による論文を提出するときは、邦語訳文を添付すること。		●自著のこと。 ●英語以外の外国語による論文を提出するときは、邦語訳文を添付すること。 ●必要に応じ参考論文（3部）及び共同研究者の同意書（書式自由・1部）を添付すること。
		2. 要旨 3通		
		●A4用紙にPCで作成のこと。（書式自由） ●外国語による要旨を提出するときには、邦語訳文を添付すること。	●所定用紙を事前に学生センター教務課で受け取り、PCで作成のこと。 ●外国語による要旨を提出するときには邦語訳文を添付すること。	
3. 学位申請書	3. 学位申請書 4. 論文目録 5. 履歴書			
		●所定用紙は事前に学生センター教務課で受け取り、必要事項を記入しておくこと。		

* 論文及び特定課題研究の提出期限は厳守されるので、論文等作成にあたっては、早期に準備を進めておくことが望ましい。

* 修士の口頭試問は原則として論文提出後2月末までに行う。

* 論文等題名・論文等提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

学習院大学大学院 経済学研究科 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年次	4月～5月	新入学生オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知（専修コースでは副指導教員2名も合わせて決定・通知） 履修科目の読替申請 「研究計画書」の提出 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 早期修了願提出	指導教員の承認印を得てから経済学部 部長秘書室に提出 指導教員の承認印を得てから経済学部 部長秘書室に提出 この審査会を経て、早期修了が承認 されれば、当該学生は以降2年次の スケジュールにしたがい、学生は修 士論文または特定課題研究の履修登 録を行う。
	4月・9月 6月・11月 7月	履修修正期間 履修取消期間 早期修了願を提出した学生の研究計画審査会	
	11月 1月終盤	研究科所属教員との懇談会 「修士論文・特定課題研究」中間報告会への 傍聴参加 「修士論文・特定課題研究」最終報告会への 傍聴参加	
2 年次 または早期 修了を認め られた1年 次の学生 (7月以降)	4月	オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知（専修コース では副指導教員2名も合わせて決定・通知） 修士論文または特定課題研究作成を見据えた 「研究計画書」の提出 授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間 早期修了願提出	指導教員の承認印を得てから経済学部 部長秘書室に提出 指導教員の承認印を得てから経済学部 部長秘書室に提出
	4月・9月 6月・11月 6月30日※	履修修正期間 履修取消期間 外国語（英語を除く）で執筆する場合の「修 士論文題名届」（専修コースは「特定課題研 究題名届」の提出期限）	
	7月	研究科所属教員との懇談会	指導教員の承認印を得てから経済学部 部長秘書室に提出
	9月	修士論文概要または特定課題研究概要の提出 期限	
	11月	「修士論文・特定課題研究」中間報告会での 報告	指導教員の承認印を得てから学生セ ンター教務課に提出（受付は16時ま で）
	11月30日※	修士論文題名届（専修コースは「特定課題研 究題名届」）の提出期限	
	1月終盤	修士論文（専修コースは「特定課題研究」） 最終報告会及び口述試験・最終試験	博士前期課程から後期課程へ進学を 希望する学生については、ここでの 試験が口述試験を兼ねる。
	1月31日※	修士論文（専修コースは「特定課題研究」） の提出期限（論文3通の他に要旨3通）	
3月	研究科委員会で博士前期課程修了者決定 学位（修士（経済学））授与		

※土・日・祝日の場合は直後の平日

学習院大学大学院 経済学研究科 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年次	4 月	新入生オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知 「研究計画書」の提出	指導教員の承認印を得てから 経済学部長秘書室に提出
		授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間	
	4 月・9 月	履修修正期間	
	6 月・11 月	履修取消期間	
	7 月	研究科所属教員との懇談会	
	7 月・11 月 1 月	論文報告会（中間及び最終）への傍聴参加 博士論文公聴会への傍聴参加	
2 年次 または博士 論文提出前 の年次	4 月	オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知 「研究計画書」の提出	2 年次以降博士論文を提出す る年次は毎年度報告を行う
		授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間	
	4 月・9 月	履修修正期間	
	6 月・11 月	履修取消期間	
	7 月	研究科所属教員との懇談会 論文最終報告会への傍聴参加	
	11 月 1 月	論文中間報告会の実施 博士論文公聴会への傍聴参加	
3 年次以降 博士論文を 提出する 年次	4 月	オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知 「研究計画書」の提出	指導教員の承認印を得てから 学生センター教務課に提出 （受付は16時まで）
		授業開始 「研究計画書」に基づく指導開始 履修登録期間	
	6 月30日※	「博士論文題名届」の提出期限	
	論文題名届 提出から 3 ヶ月以内	博士論文審査委員の選任	指導教員の承認印を得てから 学生センター教務課に提出 （受付は16時まで）
	7 月	最終報告会の実施 研究科所属教員との懇談会	
	9 月30日※	博士論文の提出期限	
	11 月	博士論文予備審査会	
	1 月	博士論文公聴会	
	～2 月	博士論文口述試験・最終試験	
	～3 月	研究科委員会にて学位授与に関して審議	
3 月	研究科委員会にて修了者決定・学位（博士（経済学））授与		

※土・日・祝日の場合はその直後の平日

※課程博士の学位論文は、博士後期課程に1年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者のみが提出することができる。

VII

経営学研究科 博士課程（前期・後期）

経営学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。

(例) 経営学文献講読 I		
122 - F - 101		
① 開設部門 コード (経営学研究科は 「122」) 下表参照	② 履修規定上の 位置付け (A～G)	③ 通し番号 経営学研究科が開設した大学院科目で、 博士前期課程の講義、経営学文献講読

① 開設部門コード

経営学研究科	122
--------	-----

② 履修規定上の位置づけ

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

区 分	定 義
100の位	0：博士前期課程の演習 1：博士前期課程の講義（特殊研究）（2、3は前期課程の予備番） 4：研究指導、経営学研究科特殊研究（注1）、注2）参照 5：博士後期課程の演習 6：博士後期課程の講義（特殊研究）（7、8は後期課程の予備番） 9：注3）参照
10の位	学部科目に準じて分野を判断し付番 ただし「0」は演習ではなく以下の科目に用いる （経営学文献講読 I～IV、ケース分析 I～IV、データ解析演習 I～IV、特定課題研究、修士論文、研究指導 I、研究指導 II）
1の位	各分野の特殊研究科目を学則付表四に示された順で付番 （I～IVのような科目末尾番号と一致させることが可能な場合は、その場合に限り一致させる）

注1)：同一科目名称で4単位と2単位の両方が学則上で存在しうる大半の科目については、同一科目ナンバーを付番する。ただし、経営学研究科特殊研究 I～IVに関しては、読み替え用として同一科目名称での4単位と2単位を区別するため、491から498の計8番号を付する。

注2)：401：研究指導 I、402：研究指導 II

注3)：開設部門はすべて122、履修上の位置づけはすべてFとする。

I. 博士前期課程

1. 博士前期課程を修了するためには、本研究科開設科目について、30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。ただし、特定の課題についての研究の成果（特定課題研究）の提出をもって修士論文の提出に代えることができる。なお、修士論文もしくは特定課題研究を提出する年度の履修登録期間に必ず修士論文もしくは特定課題研究をWebシステム上で履修登録すること。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。また、指導教授を含む複数の教員によって構成される修士論文等指導委員会から、体系的な履修及び計画的な修士論文等の作成のため、必要な指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については本研究科委員会の承認を必要とする。指導教授を除く修士論文等指導委員会の構成教員は、経営学研究科委員会に報告し承認を得ることによって随時変更・追加することができる。
3. 単位の履修方法は、次のとおりとする。
 - (1) 単位互換制度に基づき他大学大学院で履修した科目は、本研究科開設科目とすることができる。
 - (2) 外国を含む他の大学院（前項（1）の大学院を除く）開設の授業科目については、本研究科委員会が許可したものに限り、本研究科開設科目（経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）とみなす。
 - (3) 前項（1）および前項（2）で修得した単位は10単位を上限として修了に必要な単位に算入することができる。
 - (4) 本学の他研究科が開設する授業科目については、本研究科委員会の許可したものに限り、本研究科開設科目（経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）とみなし、8単位を上限として修了に必要な単位に算入することができる。
 - (5) 指導教授が教育研究上必要と指導した場合、経済学部が開設する授業科目のうち指定された科目を履修しなければならない。ただし、当該授業科目に合格しても、修了に必要な単位に算入することはできない。
 - (6) 前項（5）により履修を要すると指導された経済学部開設科目を履修する場合、当該授業科目に対応する経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳが同一年度に開講され、かつ双方の授業科目に合格した場合に限り、当該経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについては4単位を上限として修了に必要な単位として算入することができる。
 - (7) 経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについては講義題目が異なる場合には別科目としてみなす。
 - (8) 同一の科目を重複して履修した場合は、1科目分を超える単位数は修了に必要な単位に算入されない。ただし経営学研究科特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは除く。
4. 経済学部において、本研究科の授業科目であり、かつ、経済学部と共通の授業科目として指定されているものを履修し、試験に合格している者については、その単位を除いても同学部を卒業するのに必要とされている単位数を満たしている場合に限り、本研究科入学後、研究科委員会の議を経て、20単位を上限として、当該授業科目の単位数を修了に必要な30単位に算入することができる。
5. 修士の学位論文の提出については、次のとおりとする。
 - (1) 博士前期課程に1年以上在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得した者は、修士の学位論文あるいは特定課題研究を提出することができる。

- (2) 前項 (1) の規定にかかわらず、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、本研究科委員会の承認を得た者は、修士の学位論文あるいは特定課題研究を提出することができる。
- (3) その他については『学習院大学経営学研究科の学位に関する細則』および『経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規』の定めるところによる。

Ⅱ. 博士後期課程

1. 博士後期課程を修了するためには、所定の授業科目について、8単位以上を修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。
2. 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修については指導教授の指導と許可を得なければならない。また、指導教授を含む複数の教員によって構成される博士論文指導委員会から、体系的な履修及び計画的な博士論文の作成に必要な指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については本研究科委員会の承認を必要とする。指導教授を除く博士論文指導委員会の構成教員は、経営学研究科委員会に報告し承認を得ることによって随時変更・追加することができる。
3. 単位の履修方法は、次のとおりとする。
 - (1) 履修単位（8単位以上）のうちには、特殊研究・文献講読から4単位以上、演習4単位以上を含めなければならない。
 - (2) 単位互換制度に基づき、他大学大学院で履修した科目は、指導教授の許可のある場合に限り、4単位を上限として、博士後期課程を修了するための必要単位数に算入することができる。
 - (3) 同一の科目を重複して履修した場合は、1科目分を超える単位数は修了に必要な単位に算入されない。
4. その他については『学習院大学経営学研究科の学位に関する細則』および『経営学研究科博士課程学生の学位論文等作成指導に関する内規』の定めるところによる。

経営学研究科の学位論文について

現在在籍している学生が3月に修了を希望する場合は、指導教授の許可を得た後、以下の手順で学位論文または特定課題研究を提出することができる。なお、「学位規程」（本誌6ページ～）及び「経営学研究科の学位に関する細則」（同45ページ）も併せてよく読み、提出に際しては不備のないようにすること。

手 続		修士論文	特定課題研究	博士論文	
論文題名届	締 切	6月30日		6月30日または1月31日	
	受 付	学生センター教務課			
	注意事項	※所定用紙は事前に学生センター教務課で受け取り、必要事項を記入しておくこと。			
学位論文	締 切	1月10日		9月30日または3月31日	
	受 付	学生センター教務課			
	提出書類 および 注意事項	1. 論文 4通	1. 特定課題研究 4通	1. 論文 4通	
		※修士論文もしくは特定課題研究を提出する年度の履修登録期間に必ず修士論文もしくは特定課題研究をWebシステム上で履修登録すること。 ※自著のこと。 ※英語以外の外国語による論文を提出するときは、邦語訳文を添付すること。		※自著のこと。 ※英語以外の外国語による論文を提出するときは、邦語訳文を添付すること。	
		2. 要旨 4通			
※A4用紙にワープロで作成のこと（書式自由） ※外国語による要旨を提出するときには、邦語訳文を添付すること。		※所定用紙を事前に教務課で受け取り、ワープロで作成のこと（1,000字以内）。 ※用紙に収まらないときは別紙に作成し、「別紙添付」と明記すること。 ※外国語による要旨を提出するときには邦語訳文を添付すること。			
3. 学位申請書		3. 学位申請書 4. 論文目録 5. 履歴書			
※所定用紙は事前に学生センター教務課で受け取り、必要事項を記入しておくこと。					

* 論文及び特定課題研究の提出期限は厳守されるため、論文等作成にあたっては、早期に準備を進めておくことが望ましい。

* 修士の口頭試問は原則として論文提出後2月末までに行う。

* 論文等題名・論文等提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

学習院大学大学院 経営学研究科 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 指導教授及び副指導教授（修士論文等指導委員会の構成 教員）の決定 「年度研究計画書」の原案作成開始 履修科目の決定（修士論文等指導委員会の承認が必要） 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5月末	「年度研究計画書」の提出	指導教授・副指導教授の承認印を 得てから経済学部長秘書室に提出
	7月	学期末試験	
	9月	履修修正期間	Webシステム上で修正
	1月	学年末試験	
	2～3月	修士論文計画または特定の課題についての研究の成果の 作成計画について原案作成開始	
2 年 次	4月1日	「特定の課題についての研究の成果の作成計画書」の提出（修士論文でなく特定課題研究を選択する場合のみ） 「年度研究計画書」の原案作成開始 履修科目の決定（修士論文等指導委員会の承認が必要） 指導教員・副指導教員の変更・通知（※必要であれば） 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	指導教授の承認印を得てから経済 学部長秘書室に提出 履修登録（Webシステム） Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5月末	「年度研究計画書」の提出	指導教授・副指導教授の承認印を 得てから経済学部長秘書室に提出
	6月30日	「論文題名届」の提出期限	指導教授の承認印を得てから学生 センター教務課に提出
	7月	学期末試験	
	9月	中間報告会の実施（特定課題研究でなく修士論文を選択 する場合） 履修修正期間	Webシステム上で修正
	1月10日	修士論文・特定課題研究の提出期限	提出は学生センター教務課
	1月	学年末試験	
	2月	修士論文・特定課題研究の審査及び試験	最終試験は、論文の内容だけでなく、 関連のある科目についても口 頭または筆答により行う。
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（修士（経営学））授与	

※学位論文（修士論文）は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位について20単位以上を修得した者が原則として提出することができる。

※修士論文の指導上の留意点

- ・研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・課題を追求する上での方法論の適切性
- ・研究方法及び調査方法の妥当性
- ・結論の妥当性（特定課題研究にあっては研究の成果の妥当性）
- ・研究の独創性と研究分野への貢献（特定課題研究にあっては研究の新規性）

学習院大学大学院 経営学研究科 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考	
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 指導教授及び副指導教授（博士論文指導委員会の構成教員）の決定 「年度研究計画書」の原案作成開始 履修科目の決定（博士論文指導委員会の承認が必要） 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 指導教授・副指導教授の承認印を得てから経済学部長秘書室に提出	
	5月末	「年度研究計画書」の提出		
	7月 9月 1月 2～3月	学期末試験 履修修正期間 学年末試験 「博士論文作成計画書」の原案作成作業		Webシステム上で修正
	2 年 次	4月	「博士論文作成計画書」の提出 指導教員・副指導教員の変更・通知（※必要であれば） 履修科目の決定（博士論文指導委員会の承認が必要） 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	博士論文指導委員会の承認を経て 経営学研究科委員会の承認が必要。 承認が得られるまで改訂が必要 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 指導教授・副指導教授の承認印を得てから経済学部長秘書室に提出
		5月末	「年度研究計画書」の提出	
		7月 9月 1月	学期末試験 履修修正期間 学年末試験	
3 年 次		4月	中間報告会の実施 指導教員・副指導教員の変更・通知（※必要であれば） 履修科目の決定（博士論文指導委員会の承認が必要） 授業開始 履修登録期間 履修修正期間	博士論文指導委員会の指定した期日に行う Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 指導教授・副指導教授の承認印を得てから経済学部長秘書室に提出 指導教授の承認印を得てから学生センター教務課に提出 Webシステム上で修正 提出は学生センター教務課
		5月末	「年度研究計画書」の提出	
		6月30日	「博士論文題名届」の提出期限	最終試験は、博士論文の内容だけでなく、関連のある科目についても口頭または筆答により行う
	9月 9月30日 論文提出から3ヵ月以内	履修修正期間 博士論文の提出期限 審査委員会の選任		
	2月	博士論文口述試験・最終試験		
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（博士（経営学））授与		

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

※課程博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位について8単位以上を修得したのち学位論文のテーマや構成、手法等に関する構想をまとめた博士論文作成計画書について研究科委員会から承認を得た者が提出することができる。

※指導上の留意点

- ・ 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- ・ 研究方法及び調査方法の妥当性
- ・ 研究の独創性と研究分野への貢献（重点指導項目）
- ・ 課題を追求する上での方法論の適切性
- ・ 結論の妥当性

VIII

人文科学研究科 博士課程（前期・後期）

VIII

人文科学研究科

人文科学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。



① 開設部門コード

哲学専攻	131	美術史学専攻	13A	史学専攻	132
日本語日本文学専攻	133	英語英米文学専攻	134	ドイツ語ドイツ文学専攻	135
フランス文学専攻	136	心理学専攻	137	臨床心理学専攻	13D
教育学専攻	138	アーカイブズ学専攻	13B	身体表象文化学専攻	13C
人文科学研究科共通	130				

② 履修規定上の位置づけ

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

哲学専攻(131)

区分	定義
100番台	演習科目
200番台	特殊研究(講義)科目
300番	論文指導科目(博士前期)
400番	論文指導科目(博士後期)

史学専攻(132)

区分	定義
501~509	大学院科目(研究)
511~519	大学院科目(演習)
621	大学院科目(修士論文指導)
721	大学院科目(博士論文指導)

英語英米文学専攻(134)

区分	定義
100番台	選択必修科目
200番台	選択科目
300番台	博士論文指導

フランス文学専攻(136)

区分	定義
100番台	発展的内容
200番台	論文指導

臨床心理学専攻(13D)

区分	定義
100	必修科目
200	A群選択必修科目
300	B群選択必修科目
400	C群選択必修科目
500	D群選択必修科目
600	E群選択必修科目
700	その他
800	博士後期課程臨床心理学演習
900	博士後期課程臨床心理学特別研究
備考	末尾(1:2単位、2:4単位、3:末尾2の2単位、4:末尾2の4単位)
	100~600:臨床心理士養成指定認定協会指定科目

アーカイブズ学専攻(13B)

区分	定義
特になし	現在開講している授業科目に通し番号を付した。今後新規開設される場合は、新規に付番するものとする。その年度のみの休講などの場合は、番号はそのままとし、開講となる年度には同じ番号を使用する。

美術史学専攻(13A)

区分	定義
100番台	演習科目
200番台	特殊研究
300番台	修士論文指導
400番台	博士論文指導
備考・2桁目	0:日本東洋、1:西洋、2:全般

日本語日本文学専攻(133)

区分	定義
001-099	講義・演習科目
100-199	論文指導科目

ドイツ語ドイツ文学専攻(135)

区分	定義
610番台	言語学系
620番台	文学文化系
640番台	論文指導

心理学専攻(137)

区分	定義
001~099	前期課程 心理学演習
100~199	前期課程 心理学特殊研究
200	博士論文指導
201~299	後期課程 心理学演習
300~999	後期課程 心理学特別研究

教育学専攻(138)

区分	定義
011-099	必修科目
100-199	博士前期課程・選択必修科目
200-299	博士後期課程・選択必修科目
101-119、201-219	十の位が0または1または6は、
161-169、261-269	教育基礎学コース
121-139、221-239	十の位が2または3または7
171-189、271-289	または8は、教育実践学コース
141-159、241-259	十の位が4または5または9は、
191-199、291-299	教育創造コース

身体表象文化学専攻(13C)

区分	定義
100の位	1:舞台芸術、2:映像、3:マンガ・アニメーション、4:ジェンダー、5:表象文化史、6:制度論、7:論文指導
10の位	1:批評研究、2:演習、3:論文指導
1の位	同じ科目に対して順に付番(ただし、今回の1、2は、4単位と2単位の区別のみ)

人文研共通(130)

区分	定義
001~099	講義科目
100~199	演習科目

人文科学研究科入学者用履修規定

I. 人文科学研究科履修規定通則

1. 学生は、以下のⅡ. に示す本研究科の各専攻で定めた履修細則に従って、所定の授業科目について、博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては20単位以上を修得しなければならない。学位を取得するためには、この他に修士論文・博士論文を提出して審査に合格する必要がある。
2. 学生は、授業科目の履修について、必ず指導教授の許可を得なければならない。
3. 以下に掲げる履修方法による修得単位については、本研究科が教育研究上有益と認めた場合、博士前期課程・後期課程を通して合計10単位を限度として修了のために修得すべき科目の単位数に算入することができる。ただし、対象となる大学院・研究機関、および、実際に修了に必要な単位として算入できる単位数については、各専攻の定めるところにしたがうものとする。
 - (1) 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院において修得した単位
 - (2) 他大学大学院との間の交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - (3) 本研究科との協議が成立している学外の研究機関の設置する課程・研修会等における履修により認定された単位
4. 本研究科において教育研究上有益と認めたときには、学生が本研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）及び本大学院の委託生、研究生又は協定留学生として在籍していたときに履修し、合格した授業科目の単位について、博士前期課程又は後期課程の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。算入することができる単位数は、他の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位については、博士前期課程・後期課程を合わせて10単位を限度とし、本大学院において修得した単位については、博士前期課程においては、他の大学院のものと合わせて20単位、博士後期課程においては、他の大学院のものと合わせて10単位をそれぞれの限度とする。なお学部の学生として修得した大学院科目の単位は、本大学院の修了のために修得すべき科目の単位として算入することができない。
5. 学位論文の提出に関しては、『学習院大学人文科学研究科の学位に関する細則』の定めるところによる。
 - (1) 修士の学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得した者、及び、博士前期課程に在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、人文科学研究科委員会の承認を得た者が提出することができる。
 - (2) 課程博士の学位請求論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得した者、及び、博士後期課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、人文科学研究科委員会の承認を得た者が提出することができる。
ただし、学位論文題目及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

Ⅱ. 人文科学研究科履修規定各専攻細則

1 哲学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	修士論文指導	2 単位	4 単位
選択必修科目	哲学演習	2 または 4 単位	12 単位以上
	思想史演習	2 または 4 単位	
選択科目	哲学特殊研究	2 または 4 単位	—
	哲学史特殊研究	2 または 4 単位	
	思想史特殊研究	2 または 4 単位	
	他専攻設置科目	2 または 4 単位	—
	各専攻共通科目	2 または 4 単位	
大学院交流科目	2 または 4 単位		
総計			30 単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
- 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、前期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
- 「他専攻設置科目」には、人文科学研究科の哲学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位に算入することができる。ただし、当該科目を哲学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、当該科目を哲学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、あわせて計8単位を上限として、修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目を哲学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - 以下の他大学大学院との間の交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

(2) 本研究科との協議が成立している下記の学外の研究機関の設置する課程・研修会等における履修により認定された単位

- 国立歴史民俗博物館
- 国文学研究資料館
- 国立民族学博物館
- 国際日本文化研究センター
- 日本近代文学館

6. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、「大学院交流科目」として認定される場合がある。
7. 修了に必要な単位として、特例として学部授業科目の履修が認められる場合がある。1年度につき4単位、計8単位を上限とし、哲学専攻設置科目の「演習」または「特殊研究」に読み替える。履修に際しては、各年度の初めに専攻へ申請し、研究科委員会において承認されることが必要である（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	6単位
選択必修科目	哲学演習	2または4単位	12単位以上
	思想史演習	2または4単位	
選択科目	哲学特殊研究	2または4単位	—
	哲学史特殊研究	2または4単位	
	思想史特殊研究	2または4単位	
総計			20単位以上

1. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて6単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として6単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
2. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士後期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。博士前期課程にある学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。
3. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定される場合がある。

2 美術史学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	修士論文指導	2 単位	4 単位
選択必修科目	日本東洋美術史演習	2 または 4 単位	12 単位以上
	西洋美術史演習	2 または 4 単位	
	芸術学演習	2 または 4 単位	
	日本東洋美術史特殊研究	2 または 4 単位	8 単位以上
	西洋美術史特殊研究	2 または 4 単位	
美術館学特殊研究	2 または 4 単位		
選択科目	他専攻設置科目	2 または 4 単位	—
	各専攻共通科目	2 または 4 単位	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	
			総計 30 単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
- 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、前期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
- 「他専攻設置科目」には、人文科学研究科の美術史学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計6単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を美術史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計6単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を美術史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、(1)・(2)あわせて計6単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目を美術史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - 以下の他大学大学院との間の交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
 - 本研究科との協議が成立している下記の学外の研究機関の設置する課程・研修会等における履修により認定された単位
 - 国立歴史民俗博物館
 - 国文学研究資料館
 - 日本近代文学館
 - 国立民族学博物館
 - 国際日本文化研究センター

6. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により「大学院交流科目」として認定される場合がある。
7. 修了に必要な単位として、特例として学部授業科目の履修が認められる場合がある。1年度につき4単位、計8単位を上限とし、美術史学専攻設置科目の「演習」または「特殊研究」に読み替える。履修に際しては、各年度の初めに専攻へ申請し、研究科委員会において承認されることが必要である（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	6単位
選択必修科目	日本東洋美術史演習	2または4単位	12単位以上
	西洋美術史演習	2または4単位	
	芸術学演習	2または4単位	
選択科目	日本東洋美術史特殊研究	2または4単位	—
	西洋美術史特殊研究	2または4単位	
	美術館学特殊研究	2または4単位	
			総計 20単位以上

1. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて6単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として6単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
2. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士後期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。博士前期課程にある学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。
3. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定される場合がある。

3 史学専攻履修細則

博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数		
必修科目	修士論文指導	2 単位	2 単位		
選択必修科目	日本史演習	2 または 4 単位	12単位以上		
	東洋史演習	2 または 4 単位			
	西洋史演習	2 または 4 単位			
選択科目	日本史特殊研究	2 または 4 単位	8 単位以上		
	東洋史特殊研究	2 または 4 単位			
	西洋史特殊研究	2 または 4 単位			
	古文書学文献学研究	2 または 4 単位			
	史学理論史学史研究	2 または 4 単位	—		
	他専攻設置科目	2 または 4 単位			上限 8 単位
	各専攻共通科目	2 または 4 単位			上限 8 単位
大学院交流科目	2 または 4 単位	上限 8 単位			
総計 30単位以上					

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておく必要がある。
- 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、原則として前期課程2年次に履修するものとする。その単位を修得するためには、当該年度末に研究成果レポートを提出しなければならない。ただし、当該年度に修士論文を提出する場合には、修士論文の提出をもって研究成果レポートに替えることができる。
- 「他専攻設置科目」には、人文科学研究科の史学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位に算入することができる。ただし、当該科目を史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、当該科目を史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、(1)・(2)あわせて計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目を史学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。以下の(2)については、申請により、審議の上で史学専攻設置科目の「特殊研究」として、認定される。
 - 以下の他大学大学院との間の交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

(2) 本研究科との協議が成立している下記の学外の研究機関の設置する課程・研修会等における履修により認定された単位

- 国立歴史民俗博物館
- 国文学研究資料館
- 国立民族学博物館
- 国際日本文化研究センター
- 日本近代文学館

6. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定される場合がある。
7. 修了に必要な単位として、特例として学部授業科目の履修が認められる場合がある。1年度につき4単位、計8単位を上限とし、史学専攻設置科目の「演習」または「特殊研究」に読み替える。履修に際しては、各年度の初めに専攻へ申請し、研究科委員会において承認されることが必要である（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	2単位
選択必修科目	日本史演習	2または4単位	12単位以上
	東洋史演習	2または4単位	
	西洋史演習	2または4単位	
選択科目	博士論文指導	2単位	6単位以上
	日本史特殊研究	2または4単位	
	東洋史特殊研究	2または4単位	
	西洋史特殊研究	2または4単位	
	古文書学文献学研究	2または4単位	
	史学理論史学史研究	2または4単位	
総計			20単位以上

1. 課程博士の学位を取得しようとする者は、あらかじめ通則に定められた単位を修得しておかなければならない。
2. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、原則として後期課程1年次に必修科目として履修するものとする。年度末に、当該年度に発表した学術論文や研究発表を添付した研究成果レポートを提出するものとする。
3. 「博士論文指導」は、後期課程2年次以降においては選択科目として履修するものとし、修了に必要な単位数には、選択科目として計4単位まで算入することができる。ただし、同一年度に重複して履修することはできない。
4. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定される場合がある。
5. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士後期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。博士前期課程にある学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。

4 日本語日本文学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	修士論文指導	2 単位	2 単位
選択必修科目	日本語学特殊研究	2 または 4 単位	20単位以上
	日本語史特殊研究	2 または 4 単位	
	日本文学特殊研究	2 または 4 単位	
	日本文学史特殊研究	2 または 4 単位	
	中国文学特殊研究	2 または 4 単位	
	日本語学演習	2 または 4 単位	
選択科目	他専攻設置科目	2 または 4 単位	8 単位まで
	各専攻共通科目	2 または 4 単位	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	
			総計 30単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
- 「修士論文指導」は、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなうものであり、1科目2単位を履修の上限とする。その単位を取得するためには、当該年度末に研究成果レポートを提出しなければならない。ただし、当該年度に修士論文を提出する場合には、修士論文の提出をもって研究成果レポートに替えることができる。
- 修了に必要な単位として、人文科学研究科のうち日本語日本文学専攻以外の専攻が設置する「他専攻設置科目」、人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」、以下(1)の「大学院交流科目」で修得した科目は、算入することができる。ただし、当該科目を日本語日本文学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。以下の(2)については、申請により、日本語日本文学専攻設置科目の「演習」ないし「特殊研究」として認定されることがある。
 - 以下の他大学大学院との間の交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
 - 日本女子大学大学院文学研究科との相互科目履修
 - 本研究科との協議が成立している下記の学外の研究機関の設置する課程・研修会等における履修により認定された単位
 - 国文学研究資料館
 - 日本近代文学館
- 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、日本語日本文学専攻設置科目の「演習」ないし「特殊研究」として認定されることがある。

- 他大学大学院との交流協定に基づき修得した単位、本研究科との協議が成立している学外の研究機関での課程・研究会等における履修により認定された単位、留学により外国の大学院において修得した単位は、博士前期課程・博士後期課程を通じて合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。
- 修了に必要な単位として、学部授業科目の履修を認める特例は適用されない。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	2単位まで
選択必修科目	日本語学特殊研究	2または4単位	6単位以上
	日本語史特殊研究	2または4単位	
	日本文学特殊研究	2または4単位	
	日本文学史特殊研究	2または4単位	
	中国文学特殊研究	2または4単位	
	日本語学演習	2または4単位	
	日本文学演習	2または4単位	
選択科目	博士論文指導	2単位	4単位まで
	他専攻設置科目	2または4単位	4単位まで
	大学院交流科目	2または4単位	4単位まで
			総計 20単位以上

- 博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、1年度につき1科目2単位を履修の上限とする。その単位を取得するためには、当該年度末に研究成果レポートを提出しなければならない。ただし、当該年度に博士論文を提出する場合には、博士論文の提出をもって研究成果レポートに替えることができる。
- 「博士論文指導」は、必修科目として履修する他に選択必修科目として履修し、修了に必要な単位数には選択必修科目として計4単位まで算入することができる。ただし、同一年度に重複して履修することはできない。
- 修了に必要な単位として、人文科学研究科のうち日本語日本文学専攻以外の専攻が設置する「他専攻設置科目」、日本女子大学大学院文学研究科との相互科目履修による「大学院交流科目」は、算入することができる。ただし、当該科目を日本語日本文学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位、および、本研究科との協議が成立している学外の研究機関（国文学研究資料館・日本近代文学館）の設置する課程・研究会等における履修により認定された単位は、申請により、日本語日本文学専攻の設置科目「演習」ないし「特殊研究」として認定されることがある。
- 他大学大学院との交流協定に基づき修得した単位、本研究科との協議が成立している学外の研究機関での課程・研究会等における履修により認定された単位、留学により外国の大学院において修得した単位は、博士前期課程・博士後期課程を通じて合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。

5 英語英米文学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
選択必修科目	英米語学特殊研究	2 または 4 単位	24単位以上
	英米語学演習	2 または 4 単位	
	英詩特殊研究	2 または 4 単位	
	英米小説特殊研究	2 または 4 単位	
	英米文学研究法特殊研究	2 または 4 単位	
	英米演劇特殊研究	2 または 4 単位	
	英米評論特殊研究	2 または 4 単位	
	作家作品特殊研究	2 または 4 単位	
	英米文学演習	2 または 4 単位	
	英詩演習	2 または 4 単位	
選択科目	各専攻共通科目	2 または 4 単位	—
	他専攻設置科目	2 または 4 単位	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	
			総計 30単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておく必要がある。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、8単位を上限として、選択必修科目の必要単位数に含めることができる。選択必修科目に読み替える場合は、各年度の初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認されることが必要である。
- 「他専攻設置科目」としては、人文科学研究科のうち英語英米文学専攻以外の専攻が設置する科目を、8単位を上限として修了に必要な単位として含めることができる。自専攻科目に読み替える場合は、各年度の初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認されることが必要である。
- 修了に必要な単位として学部授業科目の履修が認められる場合がある。その場合には、1年度につき4単位、計8単位までを上限として、選択必修科目の「特殊研究」「演習」に読み替えることができる。なお、履修に際しては、各年度の初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認されることが必要である（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。
- 以下に掲げる履修方法による単位修得については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。
 - 大学院学生の留学に関する規定第4条に基づき外国の大学院において修得した単位
 - 以下の他大学大学院との交流規定に基づき他大学大学院において修得した単位（8単位を上限とする。）
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科、慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

6. 「各専攻共通科目」、「他専攻設置科目」、「大学院交流科目」については、合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。

■ 博士後期課程

科目の種類	科 目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2 単位	6 単位
選択必修科目	英米語学演習	2 または 4 単位	12単位以上
	英米文学演習	2 または 4 単位	
	英詩演習	2 または 4 単位	
選択科目	英米語学特殊研究	2 または 4 単位	—
	英詩特殊研究	2 または 4 単位	
	英米小説特殊研究	2 または 4 単位	
	英米文学研究法特殊研究	2 または 4 単位	
	英米演劇特殊研究	2 または 4 単位	
	英米評論特殊研究	2 または 4 単位	
	作家作品特殊研究	2 または 4 単位	
	各専攻共通科目（上限 4 単位）	2 または 4 単位	
他専攻設置科目（上限 4 単位）	2 または 4 単位		
総計			20単位以上

- 「博士論文指導」は、1 年度につき 2 単位を上限として、後期課程を通して 6 単位を修得しなければならない。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」、人文科学研究科のうち英語英米文学専攻以外の専攻が設置する「他専攻設置科目」は、4 単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。
- 以下に掲げる履修方法による修得単位については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。
 - 大学院学生の留学に関する規定第 4 条に基づき外国の大学院において修得した単位

6 ドイツ語ドイツ文学専攻履修細則

■ 博士前期課程

修了するためには、次の内訳で、総計30単位を修得しなければならない。

科目の種類	科目	単位数	自専攻設置科目で修了に必要な単位数	自専攻設置科目以外で修了に必要な単位に含めることができる単位数
必修科目	修士論文指導	2単位	4単位	—
選択必修科目	ドイツ語学特殊研究	2または4単位	計20単位以上	—
	ドイツ語史特殊研究	2または4単位		
	ドイツ文学特殊研究	2または4単位		
	ドイツ演劇特殊研究	2または4単位		
	ドイツ語学演習	2または4単位		
	ドイツ語史演習	2または4単位		
	ドイツ文学演習	2または4単位		
選択科目	他専攻設置科目	2または4単位	—	8単位まで
	各専攻共通科目	2または4単位		
	大学院交流科目	2または4単位		
総計				30単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
- 必修科目の修士論文指導は、単一年度において2単位のみ修得することができる。また修了に必要な単位数に、4単位を超えて算入することはできない。
- 修士論文指導の単位を取得するためには、各年度末に研究成果レポートを提出しなくてはならない。ただし、当該年度に修士論文を提出する場合には、修士論文によって代替することができる。
- 修了に必要な単位として、人文科学研究科のドイツ語ドイツ文学専攻以外の専攻の設置科目（学習院大学大学院他研究科の設置科目を含む）、各専攻共通科目、大学院交流科目を選択科目として8単位を上限として含めることができる。自専攻科目に読み替える場合は、各年度の初めに申請し、研究科委員会において承認されることが必要である。
- 修了に必要な単位として学部授業科目の履修が認められる場合がある。その場合には上限を4単位までとし、大学院科目の「演習」または「特殊研究」に読み替える。なお履修に際しては、学部授業科目の履修願いおよび読替願を各年度初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認される必要がある（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。
- 以下に掲げる履修方法による修得単位については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。
 - 大学院学生の留学に関する規定第4条に基づき外国の大学院（およびそれに相当する教育機関）において修得した単位

(2) 以下の他大学大学院との交流規定に基づき他大学大学院において修得した単位

- ・三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科、慶應義塾大学大学院文学研究科）
- ・中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

■ 博士後期課程

修了するためには、次の内訳で、総計20単位を修得しなければならない。

科目の種類	科目	単位数	自専攻設置科目で修了に必要な単位数	自専攻設置科目以外で修了に必要な単位に含めることができる単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	6単位	—
選択必修科目	ドイツ語学特殊研究	2または4単位	計6単位以上	—
	ドイツ語史特殊研究	2または4単位		
	ドイツ文学特殊研究	2または4単位		
	ドイツ演劇特殊研究	2または4単位		
	ドイツ語学演習	2または4単位		
	ドイツ語史演習	2または4単位		
	ドイツ文学演習	2または4単位		
選択科目	他専攻設置科目	2または4単位	—	4単位まで
	各専攻共通科目	2または4単位		
				総計 20単位以上

1. 必修科目の博士論文指導は、単一年度において2単位のみ修得することができる。また修了に必要な単位数に6単位を超えて算入することはできない。
2. 博士論文指導の単位を取得するためには、各年度末に研究成果レポートを提出しなくてはならない。ただし、当該年度に博士論文を提出する場合には、博士論文によって代替することができる。
3. 修了に必要な単位として、人文科学研究科のドイツ語ドイツ文学専攻以外の専攻の設置科目（学習院大学大学院他研究科の設置科目を含む）、各専攻共通科目を選択科目として4単位を上限として含めることができる。ただしそれらの科目の修得単位は、ドイツ語ドイツ文学専攻の設置科目への読み替えを行わない。
4. 以下に掲げる履修方法による修得単位については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。
 - ・大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院（およびそれに相当する教育機関）において修得した単位

7 フランス文学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	修士論文指導	2 単位	4 単位
選択必修科目	フランス語学特殊研究	2 または 4 単位	20単位以上
	フランス文学史特殊研究	2 または 4 単位	
	フランス文学特殊研究	2 または 4 単位	
	フランス語学演習	2 または 4 単位	
	フランス文学演習	2 または 4 単位	
	フランス演劇演習	2 または 4 単位	
選択科目	各専攻共通科目	2 または 4 単位	—
	他専攻設置科目	2 または 4 単位	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	
			総計 30単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておく必要がある。
- 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、前期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
- 「他専攻設置科目」としては、人文科学研究科のうちフランス文学専攻以外の専攻が設置する科目を、8単位を上限として修了に必要な単位として含めることができる。自専攻科目に読み替える場合は、各年度の初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認されることが必要である。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、フランス文学専攻の設置科目「特殊研究」として読み替え、修了に必要な単位に算入することができる。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目をフランス文学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
 - フランス文学専攻における大学院委託聴講
 青山学院大学大学院・白百合女子大学大学院・上智大学大学院・獨協大学大学院・武蔵大学大学院・明治学院大学大学院・明治大学大学院
- 修了に必要な単位として、特例として学部授業科目の履修が認められる場合がある。1年度につき4単位、計8単位を上限とし、フランス文学専攻設置科目の「演習」または「特殊研究」に読み替える。履修に際しては、各年度の初めに専攻へ申請し、研究科委員会において承認されることが必要である（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。

7. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定されることがある。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	4単位
選択必修科目	フランス語学特殊研究	2または4単位	8単位以上
	フランス文学史特殊研究	2または4単位	
	フランス文学特殊研究	2または4単位	
	フランス語学演習	2または4単位	
	フランス文学演習	2または4単位	
	フランス演劇演習	2または4単位	
選択科目	各専攻共通科目	2または4単位	—
	他専攻設置科目	2または4単位	
	大学院交流科目	2または4単位	
			総計 20単位以上

- 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
- 「他専攻設置科目」としては、人文科学研究科のうちフランス文学専攻以外の専攻が設置する科目を、8単位を上限として、修了に必要な単位として含めることができる。自専攻科目に読み替える場合は、各年度の初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認されることが必要である。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計4単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目をフランス文学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、計6単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目をフランス文学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
 - フランス文学専攻における大学院委託聴講
 青山学院大学大学院・白百合女子大学大学院・上智大学大学院・獨協大学大学院・武蔵大学大学院・明治学院大学大学院・明治大学大学院
- 博士前期課程にある、学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。
- 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学・大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定されることがある。
- 「大学院交流科目」によって修得した単位、および、留学によって修得し認定された単位は、博士前期課程・後期課程を通算して、すべて併せて計10単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。

8 心理学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
選択必修科目	心理学特殊研究 1	2 または 4 単位	12単位以上
	心理学特殊研究 2	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 3	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 4	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 5	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 6	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 7	2 または 4 単位	
	心理学特殊研究 8	2 または 4 単位	
選択科目	心理学演習 1	2 または 4 単位	12単位以上
	心理学演習 2	2 または 4 単位	
	心理学演習 3	2 または 4 単位	
	心理学演習 4	2 または 4 単位	
選択科目	各専攻共通科目	2 または 4 単位	—
	他専攻設置科目	2 または 4 単位	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	
総計			30単位以上

- 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
- 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、「心理学特殊研究」として読み替え、修了に必要な単位に算入することができる。
- 「他専攻設置科目」には、人文科学研究科の心理学専攻以外の専攻が設置する科目、および学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を含み、計8単位を上限として修了に必要な単位に算入することができる。
ただし、人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を履修する場合には、指導教員および専攻の了承を得る必要があり、また、他研究科設置科目の単位を心理学専攻の設置科目として読み替えることはできない。
- 「他専攻設置科目」のうち、心理学専攻の設置科目として読み替えられるのは、人文科学研究科の心理学専攻以外の専攻が設置する科目のみとし、その場合は「心理学特殊研究」として読み替える。読み替えをおこなう場合、各年度はじめに心理学専攻に申請し、人文科学研究科委員会において承認されることが必要である。
- 「大学院交流科目」としては、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

6. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定されることがある。
7. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	2単位
選択必修科目	心理学演習1	2または4単位	8単位以上
	心理学演習2	2または4単位	
	心理学演習3	2または4単位	
	心理学演習4	2または4単位	
選択科目	博士論文指導（2年次以降）	2単位	—
	心理学特別研究1	2または4単位	
	心理学特別研究2	2または4単位	
	心理学特別研究3	2または4単位	
	心理学特別研究4	2または4単位	
	心理学特別研究5	2または4単位	
	心理学特別研究6	2または4単位	
	心理学特別研究7	2または4単位	
心理学特別研究8	2または4単位		
			総計 20単位以上

1. 博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程1年次の必修科目とし、後期課程2年次以降に履修した場合には、選択科目として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし修了に必要な単位数に算入できるのは、後期課程を通じて、必修2単位を含め計6単位までとする。
2. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により、修了に必要な単位として認定されることがある。その場合、留学によって修得し認定された単位数と、「大学院交流科目」（心理学専攻では博士前期課程のみに認められている）によって修得した単位数の合計は、博士前期課程・後期課程を通算して、10単位を上限とする。
3. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。

9 臨床心理学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科 目	単位数	修了に必要な 単位数
必修科目	臨床心理学特論	4 単位	16単位
	臨床心理面接特論	4 単位	
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2 単位	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2 単位	
	臨床心理基礎実習	2 単位	
	臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅱ)	1 単位	
	臨床心理実習Ⅱ	1 単位	
選択必修科目	心理実践実習Ⅰ	1 単位	14単位以上
	投映法特論	2 または 4 単位	
	心の健康教育特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2 または 4 単位	
	心理療法技法論 (心理支援に関する理論と実践)	2 単位	
	心理療法特論Ⅰ	2 単位	
	心理療法特論Ⅱ	2 単位	
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4 単位	
	福祉心理支援特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4 単位	
	精神分析学特論	2 単位	
	認知行動療法特論	2 単位	
	障害者 (児) 心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 または 4 単位	
	精神医学特論Ⅰ (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2 単位	
	精神医学特論Ⅱ	2 単位	
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する理論と実践)	2 単位	
	老年心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 単位	
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2 単位	
	産業・労働心理支援特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2 単位	
	認知心理学特論Ⅰ	2 または 4 単位	

(次ページへ続く)

科目の種類	科 目	単位数	修了に必要な単位数
選択必修科目	認知心理学特論 2	2 または 4 単位	14単位以上
	社会心理学特論 1	2 または 4 単位	
	社会心理学特論 2	2 または 4 単位	
	教育心理学特論 1	2 または 4 単位	
	教育心理学特論 2	2 または 4 単位	
	発達心理学特論 1	2 または 4 単位	
	発達心理学特論 2	2 または 4 単位	
	心理学研究法特論 1	2 または 4 単位	
	心理学研究法特論 2	2 または 4 単位	
総計			30単位以上

1. 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
2. すべての科目について、重複して履修することはできない。
3. 「他専攻設置科目」、および「各専攻共通科目」、また「大学院交流科目」は、修了に必要な単位に算入されない。
4. 原則的に、大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院において修得した科目を、臨床心理学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
5. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。
6. 臨床心理学専攻の設置科目は、原則として臨床心理学専攻の学生のみが履修できるが、前期課程の認知心理学特論1、認知心理学特論2、社会心理学特論1、社会心理学特論2、教育心理学特論1、教育心理学特論2、発達心理学特論1、発達心理学特論2、心理学研究法特論1、心理学研究法特論2については他専攻の学生も履修できる。

■ 博士前期課程 2 年間における心理実践実習時間計画 総計480時間の内訳

	博士前期課程 1 年履修 心理実践実習 I		博士前期課程 2 年履修 臨床心理実習 I (心理実践実習 II)		合計時間数
	学内実習*	学外実習**	学内実習*	学外実習**	
事例実習	30	90	90	60	270
施設運営・見学実習	80	30	80	20	210
合 計	110	120	170	80	480

*：学習院臨床心理相談室における事例担当及び施設運営

**：承諾書を得た医療施設における実習を必修として、加えて教育施設、福祉施設、産業・労働施設のうち2分野において実習を行う。

1. 単位取得の条件として①・②・③を満たすこととする。
① 心理実践実習 I と臨床心理実習 I (心理実践実習 II) において事例実習 (学外実習) 90時間以上を満

たすこと。

- ② 心理実践実習Ⅰと臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）において事例実習（学外実習・学内実習合算）270時間以上を満たすこと。
- ③ 心理実践実習Ⅰと臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）において実習合計時間（事例実習及び施設運営・見学実習）450時間以上を満たすこと。

■ 博士後期課程

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数
必修科目	臨床心理学演習 1	2 または 4 単位	2 単位
	臨床心理学演習 5	4 単位	4 単位
選択必修科目	上記必修科目のうち 2 年次以降に重複して履修した科目		14 単位以上
	臨床心理学演習 2	2 または 4 単位	
	臨床心理学演習 3	2 または 4 単位	
	臨床心理学演習 4	2 または 4 単位	
	臨床心理学特別研究 1	2 または 4 単位	
	臨床心理学特別研究 2	2 または 4 単位	
	臨床心理学特別研究 3	2 または 4 単位	
	臨床心理学特別研究 4	2 または 4 単位	
総計			20 単位以上

1. 必修科目「臨床心理学演習 1」「臨床心理学演習 5」は重複して履修し、修了に必要な単位に算入することができる。特に、博士論文の作成指導を意図する「臨床心理学演習 5」は、1 年次に必修科目として履修したのち、2 年次以降にも、継続して履修することが望ましい。
2. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士後期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。
3. 原則的に、大学院学生の留学に関する内規第 4 条に基づき外国の大学院において修得した科目が、臨床心理学専攻の設置科目として読み替えられることはない。
4. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。
5. 臨床心理学専攻後期課程の設置科目は、臨床心理学専攻の学生のみが履修できる。

10 教育学専攻履修細則

■ 博士前期課程

● 令和6年度以降の入学学生（博士前期課程）

科目の種類	科目		授業科目の単位	修了に必要な単位数
必修科目	修士論文指導		2単位	4単位
選択必修科目	専攻共通	教育学特別研究Ⅰ	2単位	16単位以上
		教育学特別演習Ⅰ	2または4単位	
	教育基礎学コース	教育史概説	2または4単位	
		教育史事例研究Ⅰ		
		教育史特殊研究Ⅰ		
		特別支援教育概説		
		特別支援教育事例研究Ⅰ		
		特別支援教育特殊研究Ⅰ		
		教師教育概説		
		教師教育事例研究Ⅰ		
		教師教育特殊研究Ⅰ		
		教育行政概説		
		教育行政事例研究Ⅰ		
		教育行政特殊研究Ⅰ		
	教育実践学コース	授業研究概説	2または4単位	
		授業研究事例研究Ⅰ		
		授業研究特殊研究Ⅰ		
		国語教育概説		
		国語教育事例研究Ⅰ		
		国語教育特殊研究Ⅰ		
		英語教育概説		
		英語教育事例研究Ⅰ		
		英語教育特殊研究Ⅰ		
		社会科教育概説		
		社会科教育事例研究Ⅰ		
		社会科教育特殊研究Ⅰ		
		音楽教育概説		
音楽教育事例研究Ⅰ				
音楽教育特殊研究Ⅰ				
図画工作教育概説				

(次ページへ続く)

科目の種類	科目	授業科目の単位	修了に必要な単位数		
選択必修科目	教育実践学コース	図画工作教育事例研究Ⅰ	2 または 4 単位	16単位以上	
		美術教育特殊研究Ⅰ			
	教育創造コース	生活科と総合学習概説			
		生活科と総合学習事例研究Ⅰ			
		総合学習特殊研究Ⅰ			
		算数とICT概説			
		算数とICT事例研究Ⅰ			
		数学とICT特殊研究Ⅰ			
		理科と環境概説			
		理科と環境事例研究Ⅰ			
		理科と環境特殊研究Ⅰ			
		体育と健康・スポーツ科学概説			
		体育と健康・スポーツ科学事例研究Ⅰ			
		体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅰ			
		家庭科と食育概説			
		家庭科と食育事例研究Ⅰ			
家庭科と食育特殊研究Ⅰ					
選択科目	他専攻設置科目	2 または 4 単位	8 単位まで	10単位まで	
	各専攻共通科目	2 または 4 単位	8 単位まで		
	大学院交流科目	2 または 4 単位	8 単位まで		
総計 30単位以上					

1. 博士前期課程修了のためには、上記単位を修得するほかに、修士論文を提出して合格しなければならない。
2. 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、前期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
3. 学生は「教育基礎学コース」「教育実践学コース」「教育創造コース」のいずれかのコースに所属し、必修科目に加えて、所属するコースに対応する選択必修科目8単位を含めて、選択必修科目を16単位以上を修得しなければならない。
4. いずれのコースに所属する場合であっても、「事例研究」の科目を4単位以上かつ「特殊研究」の科目を2単位以上修得しなければならない。
5. 「他専攻設置科目」として、人文科学研究科の教育学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
6. 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。

7. 「大学院交流科目」として、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
8. 人文科学研究科の自専攻設置科目以外の科目、人文科学研究科所属の共通科目、人文科学研究科以外の研究科の専攻設置科目、大学院交流科目は合計10単位までを修了に必要な単位として含めることができる。ただし、修了に必要な単位に含めることができるのは、博士前期課程と博士後期課程を通して10単位を上限とする。それらの科目の修得単位は教育学専攻の設置科目への読み替えは行わない。
9. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により専攻にて判断し、修了に必要な単位として認定されることがある。
10. 修了に必要な単位として学部授業科目の履修が認められる特例は適用されない。

●令和5年度の入学者（博士前期課程）

科目の種類	科目		授業科目の単位	修了に必要な単位数
必修科目	学校教育事例研究 I		2 単位	2 単位
	修士論文指導		2 単位	4 単位
選択必修科目	専攻共通	学校教育事例研究 I	2 単位	14単位以上
		教育学特別演習 I	2 または 4 単位	
	教育基礎学コース	教育史概説	2 または 4 単位	
		教育史事例研究 I		
		教育史特殊研究 I		
		教師教育概説		
		教師教育事例研究 I		
		教師教育特殊研究 I		
		教育行政概説		
		教育行政事例研究 I		
		教育行政特殊研究 I		
		特別活動概説		
		特別活動事例研究 I		
	特別活動特殊研究 I			
	教育実践学コース	授業研究概説	2 または 4 単位	
		授業研究事例研究 I		
		授業研究特殊研究 I		
		国語教育概説		
		国語教育事例研究 I		
		国語教育特殊研究 I		
		英語教育概説		
		英語教育事例研究 I		
		英語教育特殊研究 I		
		社会科教育概説		
		社会科教育事例研究 I		
		社会科教育特殊研究 I		
音楽教育概説				
音楽教育事例研究 I				
音楽教育特殊研究 I				

(次ページへ続く)

科目の種類	科 目		授業科目の単位	修了に必要な単位数	
選択必修科目	教育実践学コース	美術教育概説	2 または 4 単位	14単位以上	
		美術教育事例研究Ⅰ			
		美術教育特殊研究Ⅰ			
	教育創造コース	算数教育概説			
		算数教育事例研究Ⅰ			
		数学教育特殊研究Ⅰ			
		理科と環境概説			
		理科と環境事例研究Ⅰ			
		理科と環境特殊研究Ⅰ			
		総合学習概説			
		総合学習事例研究Ⅰ			
		総合学習特殊研究Ⅰ			
		体育教育概説			
		体育教育事例研究Ⅰ			
体育教育特殊研究Ⅰ					
選択科目	他専攻設置科目		2 または 4 単位	8 単位まで	10単位まで
	各専攻共通科目		2 または 4 単位	8 単位まで	
	大学院交流科目		2 または 4 単位	8 単位まで	
総計 30単位以上					

1. 博士前期課程修了のためには、上記単位を修得するほかに、修士論文を提出して合格しなければならない。
2. 必修科目のうち、「学校教育事例研究Ⅰ」は、前期課程1年次に計2単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
3. 必修科目のうち、修士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「修士論文指導」は、前期課程を通じて4単位を修得しなければならない。ただし、修了に必要な単位数として4単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
4. 学生は「教育基礎学コース」「教育実践学コース」「教育創造コース」のいずれかのコースに所属し、必修科目に加えて、所属するコースに対応する選択必修科目8単位を含めて、選択必修科目を14単位以上を修得しなければならない。
5. いずれのコースに所属する場合であっても、「事例研究」の科目を4単位以上かつ「特殊研究」の科目を2単位以上修得しなければならない。
6. 「他専攻設置科目」として、人文科学研究科の教育学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
7. 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計8単位を上限として、修了に必要な単位数に算入する

ことができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。

8. 「大学院交流科目」として、各年度初めに届け出ることにより、以下のかたちで修得した科目を、計8単位を上限として修了に必要な単位数に算入できる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
 - ・ 三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科・慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - ・ 中央大学大学院文学研究科との相互科目履修
9. 人文科学研究科の自専攻設置科目以外の科目、人文科学研究科所属の共通科目、人文科学研究科以外の研究科の専攻設置科目、大学院交流科目は合計10単位までを修了に必要な単位として含めることができる。ただし、修了に必要な単位に含めることができるのは、博士前期課程と博士後期課程を通して10単位を上限とする。それらの科目の修得単位は教育学専攻の設置科目への読み替えは行わない。
10. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により専攻にて判断し、修了に必要な単位として認定されることがある。
11. 修了に必要な単位として学部授業科目の履修が認められる特例は適用されない。

■ 博士後期課程

● 令和6年度以降の入学者

科目の種類	科 目		授業科目の単位	修了に必要な単位数
必修科目	博士論文指導		2 単位	4 単位
選択必修科目	専攻共通	博士論文指導	2 単位	12単位以上
		教育学特別研究Ⅱ	2 単位	
		教育学特別演習Ⅱ	2 または 4 単位	
	教育基礎学コース	教育史事例研究Ⅱ	2 または 4 単位	
		教育史特殊研究Ⅱ		
		特別支援教育事例研究Ⅱ		
		特別支援教育特殊研究Ⅱ		
		教師教育事例研究Ⅱ		
		教師教育特殊研究Ⅱ		
		教育行政事例研究Ⅱ		
	教育行政特殊研究Ⅱ			
	教育実践学コース	授業研究事例研究Ⅱ		
		授業研究特殊研究Ⅱ		
		国語教育事例研究Ⅱ		
		国語教育特殊研究Ⅱ		
		英語教育事例研究Ⅱ		
		英語教育特殊研究Ⅱ		
		社会科教育事例研究Ⅱ		
		社会科教育特殊研究Ⅱ		
		音楽教育事例研究Ⅱ		
		音楽教育特殊研究Ⅱ		
		図画工作教育事例研究Ⅱ		
	美術教育特殊研究Ⅱ			
	教育創造コース	生活科と総合学習事例研究Ⅱ		
		総合学習特殊研究Ⅱ		
		算数とICT事例研究Ⅱ		
		数学とICT特殊研究Ⅱ		
理科と環境事例研究Ⅱ				
理科と環境特殊研究Ⅱ				
体育と健康・スポーツ科学事例研究Ⅱ				
体育と健康・スポーツ科学特殊研究Ⅱ				
家庭科と食育事例研究Ⅱ				
家庭科と食育特殊研究Ⅱ				
選択科目	他専攻設置科目		2 または 4 単位	4 単位まで
	各専攻共通科目		2 または 4 単位	
	大学院交流科目		2 または 4 単位	
				総計 20単位以上

1. 博士後期課程修了のためには、上記単位を修得するほかに、博士論文を提出して合格しなければならない。
2. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて4単位を修得しなければならない。これに加えて、さらに3年次に2単位を加えて履修し、後期課程を通じて計6単位を履修することが望ましい。ただし、修了に必要な単位数として6単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
3. 学生は「教育基礎学コース」「教育実践学コース」「教育創造コース」のいずれかのコースに所属し、所属するコースに対応する選択必修科目6単位を含めて、選択必修科目12単位以上を修得しなければならない。
4. 後期課程の修了に必要な単位数に算入できる科目は、「博士論文指導」「事例研究」「特殊研究」「特別演習」に限り、前期課程に開設する「概説」科目を修了に必要な単位数として算入することはできない。
5. 「他専攻設置科目」として、人文科学研究科の教育学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計4単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
6. 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計4単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
7. 人文科学研究科の自専攻設置科目以外の科目、人文科学研究科所属の共通科目、人文科学研究科以外の研究科の専攻設置科目、大学院交流科目は合計4単位までを修了に必要な単位数として含めることができる。ただし、修了に必要な単位数に含めることができるのは、博士前期課程と博士後期課程を通して10単位を上限とする。それらの科目の修得単位は教育学専攻の設置科目への読み替えは行わない。
8. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により専攻にて判断し、修了に必要な単位数として認定されることがある。
9. 「大学院交流科目」によって修得した単位、および、留学によって修得し認定された単位は、博士前期課程・後期課程を通算して、すべて併せて計10単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。

●令和5年度の入学者

科目の種類	科 目	授業科目の単位	修了に必要な単位数	
必修科目	博士論文指導	2単位	4単位	
選択必修科目	専攻共通	博士論文指導	2単位	
		学校教育事例研究Ⅱ	2単位	
		教育学特別演習Ⅱ	2または4単位	
	教育基礎学コース	教育史事例研究Ⅱ	2または4単位	12単位以上
		教育史特殊研究Ⅱ		
		教師教育事例研究Ⅱ		
		教師教育特殊研究Ⅱ		
		教育行政事例研究Ⅱ		
		教育行政特殊研究Ⅱ		
		特別活動事例研究Ⅱ		
		特別活動特殊研究Ⅱ		
	教育実践学コース	授業研究事例研究Ⅱ		
		授業研究特殊研究Ⅱ		
		国語教育事例研究Ⅱ		
		国語教育特殊研究Ⅱ		
		英語教育事例研究Ⅱ		
		英語教育特殊研究Ⅱ		
		社会科教育事例研究Ⅱ		
		社会科教育特殊研究Ⅱ		
		音楽教育事例研究Ⅱ		
		音楽教育特殊研究Ⅱ		
		美術教育事例研究Ⅱ		
	美術教育特殊研究Ⅱ			
	教育創造コース	算数教育事例研究Ⅱ		
		数学教育特殊研究Ⅱ		
		体育教育事例研究Ⅱ		
		体育教育特殊研究Ⅱ		
		理科と環境事例研究Ⅱ		
理科と環境特殊研究Ⅱ				
総合学習事例研究Ⅱ				
総合学習特殊研究Ⅱ				
選択科目	他専攻設置科目	2または4単位	4単位まで	
	各専攻共通科目	2または4単位		
	大学院交流科目	2または4単位		
			総計 20単位以上	

1. 博士後期課程修了のためには、上記単位を修得するほかに、博士論文を提出して合格しなければならない。
2. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて4単位を修得しなければならない。これに加えて、さらに3年次に2単位を加えて履修し、後期課程を通じて計6単位を履修することが望ましい。ただし、修了に必要な単位数として6単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
3. 学生は「教育基礎学コース」「教育実践学コース」「教育創造コース」のいずれかのコースに所属し、所属するコースに対応する選択必修科目6単位を含めて、選択必修科目12単位以上を修得しなければならない。
4. 後期課程の修了に必要な単位数に算入できる科目は、「博士論文指導」「事例研究」「特殊研究」「特別演習」に限り、前期課程に開設する「概説」科目を修了に必要な単位数として算入することはできない。
5. 「他専攻設置科目」として、人文科学研究科の教育学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計4単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
6. 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計4単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
7. 人文科学研究科の自専攻設置科目以外の科目、人文科学研究科所属の共通科目、人文科学研究科以外の研究科の専攻設置科目、大学院交流科目は合計4単位までを修了に必要な単位数として含めることができる。ただし、修了に必要な単位数に含めることができるのは、博士前期課程と博士後期課程を通して10単位を上限とする。それらの科目の修得単位は教育学専攻の設置科目への読み替えは行わない。
8. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により専攻にて判断し、修了に必要な単位数として認定されることがある。
9. 「大学院交流科目」によって修得した単位、および、留学によって修得し認定された単位は、博士前期課程・後期課程を通算して、すべて併せて計10単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。

●令和2年度以降 令和4年度以前の入学者

科目の種類	科 目	授業科目の単位	修了に必要な単位数	
必修科目	博士論文指導	2単位	4単位	
選択必修科目	専攻共通	博士論文指導	2単位	
		学校教育事例研究Ⅱ	2単位	
		教育学特別演習Ⅱ	2または4単位	
	教育基礎学コース	教育史事例研究Ⅱ	2または4単位	12単位以上
		教育史特殊研究Ⅱ		
		教師教育事例研究Ⅱ		
		教師教育特殊研究Ⅱ		
		教育行政事例研究Ⅱ		
		教育行政特殊研究Ⅱ		
	教育実践学コース	授業研究事例研究Ⅱ		
		授業研究特殊研究Ⅱ		
		音楽教育事例研究Ⅱ		
		音楽教育特殊研究Ⅱ		
		国語教育事例研究Ⅱ		
		国語教育特殊研究Ⅱ		
		算数教育事例研究Ⅱ		
		数学教育特殊研究Ⅱ		
		美術教育事例研究Ⅱ		
		美術教育特殊研究Ⅱ		
		英語教育事例研究Ⅱ		
	英語教育特殊研究Ⅱ			
	教育創造コース	社会科教育事例研究Ⅱ		
		社会科教育特殊研究Ⅱ		
		特別活動事例研究Ⅱ		
		特別活動特殊研究Ⅱ		
		体育教育事例研究Ⅱ		
		体育教育特殊研究Ⅱ		
理科と環境事例研究Ⅱ				
理科と環境特殊研究Ⅱ				
総合学習事例研究Ⅱ				
総合学習特殊研究Ⅱ				
選択科目	他専攻設置科目	2または4単位	4単位まで	
	各専攻共通科目	2または4単位		
	大学院交流科目	2または4単位		
			総計 20単位以上	

1. 博士後期課程修了のためには、上記単位を修得するほかに、博士論文を提出して合格しなければならない。
2. 必修科目のうち、博士論文の作成、およびそれに必要な研究・調査の指導をおこなう「博士論文指導」は、後期課程を通じて4単位を修得しなければならない。これに加えて、さらに3年次に2単位を加えて履修し、後期課程を通じて計6単位を履修することが望ましい。ただし、修了に必要な単位数として6単位を超えて算入することはできない。また、1年度につき1科目2単位を履修の上限とし、同一年度に重複して履修することはできない。
3. 学生は「教育基礎学コース」「教育実践学コース」「教育創造コース」のいずれかのコースに所属し、所属するコースに対応する選択必修科目6単位を含めて、選択必修科目12単位以上を修得しなければならない。
4. 後期課程の修了に必要な単位数に算入できる科目は、「博士論文指導」「事例研究」「特殊研究」「特別演習」に限り、前期課程に開設する「概説」科目を修了に必要な単位数として算入することはできない。
5. 「他専攻設置科目」として、人文科学研究科の教育学専攻以外の専攻が設置する科目に加えて、指導教員および専攻の了承をえて、学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科・専攻が設置する科目を、計4単位を上限として修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
6. 人文科学研究科の設置する「各専攻共通科目」は、計4単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、当該科目を教育学専攻の設置科目として読み替えることはおこなわない。
7. 人文科学研究科の自専攻設置科目以外の科目、人文科学研究科所属の共通科目、人文科学研究科以外の研究科の専攻設置科目、大学院交流科目は合計4単位までを修了に必要な単位数として含めることができる。ただし、修了に必要な単位数に含めることができるのは、博士前期課程と博士後期課程を通して10単位を上限とする。それらの科目の修得単位は教育学専攻の設置科目への読み替えは行わない。
8. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき、外国の大学院において修得した単位は、申請により専攻にて判断し、修了に必要な単位数として認定されることがある。
9. 「大学院交流科目」によって修得した単位、および、留学によって修得し認定された単位は、博士前期課程・後期課程を通算して、すべて併せて計10単位を上限として、修了に必要な単位数に算入することができる。

●平成30年度以降 平成31年度以前の入学者

科目の種類	科目		授業科目の単位	修了に必要な単位数
必修科目	学校教育事例研究Ⅱ		2単位	4単位
	博士論文指導		2単位	4単位
選択必修科目	専攻共通	博士論文指導	2単位	8単位以上
		教育学特別演習Ⅱ	2または4単位	
	教育基礎学コース	教育史事例研究Ⅱ	2または4単位	
		教育史特殊研究Ⅱ		
		教師教育事例研究Ⅱ		
		教師教育特殊研究Ⅱ		
		教育行政事例研究Ⅱ		
		教育行政特殊研究Ⅱ		
	教育実践学コース	授業研究事例研究Ⅱ		
		授業研究特殊研究Ⅱ		
		音楽教育事例研究Ⅱ		
		音楽教育特殊研究Ⅱ		
		国語教育事例研究Ⅱ		
		国語教育特殊研究Ⅱ		
		算数教育事例研究Ⅱ		
		数学教育特殊研究Ⅱ		
		美術教育事例研究Ⅱ		
		美術教育特殊研究Ⅱ		
		英語教育事例研究Ⅱ		
		英語教育特殊研究Ⅱ		
	教育創造コース	社会科教育事例研究Ⅱ		
		社会科教育特殊研究Ⅱ		
		特別活動事例研究Ⅱ		
		特別活動特殊研究Ⅱ		
		体育教育事例研究Ⅱ		
		体育教育特殊研究Ⅱ		
		理科と環境事例研究Ⅱ		
理科と環境特殊研究Ⅱ				
総合学習事例研究Ⅱ				
総合学習特殊研究Ⅱ				
選択科目	他専攻設置科目		2または4単位	4単位まで
	各専攻共通科目		2または4単位	
	大学院交流科目		2または4単位	
				総計 20単位以上

11 アーカイブズ学専攻履修細則

■ 博士前期課程（令和3（2021）年度以降の入学者）

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数	
必修科目	アーカイブズ学演習	4単位	8単位	24単位
	アーカイブズ管理演習	4単位	4単位	
	デジタルアーカイブズ演習	4単位	4単位	
	アーカイブズ実習	4単位	8単位	
選択必修科目	アーカイブズ学概論Ⅰ	2または4単位	4単位以上	
	アーカイブズ学概論Ⅱ	2または4単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅰ	2または4単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅱ	2または4単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅲ	2または4単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅰ	2または4単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅱ	2または4単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅲ	2または4単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅰ	2または4単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅱ	2または4単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅲ	2または4単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅳ	2または4単位		
	デジタルアーカイブズⅠ	2または4単位		
	デジタルアーカイブズⅡ	2または4単位		
選択科目	情報資源論Ⅰ	2または4単位	—	
	情報資源論Ⅱ	2または4単位		
			総計 30単位以上	

1. 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
2. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士前期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。
3. 原則的に、大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院において修得した単位が、アーカイブズ学専攻の設置科目として読み替えられることはない。
4. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。

■ 博士後期課程（令和3（2021）年度以降の入学者）

科目の種類	科目	単位数	修了に必要な単位数	
必修科目	アーカイブズ学演習	4 単位	12単位	18単位
	博士論文指導	2 単位	6 単位	
選択必修科目	アーカイブズ管理演習	4 単位	2 単位以上	
	デジタルアーカイブズ演習	4 単位		
	アーカイブズ実習	4 単位		
	アーカイブズ学概論Ⅰ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ学概論Ⅱ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅰ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅱ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ学理論研究Ⅲ	2 または 4 単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅰ	2 または 4 単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅱ	2 または 4 単位		
	記録アーカイブズ研究Ⅲ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅰ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅱ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅲ	2 または 4 単位		
	アーカイブズ管理研究Ⅳ	2 または 4 単位		
	デジタルアーカイブズⅠ	2 または 4 単位		
デジタルアーカイブズⅡ	2 または 4 単位			
選択科目	情報資源論Ⅰ	2 または 4 単位	—	
	情報資源論Ⅱ	2 または 4 単位		
			総計 20単位以上	

1. 「他専攻設置科目」・「各専攻共通科目」・「大学院交流科目」は、博士後期課程における修了に必要な単位数としては算入されない。
2. 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院において修得した単位は、合計10単位を限度として、修了のために修得すべき科目の単位数に算入することができる。
3. 学部授業科目を修了に必要な単位として認める特例は適用されない。

12 身体表象文化学専攻履修細則

■ 博士前期課程

科目の種類	科目	単位数	自専攻設置科目で修了に必要な単位数	自専攻設置科目以外で修了に必要な単位数に含めることができる単位数	
必修科目	修士論文指導	2 単位	4 単位	—	
選択必修科目	舞台芸術文化論演習	2 または 4 単位	16単位以上	—	
	映像芸術文化論演習	2 または 4 単位			
	マンガ・アニメーション芸術文化論演習	2 または 4 単位			
	ジェンダー文化論演習	2 または 4 単位			
	身体表象文化史演習	2 または 4 単位			
	表象文化制度論演習	2 または 4 単位			
	舞台芸術批評研究	2 または 4 単位			
	映像芸術批評研究	2 または 4 単位			
	マンガ・アニメーション芸術批評研究	2 または 4 単位			
	ジェンダー表象批評研究	2 または 4 単位			
選択科目	他専攻設置科目	2 または 4 単位	—	8 単位まで	10単位 まで
	各専攻共通科目	2 または 4 単位	—	8 単位まで	
	大学院交流科目	2 または 4 単位	—	8 単位まで	
				総計 30単位以上	

1. 前期課程修了のためには、上記単位を修得するほか、修士論文を提出して合格しなければならない。修士論文を提出する者は、提出の前年度までに修了に必要な単位数計30単位のうち20単位以上を修得しておかねばならない。
2. 必修科目の修士論文指導は、単一年度において2単位のみ修得することができる。また修了に必要な単位数に、4単位を超えて算入することはできない。
3. 修士論文指導の単位を修得するためには、各年度末に研究成果レポートを提出しなくてはならない。ただし当該年度に修士論文を提出する場合には、修士論文によって代替することができる。
4. 修了に必要な単位として、人文科学研究科の身体表象文化学専攻以外の専攻の設置科目、各専攻共通科目、学習院大学大学院他研究科の設置科目、大学院交流科目を含めることができる。ただし学習院大学大学院の人文科学研究科以外の研究科が設置する科目を履修する場合には、指導教員および専攻の了承を得る必要がある。
5. 人文科学研究科の身体表象文化学専攻以外の専攻の設置科目、各専攻共通科目、学習院大学大学院他研究科の設置科目、大学院交流科目の修得単位は、身体表象文化学専攻の設置科目への読み替えを行わない。
6. 修了に必要な単位として学部授業科目の履修が認められる場合がある。その場合には上限を4単位までとし、大学院科目の「演習」または「批評研究」に読み替える。なお履修に際しては、学部授業科目の履修願および読替願を各年度初めに専攻に申請し、研究科委員会において承認される必要がある（成績評価の方法・基準は学部学生とは異なる）。
7. 以下に掲げる履修方法による修得単位については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。留学により修得した単位は、専攻会議の判断に

よって、修士論文指導、選択必修科目、選択科目として認定することができる。

- (1) 大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院（およびそれに相当する教育機関）において修得した単位
- (2) 以下の他大学大学院との交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位
 - ・三大学交流科目（早稲田大学大学院文学研究科、慶應義塾大学大学院文学研究科）
 - ・中央大学大学院文学研究科との相互科目履修

■ 博士後期課程

科目の種類	科 目	単位数	自専攻設置科目で修了に必要な単位数	自専攻設置科目以外で修了に必要な単位に含めることができる単位数
必修科目	博士論文指導	2単位	6単位	—
選択必修科目	舞台芸術文化論演習	2または4単位	12単位以上	—
	映像芸術文化論演習	2または4単位		
	マンガ・アニメーション芸術文化論演習	2または4単位		
	ジェンダー文化論演習	2または4単位		
	身体表象文化史演習	2または4単位		
	表象文化制度論演習	2または4単位		
	舞台芸術批評研究	2または4単位		
	映像芸術批評研究	2または4単位		
	マンガ・アニメーション芸術批評研究	2または4単位		
	ジェンダー表象批評研究	2または4単位		
選択科目	他専攻設置科目	2または4単位	—	計4単位まで
	各専攻共通科目	2または4単位	—	
総計				20単位以上

1. 必修科目の博士論文指導は、単一年度において2単位のみ修得することができる。また修了に必要な単位数に、6単位を超えて算入することはできない。
2. 博士論文指導の単位を修得するためには、各年度末に研究成果レポートを提出しなくてはならない。ただし当該年度に博士論文を提出する場合には、博士論文によって代替することができる。
3. 修了に必要な単位として、人文科学研究科の身体表象文化学専攻以外の専攻の設置科目、各専攻共通科目を含めることができる。ただしそれらの科目の修得単位は、身体表象文化学専攻の設置科目への読み替えを行わない。
4. 以下に掲げる履修方法による修得単位については、博士前期課程・博士後期課程を通して合計10単位を限度として修了に必要な単位数に算入することができる。留学により修得した単位は、専攻会議の判断によって、博士論文指導、選択必修科目、選択科目として認定することができる。
 - ・大学院学生の留学に関する内規第4条に基づき外国の大学院（およびそれに相当する教育機関）において修得した単位

学習院大学大学院人文科学研究科 大学院学生への研究指導に関する基本方針

学習院大学大学院人文科学研究科では、博士前期課程および博士後期課程の学生に対して、次のような計画で教育し、研究活動を指導する方針です。以下では、博士前期課程と博士後期課程の学生、それぞれに対し、演習などの授業科目の履修に関わる計画とスケジュールと、両課程修了のために必須となる修士論文および課程博士論文の作成に関わる計画とスケジュールとに分けて示します。

以下で示す計画、スケジュールおよびその内容は、あくまで人文科学研究科共通の概要です。各専攻ごとに独自の行事や届出書類などが存在する場合があります、開催日程・締切日時等も異なりますので、必ず指導教員に相談し、各専攻事務室に問い合わせして下さい。

博士前期課程 教育および研究指導計画

学習院大学人文科学研究科博士前期課程では、次のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育しています。

人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野において、演習や個別的指導を通して、学生が修士論文を仕上げるための能力をつけられるよう教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科と相互交流協定を結んで、相互の履修及び単位の修得を可能とする。

このカリキュラム・ポリシーを実現するための教育および研究指導に関わるスケジュールは以下の通りです。

■ 博士前期課程授業科目の履修に関わるスケジュール

年次	月 日	事 項 お よ び 内 容	決定機関・届出先
1 年次	4 月初旬 4 月	入学式および新入生オリエンテーション 指導教員決定および指導委員会（指導教員他、副指導教員2名）結成 「研究計画書」の提出 他大学院との交流科目* 履修届出 学外研究機関の設置する課程・研修会等** 履修届出	研究科委員会にて決定 専攻事務室 本学指導教員の承認を受け、授業科目の担当者、課程・研修会等の設置者の許可を受けた上で届出、人文科学研究科委員会の承認を受けて、履修が許可される。
	5 月～6 月	履修登録 履修修正 履修取消（第1学期開講科目）	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	11 月	履修取消（第2学期開講科目）	Webシステム上で取消
2 年次 以降	4 月	履修登録	Webシステム上で登録
	5 月～6 月	履修修正	Webシステム上で修正
	11 月	履修取消（第1学期開講科目）	Webシステム上で取消
	3 月10日***	履修取消（第2学期開講科目） 博士前期課程修了者の発表 博士前期課程の学生は、2年以上在学し、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、修士の学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。	
	3 月20日	修了式、修士学位の授与	

* 学習院大学大学院人文科学研究科は、早稲田大学、慶應義塾大学及び中央大学、3大学の大学院文学研究科との交流協定を締結しており、さらにフランス文学専攻は、青山学院大学、白百合女子大学、上智大学、獨協大学、武蔵大学、明治学院大学、明治大学の大学院フランス文学専攻等との交流協定、また日本語日本文学専攻は、日本女子大学大学院文学研究科日本文学専攻と博士前期課程学生の交流協定を結んでおり、修得科目を修了に必要な単位に算入できる。詳細は、各専攻の履修規定を参照すること。

** 学習院大学大学院人文科学研究科では、国立歴史民俗博物館、国立民族学博物館、日本近代文学館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センターの設置する課程、研修会等を履修することで修了単位に算入することができる。詳細は、各専攻の履修規定を参照すること。

*** 修了者の発表は、3月10日の曜日によって、変更される場合がある。

学習院大学大学院人文科学研究科では、次のディプロマ・ポリシーに従って、学生の研究を指導し、修士の学位を授与しています。

人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野において、必要な修業年限を満たし、修士論文を含む所定の単位を修得した者に対して、専門的な知識と方法論、広い視野に立って現代の課題と向き合い追求することのできる能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

このディプロマ・ポリシーを実現するための研究指導計画は、以下の通りです。

■ 修士論文作成に関わる研究指導スケジュール

年次	月 日	事 項 お よ び 内 容	決定機関・届出先
1年次	4月初旬	指導教員決定および指導委員会（指導教員のほか、副指導教員2名）結成 「研究計画書」の提出	研究科委員会にて決定 専攻事務室
	4月～1月 3月 (～4月*)	指導教員の演習での報告、個人面談等による研究指導 「修士論文作成計画書*」を提出	専攻事務室経由、指導教員（指導委員会）
2年次・ 論文提出 年度		<u>修士の学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、 所定の授業科目について20単位以上を修得した者が 提出することができる。</u>	
	4月～7月**	修士論文中間報告**	専攻事務室
	6月30日***	修士論文題名届 提出締切	
	9月～12月	指導教員の演習での報告、個人面談等による研究指導	学生センター教務課
	1月10日***	修士論文提出締切	
2月上旬 3月20日	修士論文口述試験・最終試験 修士学位の授与、修了式		

* 「修士論文作成計画書」は、原則として3月25日から30日に指導委員会に提出することになっているが、専攻によって提出期間は異なり、またこの計画書を単に「研究計画書」と称する専攻もある。詳細は各専攻事務室に問い合わせること。

** 「修士論文中間報告」の形式、名称、日程等は、各専攻・指導教員（指導委員会）によって異なるので、必ず各専攻事務室に確認し、指導教員と十分に相談の上で準備を進めること。

*** 修士論文題名届および修士論文の提出締切日は、曜日の関係で変更・順延されることがあるので、事前に必ず確認すること。

博士後期課程 研究指導計画

学習院大学大学院博士後期課程では、次のカリキュラム・ポリシーに基づいて学生の研究を指導しています。

人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において、博士前期課程での研究成果を土台に、さらに高度な専門性と学術的価値を備えた博士論文を完成させるため、教育課程を編成し実施する。また、他大学院研究科と相互交流協定を結んで、相互の履修及び単位の修得を可能とする。

このカリキュラム・ポリシーを実現するための教育および研究指導計画は、以下の通りです。

■ 博士後期課程授業科目の履修に関わるスケジュール

年次	月 日	事 項 お よ び 内 容	決定機関・届出先
1 年次	4 月初旬 4 月	入学式および新入生オリエンテーション 指導教員決定および指導委員会（指導教員のほか、副指導教員 2 名）結成 「研究計画書」の提出	研究科委員会にて決定
	5 月～6 月	履修登録 履修修正 履修取消（第 1 学期開講科目）	専攻事務室経由、指導教員（指導委員会）へ Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	11 月	履修取消（第 2 学期開講科目）	Webシステム上で取消
2 年次	4 月	履修登録 履修修正	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5 月～6 月	履修取消（第 1 学期開講科目）	Webシステム上で取消
	11 月	履修取消（第 2 学期開講科目）	
3 年次	4 月	履修登録 履修修正	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	5 月～6 月	履修取消（第 1 学期開講科目）	Webシステム上で取消
	11 月	履修取消（第 2 学期開講科目）	
	3 月20 日	修了式、博士学位の授与 博士後期課程の学生は、3 年以上在学し、所定の授業科目について、20 単位以上を修得し、博士の学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。	

学習院大学大学院人文科学研究科博士後期課程では、次のディプロマ・ポリシーに従って、学生の研究を指導し、博士の学位を授与しています。

人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において、必要な修業年限を満たし、所定の単位を修得し、指導教員による論文指導を受けたのち博士論文を提出して審査及び試験に合格した者に対して、高度な専門知識と広い視野、自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力、研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力を身につけているものと認め、学位を授与する。

このディプロマ・ポリシーを実現するための研究指導計画は、以下の通りです。

■ 博士論文作成に関わる研究指導スケジュール

年次	月 日	事 項 お よ び 内 容	届出先等
1年次	4月 4月～1月 3月 (～4月*)	指導教員決定および指導委員会（指導教員のほか、副指導教員2名）結成 「研究計画書」の提出 指導教員の演習での報告、個人面談等による研究指導 「博士論文作成計画書*」を提出	専攻事務室 専攻事務室経由、指導教員 (指導委員会)
論文提出 前年度	4月～1月 4月～12月*	指導教員演習での報告、個人面談等による研究指導 博士論文中間報告** 予備論文の提出***	
論文提出 年度	4月～7月 6月30日**** 8月1日～ 9月30日**** 11月30日**** 1月11日～ 2月末日**** 3月20日	課程博士の論文は、博士後期課程に2年以上在学し、 <u>所定の授業科目について、16単位以上を修得した者が提出できる。</u> 指導教員の演習での報告、個人面談等による研究指導 博士論文題名届締切（博士論文提出期間Ⅰに博士論文を提出の場合） 博士論文提出期間Ⅰ 博士論文題名届締切（博士論文提出期間Ⅱに博士論文を提出の場合） 博士論文提出期間Ⅱ 博士学位の授与（博士論文提出期間Ⅰに提出、合格した場合）	専攻事務室および学生センター教務課 学生センター教務課 専攻事務室および学生センター教務課 学生センター教務課
論文提出 翌年度	10月	博士学位の授与（博士論文提出期間Ⅱに提出、合格した場合）	

* 「博士論文作成計画書」は、原則として3月25日から30日に指導委員会に提出することになっているが、専攻によって提出期間は異なり、「博士論文作成計画書」の審査、および博士論文提出資格の認定法も専攻によって異なっている。またこの計画書を単に「研究計画書」と称する専攻もある。詳細は各専攻事務室に問い合わせること。

** 「博士論文中間報告」の形式、名称、日程等は、各専攻・指導教員（指導委員会）によって異なるので、必ず各専攻事務室に確認し、指導教員と十分に相談の上で準備を進めること。

*** 予備論文の扱いについては、各専攻によって異なっている。予備論文の提出の有無、分量、内容、提出時期等については、当該専攻の事務室に必ず問い合わせること。

**** 「博士論文題名届」「博士論文」の提出期限は、曜日の関係で変更・順延されることがあるので、事前に必ず確認すること。

他大学大学院との間の交流協定について

1. 早稲田大学大学院、慶應義塾大学大学院及び中央大学大学院文学研究科との交流協定

- (1) 「早稲田大学大学院文学研究科修士課程および学習院大学大学院人文科学研究科博士前期課程における相互科目履修に関する協定書」、「慶應義塾大学大学院文学研究科修士課程および学習院大学大学院人文科学研究科博士前期課程における相互科目履修に関する協定書」及び「中央大学大学院文学研究科と学習院大学大学院人文科学研究科における相互履修に関する協定書」により、学生は早稲田大学大学院、慶應義塾大学大学院及び中央大学大学院の研究科設置科目を、博士前期課程在学中に計 8 単位を限度として履修することができる。
- (2) (1) に該当する学生を大学院交流学生と称し、交流学生証明書を交付する。
- (3) (1) に規定する授業科目は所定単位のうちに含めることができる。
- (4) 早稲田大学大学院、慶應義塾大学大学院研究科及び中央大学大学院の設置科目を履修する学生は、指導教授の承認を受け、かつ早稲田大学大学院、慶應義塾大学大学院研究科及び中央大学大学院の担当者の許可を受けなければならない。ただし学生数その他の都合により許可されないことがある。
- (5) 履修を認める授業科目は、原則として講義科目とするが、担当者が許可した場合には演習科目を含めることができる。

2. フランス文学専攻の学生を対象とした交流協定

- (1) 「大学院委託聴講生（フランス語フランス文学専攻）に関する協定書」により、本研究科フランス文学専攻に在籍する学生は以下に掲げた各大学大学院フランス文学専攻の設置科目を、博士前期課程においてはすでに交流協定を結んでいる大学院における修得単位も含め10単位、博士後期課程においては6単位を限度として修了に必要な単元に算入することができる。
- (2) (1) に該当する学生を大学院委託聴講生（大学院交流学生）と称し、委託聴講生証明書を交付する。
- (3) (1) に規定する授業科目は所定単位のうちに含めることができる。
- (4) 各大学大学院フランス文学専攻の設置科目を履修する学生は、指導教授の承認を受け、かつ担当者の許可を受けなければならない。ただし学生数その他の都合により許可されないことがある。
- (5) 履修が認められた場合、学生は各大学大学院に対し聴講料を納入しなければならない。聴講料は各大学大学院の定めるところによる。

《協定参加大学名》

青山学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻
上智大学大学院文学研究科フランス文学専攻
白百合女子大学大学院文学研究科フランス語フランス文学専攻
獨協大学大学院外国語学研究科フランス語学専攻
武蔵大学大学院人文科学研究科欧米文化専攻
明治学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻
明治大学大学院文学研究科仏文学専攻

3. 日本語日本文学専攻の学生を対象とした交流協定

- (1) 「学習院大学大学院人文科学研究科と日本女子大学大学院文学研究科における相互科目履修に関する協定書」により、本研究科日本語日本文学専攻に在籍する学生は、日本女子大学大学院文学研究科日本文学専攻の設置科目を、博士前期課程においてはすでに交流協定を結んでいる大学院における修得単位も含め 8 単位、博士後期課程においては同じく 4 単位を限度として修了に必要な単元に算入する

ことができる。

- (2) (1) に該当する学生を「交流学生」と称し、交流学生証を交付する。
- (3) 履修を希望する学生は、所属研究科の指導教授及び日本女子大学大学院の授業担当者の承諾を得て、所定の願書を指定期日までに提出しなければならない。ただし、学生数その他の都合により許可されないことがある。
- (4) 履修が認められた場合、履修に係る授業料は免除されるが、科目により実験・実習費、教材費等が必要な場合は、自己負担となる。

IX

自然科学研究科 博士課程（前期・後期）

IX

自然科学研究科

自然科学研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。

(例) 基礎物理学 I

141 - F - 801

① 開設部門
コード

(物理学専攻は
下表参照 「141」)

② 履修規定上の
位置付け

(A～G)

③ 通し番号

物理学専攻が開設した大学院科目で、
前期・後期両課程共通の科目

① 開設部門コード

物理学専攻	141	化学専攻	142	数学専攻	143
生命科学専攻	144	自然科学研究科共通	140		

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

自然研共通(140)

区分	定義
700番台	前期課程のみの科目
800番台	前期、後期両課程共通の科目
900番台	後期課程のみの科目

物理学専攻(141)

区分	定義
700番台	前期課程のみの科目
800番台	前期、後期両課程共通の科目
900番台	後期課程のみの科目

化学専攻(142)

区分	定義
700番台	前期課程のみの科目
800番台	前期、後期、両課程共通の授業科目 (810番台 無機化学、820番台 有機化学、830番台 物理化学)
900番台	後期課程のみの科目

数学専攻(143)

区分	定義
700番台	前期課程のみの授業科目
800番台	前期、後期両課程共通の授業科目
900番台	後期課程のみの授業科目
2桁目の1～5	分野を表す：1 代数、2 幾何、3 解析、4 確率統計、5 数理科学
2桁目の0、6	0 は数学研究（ゼミ）、6 は特別講義

生命科学専攻(144)

区分	定義
700番台	前期課程
900番台	後期課程

1 履修方法および学位

- (1) 博士前期課程の学生は原則として2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について30単位以上を修得し、さらに修士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。(学位論文の提出期限は1月31日までとする。)
- (2) 博士後期課程の学生は原則として博士後期課程に3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について、物理学専攻、数学専攻においては20単位以上、化学専攻、生命科学専攻においては23単位以上修得し、さらに博士の学位論文を提出し、かつ最終試験を受けなければならない。(学位論文の提出期限は3月に学位を得ようとするその前年の12月24日までとする。)
- (3) 科目の選択、論文の作成、研究一般については、指導教授の指導に従わなければならない。
- (4) 他大学大学院との間の学生交流に関する協定あるいは大学院委託聴講制度にもとづいて、交流学生あるいは委託聴講生として取得した単位は、合計10単位以内に限り、本学の各専攻課程で修得すべき単位にかえることができる。
- (5) **修士論文もしくは博士論文を提出する年度の履修登録期間に必ず「修士論文」もしくは「博士論文」をWebシステム上で履修登録すること。**
- (6) 最終試験は論文を中心として、これに関連のある科目について口頭または筆答により行う。
- (7) 本研究科の博士前期課程または博士後期課程において、それぞれ所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査および最終試験に合格した者には、それぞれ次の学位を授与する。
博士前期課程 修士(理学)(学習院大学)
博士後期課程 博士(理学)(学習院大学)
- (8)
 - イ. 物理学専攻課程では、
 1. 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
 2. 博士前期課程第一年度に講義8単位以上を修得しなければならない。
 3. 博士後期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち2単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
 4. 本学大学院の博士前期課程を経て博士後期課程に入学した学生は、博士前期課程で修得済みの科目を履修することはできない。
 - ロ. 化学専攻課程では、
 1. 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
 2. 博士後期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、化学専攻または他の専攻の後期課程の講義科目2単位以上を修得しなければならない。
 3. 本学大学院の博士前期課程を経て博士後期課程に入学した学生は、博士前期課程で修得済みの科目を履修することはできない。
 - ハ. 数学専攻課程では、
 1. 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち4単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
 2. 本学大学院の博士前期課程を経て博士後期課程に入学した学生は、博士前期課程で修得済みの科目

を履修することはできない。

二. 生命科学専攻課程では、

1. 博士前期課程においては、あらかじめ指導教授と相談の上、講義選択科目のうち8単位以内に限り本研究科所属の他の専攻課程の授業科目をもって代用することができる。
2. 博士後期課程においては、生命科学専攻の後期課程の講義科目2単位を修得しなければならない。

* 論文題名・論文提出日が土曜日・日曜日の場合は月曜日とする。ただし、月曜日が休日となる場合は、火曜日とする。

学習院大学大学院 自然科学研究科物理学専攻 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 研究計画書の提出	指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出
		研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	5～6月 5～3月	教員との面談、ミーティング等により研究進行状況を随時報告 学会等で研究成果を発表	
	12～1月	中間報告会（M1シンポジウム）の実施	
2 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出	指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出
		授業開始 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	5～6月 5～3月	教員との面談、ミーティング等により研究進行状況を随時報告 学会等で研究成果を発表	
	1月31日 2月上旬 2月	修士論文提出期限 修士論文要旨提出 修士論文口述試験・最終試験	提出先：学生センター教務課 提出先：専攻事務室 審査の観点からは学位規程第3章 第10条2に従う
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（修士（理学））授与	

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科物理学専攻 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 研究計画書の提出	指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
		研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	5～6月	教員との面談、ミーティング等により研究進行状況を随時報告	
	5～3月	学会等で研究成果を発表	
	12～1月	中間報告会（D1シンポジウム）の実施	
2 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出	指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
		授業開始 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	5～6月	教員との面談、ミーティング等により研究進行状況を随時報告	
	5～3月	学会等で研究成果を発表	
	12～1月	中間報告会（D2シンポジウム）の実施	
3 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出	指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 提出先：学生センター教務課 （提出前に指導教員の承認印 をもらうこと） 審査の観点とは学位規程第4章 第19条に従う
		授業開始 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	5～6月	教員との面談、ミーティング等により研究進行状況を随時報告	
	5～3月	学会等で研究成果を発表	
	11月30日	博士論文題目届の提出期限	
	12月24日	博士論文提出期限 審査委員会の選任	
	1～2月	博士論文口述試験・最終試験	
3月	研究科委員会 修了者決定 学位（博士（理学））授与		

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科化学専攻 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	指導教員の決定 研究課題の検討と決定 研究計画書の作成と提出	指導教員と大学院生の両者が署名 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	4～3月 (随時)	履修登録期間 履修修正期間 研究遂行状況の確認と研究方針の決定	
	5～6月	履修取消期間	Webシステム上で取消 自然科学研究科3専攻共通
	12～1月 3月	M1シンポジウムでの中間報告 1年次における研究の総括	
2 年 次	4月	研究計画書を更新して提出 履修登録期間 履修修正期間	指導教員と大学院生の両者が署名 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	4～3月 (随時)	研究遂行状況の確認と研究方針の決定	
	5～6月	履修取消期間	Webシステム上で取消 学生センター教務課に提出 自然科学研究科事務室へ 審査の観点は学位規程第3章 第10条2に従う 研究科委員会
	1月31日	修士論文の提出期限	
	2月上旬 2月	修士論文要旨提出 修士論文口述試験・最終試験	
3月	修了者決定 学位(修士(理学))授与		

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科化学専攻 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	指導教員の決定 研究課題の検討と決定 研究計画書の作成と提出 履修登録期間 履修修正期間 研究遂行状況の確認と研究方針の決定	指導教員と大学院生の両者が署名 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	4～3月 (随時)		
	5～6月 1月 3月	履修取消期間 中間報告会での報告 1年次における研究の総括	Webシステム上で取消 講演及び質疑応答
2 年 次	4月	研究計画書を更新して提出 履修登録期間 履修修正期間 研究遂行状況の確認と研究方針の決定	指導教員と大学院生の両者が署名 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	4～3月 (随時)		
	5～6月 1月 3月	履修取消期間 中間報告会での報告 2年次における研究の総括	Webシステム上で取消 講演及び質疑応答
3 年 次	4月	研究計画書を更新して提出 履修登録期間 履修修正期間 研究遂行状況の確認と研究方針の決定	指導教員と大学院生の両者が署名 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正
	4～3月 (随時)		
	5～6月 11月30日	履修取消期間 博士論文題名届の提出期限	Webシステム上で取消 指導教員の承認印を得てから 学生センター教務課に提出
	12月24日	博士論文の提出期限 審査委員の選任	学生センター教務課に提出
	1～2月 3月	博士論文口述試験・最終試験 修了者決定 学位（博士（理学））授与	審査の観点は学位規程第4章 第19条に従う 研究科委員会

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科数学専攻 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 研究計画書の提出	大学院生室割り振りなど 指導教員の承認印を得てから 専攻事務室に提出
	5～6月 9月	研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
		合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
		合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
2 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	必要時のみ Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	9月	合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
	1月31日 2月	修士論文提出期限 合同研究発表会	提出先：学生センター教務課 日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
	3月	修士論文口述試験 研究科委員会にて修了者決定 学位（修士（理学））授与	審査の観点は学位規程第3章 第10条2に従う

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科数学専攻 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 研究計画書の提出	大学院生室割り振りなど 指導教員の承認印を得てから 理学部事務室に提出
	5～6月 9月	研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
		合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
		2月	合同研究発表会
2 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	必要時のみ Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	9月	合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
3 年 次	4月	オリエンテーション 研究計画書（修正版）の提出 研究計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	必要時のみ Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	9月	合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
	11月30日	博士論文題名届の提出期限	指導教員の承認印を得てから 学生センター教務課提出
	12月24日 論文提出から 3ヶ月以内	博士論文の提出期限 審査委員会の選任	提出先：学生センター教務課
	2月	合同研究発表会	日本女子大学・慶應義塾大学 との共催
3月	博士論文口述試験・最終試験 研究科委員会にて修了者決定 学位（博士（理学））授与	審査の観点は学位規程第4章 第19条に従う	

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科生命科学専攻 博士前期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知 研究指導計画書の提出	指導教員と学生本人の署名を付して、指導教員が専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	5～6月 12～1月	授業開始 研究指導計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 中間報告会（M1シンポジウム）の実施	
2 年 次	4月	研究指導計画書を更新して提出	指導教員と学生本人の署名を付して、指導教員が専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 学生センター教務課へ 自然科学研究科事務室へ 審査の観点から学位規程第3章第10条2に従う。
	5～6月	授業開始 研究指導計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	1月31日	修士論文提出	
	同	修士論文要旨提出	
	2月中旬	修士論文口述試験・最終試験	
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（修士（理学））授与	

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

学習院大学大学院 自然科学研究科生命科学専攻 博士後期課程 研究指導スケジュール

年次	時 期	内 容	備 考
1 年 次	4月	新入学生オリエンテーション 指導教員（1名）の決定・通知 研究指導計画書の提出	指導教員と学生本人の署名を付して、指導教員が専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	5～6月 12～3月	授業開始 研究指導計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 中間報告会（第1回）の実施	
2 年 次	4月	研究指導計画書を更新して提出	指導教員と学生本人の署名を付して、指導教員が専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消
	5～6月 12～3月	授業開始 研究指導計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間 中間報告会（第2回）の実施	
3 年 次	4月	研究指導計画書を更新して提出	指導教員と学生本人の署名を付して、指導教員が専攻事務室に提出 Webシステム上で登録 Webシステム上で修正 Webシステム上で取消 指導教員の承諾印を得て 学生センター教務課へ 審査の観点は学位規程第4章 第19条に従う。
	5～6月	授業開始 研究指導計画書に基づく指導開始 履修登録期間 履修修正期間 履修取消期間	
	11月30日 12月24日	博士論文題名届の提出 博士論文提出期限 審査委員会の選任	
	2月	博士論文口述試験・最終試験	
	3月	研究科委員会 修了者決定 学位（博士（理学））授与	

※上記スケジュールは、3月修了・学位授与のケースである。

2 授業科目・単位

2-1 物理学専攻

授 業 科 目	単 位	学 期	備 考
物 性 物 理 学 I	2	第1学期	奇数年度開講
物 性 物 理 学 II	2	第1学期	偶数年度開講
物 性 物 理 学 III	2	第1学期	奇数年度開講
物 性 物 理 学 V	2	集中 (第1学期)	偶数年度開講
◆核 物 理 学 I	2	第2学期	偶数年度開講
◆核 物 理 学 II	2	第2学期	偶数年度開講
◆核 物 理 学 III	2	第1学期	毎年度開講
基 礎 物 理 学 I	2	第1学期	奇数年度開講
◆基 礎 物 理 学 II	2	第2学期	毎年度開講
◆数 理 物 理 学 I	2	第2学期	奇数年度開講
数 理 物 理 学 II	2		開講年度未定
数 理 物 理 学 III	2	第1学期	偶数年度開講
応 用 物 理 学 I	2		開講年度未定
応 用 物 理 学 II	2	第1学期	偶数年度開講
応 用 物 理 学 III	2	集中 (第1学期)	偶数年度開講
応 用 物 理 学 IV	2	第1学期	偶数年度開講
◆応 用 物 理 学 V	2	集中 (第1学期)	毎年度開講
化 学 物 理 学 IV	2		開講年度未定
◎物 理 学 輪 講 I	4	通年 (集中)	博士前期課程
◎物 理 学 研 究 I	10	通年 (集中)	博士前期課程
◎物 理 学 輪 講 II	3	通年 (集中)	博士後期課程
◎物 理 学 研 究 II	15	通年 (集中)	博士後期課程

(注意) 備考欄に課程区分のない科目は博士前期課程および後期課程に共通。

◎は必修、その他は選択科目。

◎の科目はそれぞれの課程の最終学年において履修すること。

◆は学部科目と共通の科目。対応する科目の単位を学部時代に取得している場合には、その科目を履修しないこと。
上記科目とは別に、修士論文・博士論文を提出する年度には、必ずWebシステム上で履修登録すること。

2-2 化学専攻

授 業 科 目	単 位	学 期	備 考
無機化学特論Ⅰ	2	第2学期	奇数年度開講
無機化学特論Ⅱ	2	第1学期	偶数年度開講
無機化学特論Ⅲ	2	集中(通年)	奇数年度開講
分析化学特論Ⅰ	2	第2学期	偶数年度開講
分析化学特論Ⅱ	2	集中(第1学期)	偶数年度開講
有機化学特論Ⅰ	2	第2学期	偶数年度開講
有機化学特論Ⅱ	2	集中(通年)	偶数年度開講
有機化学特論Ⅲ	2	第2学期	奇数年度開講
有機化学特論Ⅳ	2	集中(第1学期)	奇数年度開講
有機化学特論Ⅴ	2	第1学期	偶数年度開講
物理化学特論Ⅰ	2	第1学期	奇数年度開講
物理化学特論Ⅱ	2	第2学期	偶数年度開講
物理化学特論Ⅲ	2	第2学期	奇数年度開講
物理化学特論Ⅳ	2	集中(通年)	奇数年度開講
物理化学特論Ⅴ	2	集中(通年)	偶数年度開講
化学物理学Ⅰ	2		開講年度未定
化学物理学Ⅱ	2		開講年度未定
◆化学物理学Ⅳ	2		開講年度未定
実践化学英語	2	第1学期	毎年度開講
◎化学特別研究Ⅰ	12	集中(通年)	博士前期課程
◎化学特別演習Ⅰ	4	集中(通年)	博士前期課程
◎化学特別研究Ⅱ	15	集中(通年)	博士後期課程
◎化学特別演習Ⅱ	6	集中(通年)	博士後期課程

(注意) 備考欄に課程区分のない科目は博士前期課程および後期課程に共通。

◎は必修、その他は選択科目。

○の科目はそれぞれの課程の最終学年において履修すること。

◆は学部科目と共通の科目。対応する科目の単位を学部時代に取得している場合には、その科目を履修しないこと。
上記科目とは別に、修士論文・博士論文を提出する年度には、必ずWebシステム上で履修登録すること。

2-3 数学専攻

授 業 科 目	単 位	学 期	備 考
◆代 数 学 特 論 I	2	第 2 学期	博士前期課程
◆代 数 学 特 論 II	2	第 2 学期	
◆代 数 学 特 論 III	2		2027年度開講予定
◆代 数 学 特 論 IV	2		2027年度開講予定
◆幾 何 学 特 論 I	2	第 2 学期	博士前期課程
◆幾 何 学 特 論 II	2	第 1 学期	
◆幾 何 学 特 論 III	2	第 2 学期	
◆幾 何 学 特 論 IV	2		2027年度開講予定
◆解 析 学 特 論 I	2	第 1 学期	博士前期課程
◆解 析 学 特 論 II	2	第 1 学期	
◆解 析 学 特 論 III	2		2027年度開講予定
◆解 析 学 特 論 IV	2		2028年度開講予定
◆確率論及び統計学特論 I	2		2027年度開講予定
◆確率論及び統計学特論 II	2	第 2 学期	
◆数 理 科 学 特 論 I	2	第 1 学期	博士前期課程
◆数 理 科 学 特 論 II	2	第 2 学期	
◆数 理 科 学 特 論 III	2	第 1 学期	
◆数 理 科 学 特 論 IV	2		2028年度開講予定
◆数 学 特 別 講 義 I	2	第 2 学期	
◆数 学 特 別 講 義 II	2		2027年度開講予定
△数 学 特 別 演 習 I	4	集中 (第 1 学期)	博士前期課程
△数 学 特 別 演 習 II	4	集中 (第 2 学期)	博士前期課程
◎数 学 特 別 演 習 III	4	集中 (第 1 学期)	博士前期課程
◎数 学 特 別 演 習 IV	4	集中 (第 2 学期)	博士前期課程
◎数 学 研 究	16	集中 (通年)	博士後期課程

(注意) 備考欄に課程区分のない科目は博士前期課程および後期課程に共通。

◎、△は必修、その他は選択科目。

◎の科目はそれぞれの課程の最終学年において履修すること。

◆は学部科目と共通の科目。

博士前期課程のみの授業は毎年授業を行う。

学期が空欄の科目は来年度以降、下記のようにして開講の予定

博士前期・後期課程の科目は2年に1回授業を行う。

博士後期課程の科目は3年に1回授業を行う。

上記科目とは別に、修士論文・博士論文を提出する年度には、必ずWebシステム上で履修登録すること。

2-4 生命科学専攻

授 業 科 目	単 位	学 期	備 考
分子細胞生物学特論Ⅰ	2	第1学期	奇数年度開講
分子細胞生物学特論Ⅱ	2	第2学期	奇数年度開講
分子細胞生物学特論Ⅲ		休講	開講年度未定
分子細胞生物学特論Ⅳ	2	第2学期	偶数年度開講
分子細胞生物学特論Ⅴ	2	集中(第1学期)	偶数年度開講
統合生命科学特論Ⅰ	2	集中(第1学期)	偶数年度開講
統合生命科学特論Ⅱ	2	集中(第1学期)	偶数年度開講
統合生命科学特論Ⅲ	2	集中(第1学期)	奇数年度開講
統合生命科学特論Ⅳ	2	集中(第1学期)	奇数年度開講
統合生命科学特論Ⅴ	2	第1学期	奇数年度開講
統合生命科学特論Ⅵ	2	第1学期	偶数年度開講
応用生物学特論Ⅱ	2	第2学期	奇数年度開講
◎生命科学特別研究Ⅰ	12	集中(通年)	博士前期課程
◎生命科学特別演習Ⅰ	4	集中(通年)	博士前期課程
△グローバル生命科学	2	集中(通年)	博士後期課程
◎生命科学特別研究Ⅱ	15	集中(通年)	博士後期課程
◎生命科学特別演習Ⅱ	6	集中(通年)	博士後期課程

(注意) ◎および△は必修、その他は選択必修。

◎の科目はそれぞれの課程の最終学年において履修すること。

上記科目とは別に、修士論文・博士論文を提出する年度には、必ずWebシステム上で履修登録すること。

2-5 共通科目

授 業 科 目	単 位	学 期	備 考
インターンシップ	2	集中(通年)	博士後期課程

(注意) 取得した単位は、「修了に必要な単位数」には数えられない。

X

国際社会科学研究所
修士課程

X

国際社会科学研究所

国際社会科学部 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードとは各科目の属性を表すものであり、以下①②③の要素で構成されている。



① 開設部門コード

国際社会科学部	151
---------	-----

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

国際社会科学専攻（151）

区 分	定 義
101-199	研究指導科目群
201-299	グローバル市民社会科目群
301-399	データ分析科目群
401-499	アカデミック・スキルズ科目群

国際社会科学部研究科履修規定

I. 修士課程

1. 学生は、本研究科に2年以上在学して、所定の授業科目の中から30単位以上を修得し、修士論文又は特定課題研究を提出して、最終試験に合格しなければならない。
2. 学生は入学時に指導教員を選択し、授業科目の履修については指導教員の指導と許可を得なければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教員を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
3. 単位の履修方法は、次のとおりとする。
 - (1) 本研究科を修了するために必要な30単位のうち18単位以上は本研究科が開設する科目の履修によって修得しなければならない。
 - (2) 本研究科が開設する科目のうち、「グローバル市民社会科目群」の中から4単位以上、「データ分析科目群」の中から4単位以上、「研究指導科目群」の中から2単位以上をそれぞれ修得しなければならない。
 - (3) 本学国際社会科学部が開設する講義科目及び本学の他研究科が開設する授業科目については、届出により研究科委員会が承認したものに限り、12単位までを修了に必要な30単位の中に算入することができる。その際、学部及び他研究科開設の講義科目は、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅰ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅱ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅲ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅳ」、「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅴ」又は「国際社会科学部研究科特殊研究Ⅵ」とみなし、(1)に記載の「本研究科が開設する科目の履修(18単位以上)」には含まない。なお、学部開設の授業科目の場合、担当教員から学部学生とは異なる成績評価方法・基準の提示を受ける必要がある。
 - (4) 本研究科が教育上有益と認めたときには、学生が本研究科に入学した後に他大学の大学院（海外の大学院を含む）において修得した単位を、15単位を上限に本研究科の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。
 - (5) 本研究科が教育上有益と認めたときには、学生が本学大学院に入学する前に他大学の大学院（海外の大学院を含む）または本学大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を上限に本研究科の修了のために修得すべき科目の単位数として算入することができる。なお、本研究科が開設する授業科目において修得した単位は、上記(1)に記載の「本研究科が開設する科目の履修(18単位以上)」に含まれるものとする。
 - (6) 上記(4)及び(5)により算入することができる単位は、合計20単位を上限とする。
 - (7) 本学国際社会科学部において、本研究科の授業科目であり、かつ、国際社会科学部と共通の授業科目として指定されているものを履修し、単位を修得している者については、その単位を除いても国際社会科学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合に限り、本研究科入学後、研究科委員会の議を経て、20単位を限度として、当該授業科目の単位数を修了に必要な単位数に算入することができる。この場合、上記(1)に記載の「本研究科が開設する科目の履修(18単位以上)」に含まれるものとする。
4. 修士の学位論文及び特定の課題についての研究成果（特定課題研究）の提出については、『学習院大学国際社会科学部研究科の学位に関する細則』の定めるところによる。

Ⅱ. 早期修了制度

1. 概要

本研究科において、以下の要件と手続きを満たした場合において、早期修了制度が適用される。

2. 認定要件

- (1) 修士課程1年次の第1学期終了時に、20単位以上修得見込みであること。ここでの単位数には、履修規定3.(3)、(4)、(5)又は(7)によって本研究科で修得したものとみなされる単位を含む。
- (2) 「早期修了研究計画書」を提出し、審査会で報告後、計画されている研究が優れた業績になりうるということが、研究科委員会です承されること。

3. 手続き

- (1) 指導教員の承認を得た上で、「早期修了願」を4月中に提出すること。
- (2) 6月中に「早期修了研究計画書」を提出すること。
- (3) 7月初めに「早期修了研究計画書」に基づく報告を行うこと。

4. その他

- (1) 早期修了を辞退する場合には、指導教員の承認を得た上で、11月中に「早期修了取消願」を提出すること。

国際社会科学部 履修内訳表

修得区分	科目区分	必要単位数	単位数	科目名
必修科目	研究指導科目群	2以上	2	研究指導
選択必修科目	グローバル市民 社会科目群	4以上	2	Special Studies in International Economic Policy
			2	Special Studies in International Economics
			2	Special Studies in Economic Development
			2	Special Studies in International Marketing
			2	国際マクロ経済学特殊研究
			2	Special Studies in International Accounting and Taxation
			2	Special Studies in Asian Economics
			2	国際イノベーションマネジメント特殊研究
			2	Special Studies in Health Economics
			2	Special Studies in Agricultural and Rural Development
			2	Special Studies in International Human Resource Management
			2	人口学特殊研究
			2	比較会社法特殊研究
			データ分析科目群	4以上
	2	International Trade Empirical Study Seminar		
	2	Economic Development Empirical Study Seminar		
	2	International Marketing Empirical Study Seminar		
	2	国際マクロ経済学実証分析演習		
	2	Accounting Information Systems Seminar		
	2	Asian Economics Empirical Study Seminar		
	2	国際イノベーションマネジメント実証分析演習		
	2	Health Economics Empirical Study Seminar		
	2	Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar		
	2	International Human Resource Management Empirical Study Seminar		
	2	人口学実証分析演習		
	2	比較会社法実証分析演習		
2	上級統計学			
2	上級質的データ分析法			
2	上級計量経済学			
2	上級計量社会学			

(次ページへ続く)

修得区分	科目区分	必要単位数	単位数	科目名
選択科目	アカデミック・ スキルズ科目群	—	1	Academic Reading for Graduate Students
			1	Academic Presentation for Graduate Students
			1	Data Visualisation and Analysis
			1	Academic Writing for Graduate Students
修了に必要な単位数		合計30以上		

国際社会科学研究所 研究指導スケジュール

凡例：● 必要 ○ 該当者のみ必要 — 不要

年次	時期	内 容	対象	
			2年間で修了を 目指す場合	早期修了を 目指す場合
1 年次	4 月	履修登録 ※早期修了を目指す場合は修得見込単位数が20単位以上となるように登録	●	●
		研究計画書の提出	●	●
		早期修了願の提出 ※本提出によって後日履修科目に「修士論文」または「特定課題研究」が自動登録される	—	●
	6 月	早期修了研究計画書の提出	—	●
	7 月	早期修了研究計画書に基づく審査会	—	●
		早期修了制度適用可否の確認	—	●
	9 月	履修登録 ※早期修了を目指す場合は「研究指導」を登録	●	●
		研究計画書の更新	●	●
		修士論文・特定課題研究に関する中間報告	—	●
	11 月	早期修了取消願の提出 *以下に該当する場合のみ ・何らかの理由により早期修了を辞退する場合 ・第1学期終了時点の修得単位数が20単位未満となり、早期修了制度の資格を失った場合	—	○*
		題名届の提出	—	●
	1 月	修士論文・特定課題研究の提出	—	●
	2 月	修士論文・特定課題研究に基づく口頭試問	—	●
3 月	修了発表の確認	—	●	
2 年次	4 月	履修登録 ※「修士論文」または「特定課題研究」を登録	●	/
		研究計画書の更新	●	
	9 月	履修登録 ※「研究指導」を登録	●	
		研究計画書の更新	●	
		修士論文・特定課題研究に関する中間報告	●	
	11 月	題名届の提出	●	
	1 月	修士論文・特定課題研究の提出	●	
	2 月	修士論文・特定課題研究に基づく口頭試問	●	
3 月	修了発表の確認	●		

上記は一般的なスケジュールのため、変更となる場合がある。詳細についてはG-PortやMoodleでの情報も確認すること。

国際社会科学部 修士論文・特定課題研究 提出要領

修士論文又は特定課題研究を提出する際は、履修要覧に記載の「学習院大学学位規程」及び「学習院大学国際社会科学部 学位に関する細則」を熟読の上、以下の要領に従うこと。なお上記文書と本提出要領に異なる点がある場合は、本提出要領の指示に従うこと。

■ 題名届

	提出物	提出先	提出期限*	備考
修士論文	題名届	Moodle所定 フォーマット	11月30日	Moodleへの入力を以って 題名届とする。
特定課題研究				

■ 学位論文等

	提出物	提出先	提出期限*	備考
修士論文	学位申請書 1枚 要旨 3通 修士論文 3通	教務課窓口	1月31日	学位申請書の様式は教務課 窓口で入手すること。
特定課題研究	学位申請書 1枚 要旨 3通 特定課題研究 3通			

* 提出期限は厳守のため、余裕をもって提出すること。

* 提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

XI

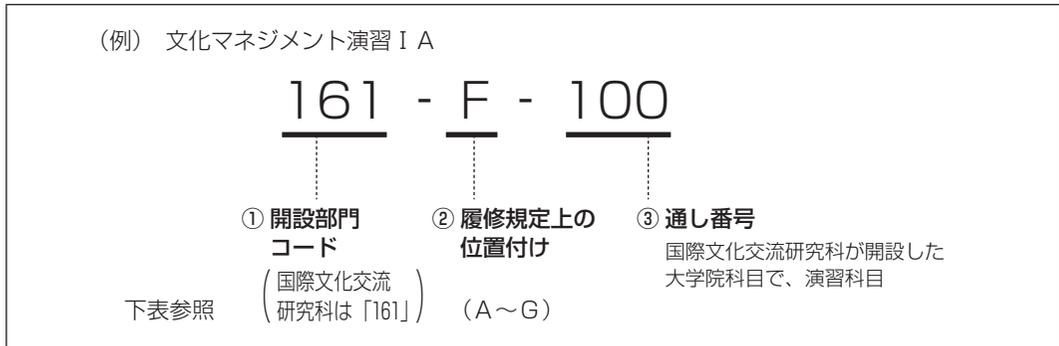
國際文化交流研究科
修士課程

XI

國際文化交流研究科

国際文化交流研究科 ナンバリングコード付番ルール

ナンバリングコードは、各科目についており、専攻ごとに、以下のコードを組み合わせ、その科目の水準、履修順序、授業形態などをあらわしています。



① 開設部門コード

国際文化交流研究科	161
-----------	-----

② 履修規定上の位置付け

A	各学部学科等の専門科目で、必修科目又は選択必修科目の位置付けと認められるもの。
B	各学部学科等の専門科目で、選択科目の位置付けと認められるもの。
C	各学部学科等の専門科目で、自由科目の位置付けと認められるもの。
D	全学共通科目（基礎教養科目、情報科目、外国語科目、スポーツ・健康科学科目）
E	資格関係（学芸員・教職課程）科目
F	大学院科目
G	その他

③ 通し番号

国際文化交流専攻（161）

区 分	定 義
100-199	演習科目
200-299	実務演習科目
300-399	特殊研究科目
400-499	研修科目
500-599	修士論文/特定課題研究

国際文化交流研究科履修規定

1. 学生は本研究科の所定の授業科目について、30単位以上を修得し、更に修士論文又は特定課題研究報告書を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
2. 学生は、授業科目の履修についてはオリエンテーション期間内に必ず指導教員（主査）と面談のうえ許可を得なければならない。
3. 単位の修得方法は、次の一覧表の通りとする。

国際文化交流研究科履修方法一覧

科目群名	必修選択		自由選択		合計		備考
	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	
演習科目群	2	4	7 (6*)	14	15 (14*)	30	
実務演習科目群	3	6					
特殊研究科目群	3	6					
研修科目群							
修士論文／特定課題研究	1						特定課題研究は インターン研修 又は海外特別研 修履修者に限る
修得単位数	16単位		14単位		30単位		

* 4 単位科目である、インターン研修（長期）・海外特別研修（春・秋）を履修する場合

- 指導教員（主査）の演習科目は、すべて履修しなければならない。ただし、指導教員が許可した場合には、ⅠあるいはⅡのみを履修することができる。
- 2 年次以降において 1 年次履修と同一演習科目の履修を希望する場合は、担当教員の許可を得た上で各学期の履修登録期間中に履修登録修正届を研究科事務室へ提出すること。なお、当該科目の単位は自由選択科目として認定される。
- 特定課題研究を選択する者は、インターン研修又は海外特別研修を履修しなければならない。ただし、特に研究科委員会が認めた場合には、国際文化交流研修（国内）の履修をもって特定課題研究を選択することができる。
- 資格取得のために必要な場合は、本学学部で開講している科目を履修することができる。しかし、修得単位は修了に必要な単位には算入されない。履修にあたっては「資格課程の履修について」を熟読すること。
- 演習科目群、実務演習科目群、特殊研究科目群の単位は、必修選択分の単位数を超過して修得したものが、自動的に自由選択科目として認定される。

履修に関する注意事項（指針）

- 演習科目は、1 年次より分野を越えて複数履修することが望ましい。
- 演習Ⅰ、Ⅱが開講されている場合は、両方を履修することが望ましい。
- 実務演習科目は、1 年次より複数履修することが望ましい。
- 特殊研究科目は、1 年次に履修することが望ましい。
- 「国際協力プログラム」希望者は、異なる 4 つの演習科目を履修することが望ましい。
- 「国際協力プログラム」希望者は、「国際文化交流研修（海外）」を履修することが望ましい。
- 「アートマネジメントプログラム」希望者は、「国際文化交流研修（国内）」を履修することが望ましい。

4. 単位の認定については、以下のとおりとする。

1) 本研究科ならびに本研究科以外で修得した単位等の認定（単位数の上限）

- (1) 本研究科への入学以前に本研究科で修得した単位（科目等履修生、委託生又は交流学生として修得した単位）は、14単位を限度として、本研究科における修了に必要な単位として認定される。
- (2) 本研究科への入学以前に他の大学院等で修得した単位は、14単位を限度として、本研究科における修了に必要な単位として認定される（海外の大学院等を含む）。
- (3) 本研究科への入学後、在学中に他の大学院等における科目等履修その他により修得した単位は、14単位を限度として、本研究科における修了に必要な単位として認定される（留学による海外の大学院等を含む）。ただし、本大学の学部開講科目を科目等履修により修得した単位については、本研究科における修了に必要な単位として認定されない。
- (4) 前各号（1）から（3）までに基づき認定される単位については、合計20単位を限度として、本研究科修了のために修得すべき単位数に算入することができる。

2) 本研究科ならびに本研究科以外で修得した単位等の認定（手続）

- (1) 本研究科への入学以前に本研究科で修得した単位
入学以前に本研究科で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続により申請するものとする。研究科委員会において審議のうえ、認定の可否を決定する。なお、本申請は入学年度の4月に1回のみ行うことができる。
- (2) 本研究科への入学以前に他の大学院等で修得した単位
入学以前に他の大学院等で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続により申請するものとする。研究科委員会において審議のうえ、認定の可否を決定する。なお、本申請は入学年度の4月に1回のみ行うことができる。
- (3) 在学中に海外の大学院等で修得した単位
留学生又は協定留学生として外国の大学院等において修得した単位は、本研究科における修了に必要な単位とみなすことがある。留学により修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続により申請するものとする。研究科委員会において審議のうえ、認定の可否を決定する。
- (4) 在学中に国内の大学院等で修得した単位
在学中に他の大学院等における科目等履修その他により修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続により申請するものとする。研究科委員会において審議のうえ、認定の可否を決定する。
他の大学院等で科目等履修その他を行う場合には、あらかじめ当該大学院等と本研究科との間で協議を行う必要があるため、必ず日程に余裕をもって事前に指導教員と相談すること。なお、大学院間交流協定に基づき他大学大学院において修得した単位については、認定手続を要しない。
- (5) 他大学等で修得した司書課程履修に係る単位
司書課程を履修する場合、他大学等で修得した単位を、図書館司書に関する科目の単位として認定することができる。認定を希望する者は、他大学の「履修要項（文部科学省省令科目と当該大学設置科目の対応表を必ず含むもの）」、「講義内容」等の写し及び成績証明書を持参のうえ、司書課程主任に問い合わせること。詳細については、ガイダンスにおいて確認すること。

研修科目群の履修について

研修科目群の科目は他の科目群の科目と履修登録時期・方法や受講システムが異なる。詳細はシラバス（研修によっては、別に配布される資料や掲示される情報を含む）を参考にしながら、必ず科目担当教員及び指導教員（主査）に研修内容を確認し、指導を受けなければならない。

以下の各研修科目の登録時期・方法等に関わる説明を参考にすること。

●国際文化交流研修（国内・春）・国際文化交流研修（国内・秋）

研修を予定している学期の履修登録期間に他の科目と同様に履修登録をすること。指導教員（主査）と相談しながら、実務体験ができる組織を選定し、研修内容を決定した後、科目登録申請書等の必要書類を、研究科事務室に提出すること。実務体験を終え、必要書類が全て提出された後、原則として履修登録した学期の科目として正式に登録・評価される。

●海外特別研修（春）・海外特別研修（秋）

留学先あるいは海外での研究先及び内容が決定した後、渡航前に、科目登録申請書等の必要書類を研究科事務室に提出すること。日本に帰国後、必要書類が全て提出された後、原則として研修を行った学期の科目として正式に登録・評価される。

●インターン研修（長期・春）・インターン研修（長期・秋）

●インターン研修（短期・春）・インターン研修（短期・秋）

研修を予定している学期の履修登録期間に他の科目と同様に履修登録をすること。インターン先を決定後、インターン活動開始前に、科目登録申請書等の必要書類を研究科事務室に提出すること。インターン先での活動を終え、必要書類が全て提出された後、原則として履修登録した学期の科目として正式に登録・評価される。

「国際文化交流研修（国内）」履修の流れと注意事項

1. 国際文化交流研修（国内）

「国際文化交流研修（国内）」は、指導教員・研修担当教員の指導のもと、実務体験とそのための準備及び実務体験後の報告、評価活動をする研修科目である。「2. 国際文化交流研修（国内）履修の方法」を熟読し、指導教員の指導のもと、書類作成、申請手続き等を行うこと。

実務体験時間の目安：

「インターン研修（短期）」と同等＝10日以上、計80時間以上（残業時間を含む）勤務。

（例：1日あたり8時間勤務×10日）

※異なる機関での実務体験は合算を認める。

2. 国際文化交流研修（国内）履修の方法

- (1) 指導教員・研修担当教員と相談のうえ、研修内容及び実務体験をする場の提供機関を選定する。
- (2) 研修を予定している学期の履修登録期間に履修登録をする。
- (3) 実務体験の場を提供して下さる機関からの受け入れの内諾を指導教員を通して得る。
- (4) ①「国際文化交流研修（国内）単位修得申請書」、②「学習院大学大学院実務体験志望者身上書」を研修担当教員に提出する。
※受け入れ先組織の概要及び主たる活動、予定されている活動を記した別紙を添付する。
- (5) 実務体験開始にあたっては、研究科事務室でインターン賠償責任保険の加入手続きを行わなければならない。
- (6) 実務体験終了後2週間以内（長期休暇中の場合は、翌学期開始から2週間以内）に、③「実務体験報告書」及び④「実務体験日誌」を研修担当教員に提出する。

※①～④の書類は本学ポータルサイト（G-Port）からダウンロードすること。

3. その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

学生は、身上書等の個人情報が実務体験の場を提供してくださる機関の事務業務範囲内で送付されることを了承するものとする（身上書への押印が必要）。本大学院に保管される身上書等の個人情報は厳重な管理の下、原則、大学院修了後、3年間保管の後、破棄する。

「海外特別研修」履修の流れと注意事項

1. 海外特別研修

「海外特別研修」は、指導教員・研修担当教員の指導にもとづき、海外の研究機関または大学院における研究調査を計画・準備し、一定期間現地機関で研究指導を受けながら研究調査活動に従事したうえで、帰国後に研究調査の内容と成果について報告する研修科目である。以下の「2.海外特別研修履修の方法」を熟読し、指導教員の指導のもと、書類作成、申請手続き等を行うこと。

研修期間は1学期または2学期とする。

2. 海外特別研修履修の方法

(1) 指導教員・研修担当教員と相談し、研究調査の指導を受けられる海外の研究機関または大学院を選定する。

(2) 研究調査の指導を受ける機関から受け入れの内諾を得る。

(3) ①「海外特別研修・単位修得申請書」、②「研究計画書」、③「誓約書」を研究科事務室に提出する。

※受け入れ機関の概要及び主たる活動、予定されている活動を記した別紙を添付する。

(4) 研修を開始する前に、自身で適切な保険（海外保険や留学保険など。賠償責任保険を含むもの）に加入し、契約内容について研究科事務室に報告する。

(5) 研修を終了して帰国後2週間以内（長期休業中の場合は、翌学期開始から2週間以内）に、④「研究報告書」を研究科事務室に提出する。

※①～④の書類は本学ポータルサイト（G-Port）からダウンロードすること。

3. その他

海外特別研修の期間となる学期は、本大学院の科目に履修登録することができない。

※研修期間中に海外の研究機関または大学院において修得した単位については、帰国後、10単位を限度として修了に必要な単位として認定を申請することができる。

※海外特別研修の単位（2または4単位）は上記の10単位には含まれない。

「インターン研修」履修の流れと注意事項

1. インターン研修の種類

(1) 短期：2単位

【インターン認定条件】10日以上、計80時間以上（残業時間を含む）勤務。

（例：1日あたり8時間勤務×10日）

(2) 長期：4単位

【インターン認定条件】20日以上、計160時間以上（残業時間を含む）勤務。

（例：1日あたり8時間勤務×20日）

※異なる機関でのインターンは合算を認める。

※短期のインターンは「インターン研修（短期・春）」と「インターン研修（短期・秋）」の両方を履修できる。

※長期のインターンは「インターン研修（長期・春）」あるいは「インターン研修（長期・秋）」のいずれか一方のみしか履修できない。

2. インターン研修履修の方法

以下を熟読し、指導教員・研修担当教員と相談のうえ、インターン先の選定、書類作成、申請手続き等を行うこと。①～④の書類は本学ポータルサイト（G-Port）からダウンロードすること。

- (1) 自ら研修内容を精査し、勤務時間・日数などの条件を確認したうえで、有意義な研修が可能となる組織・機関を選定する。

※選定にあたり、不明な点は指導教員・研修担当教員と相談すること。

- (2) 研修を予定している学期の履修登録期間に履修登録をする。

- (3) 研修希望先へ受け入れの可否を確認し、研修受け入れの内諾を得る。

※公募の場合は申請手続き等を行う。

- (4) ①「インターン研修・単位修得申請書」、②「学習院大学大学院インターン研修志望者身上書」を研修担当教員に提出する。

※受け入れ先組織の概要及び主たる活動、予定されているインターン活動を記した別紙（公募の場合は業務内容を記した募集要項等）を添付する。

※書類提出時点で、学生が既にインターンとして過ごしていた場合、それまでの日数については、これを認定しない。

- (5) 受け入れ機関より覚書等を求められた場合、これが研究科にかかわる場合は研修担当教員に相談のうえ、研究科へ提出する。

- (6) 研究科委員会での志望インターン研修内容にかかわる審議・承認を経て、インターン研修を開始する。

※審議前にインターン研修を開始することは可能だが、場合によっては承認されないこともある。

- (7) インターン開始にあたっては、研究科事務室でインターン賠償責任保険の加入手続きを行わなければならない。

- (8) 研修終了後2週間以内（長期休業中の場合は、翌学期開始から2週間以内）に、③「インターン研修報告書」及び④「インターン日誌」を研修担当教員に提出する。

3. その他

- (1) 個人情報の取り扱いについて

学生は、身上書等の個人情報がインターン受け入れ機関の事務業務範囲内で送付されることを了承するものとする（身上書への押印が必要）。本大学院に保管される身上書等の個人情報は厳重な管理の下、原則、大学院修了後、3年間保管後、破棄する。

履修科目の選択について（プログラム別科目履修例）

次の表はプログラムごとに履修が望ましい科目を例示している。しかし、履修に際しては、この表で区分した科目に制約されることなく、他のプログラムの科目として記載されている科目も履修することができる。

最終的に履修する科目については、修士課程在学中の研究課題、修了後の進路と照らし合わせ、指導教員と相談し決定すること。

	アートマネジメント プログラム	国際協力 プログラム	日本学・比較文化 プログラム	国際関係・地域研究 プログラム
演習科目	文化マネジメント演習 芸術文化演習	国際開発協力演習☆ 国際地域開発演習☆ 国際文化協力演習 費用便益分析演習☆ 地域資源開発・利用演習 （生物多様性保全利用） 地域資源開発・利用演習 （食糧） 環境コミュニケーション演習	日本学演習 比較文化演習 現代文化演習	国際関係分析演習 国際メディア分析演習 地域社会分析演習 国際マネジメント演習
実務演習科目	企画立案（文化事業） 企画立案（文化協力） プレゼンテーション☆ 非営利団体演習（NPO）☆ PR演習 文化資料処理法	企画立案（政策課題） 企画立案（文化協力） プレゼンテーション☆ ドラフティング☆ プロジェクト評価☆ プロジェクト・ マネジメント演習☆ 非営利団体演習（NGO）☆ PR演習 統計処理法	企画立案（文化事業） 企画立案（文化協力） プレゼンテーション☆ PR演習 文化資料処理法	企画立案（政策課題） 非営利団体演習（NGO）☆ 非営利団体演習（NPO）☆ 統計処理法
特殊研究科目	文化政策特殊研究☆ 文化法特殊研究 文化経済特殊研究 文化資源情報特殊研究 アートマネジメント特殊研究 比較文化特殊研究（芸術）※ 文化経営学特殊研究 マーケティング特殊研究※	国際関係特殊研究 （国際経済）☆ 国際関係特殊研究 （国際法・国際機構） 文化政策特殊研究☆ 文化法特殊研究 地域社会特殊研究☆ 比較文化特殊研究（芸術）※ 比較文化特殊研究 （文学と諸芸術） 比較文化特殊研究（西洋史） 現代文化特殊研究※ 文化資源情報特殊研究 文化経営学特殊研究 マーケティング特殊研究※ 情報メディア特殊研究	文化政策特殊研究☆ 文化法特殊研究 地域社会特殊研究☆ 伝統文化特殊研究※☆ 日本学特殊研究 比較文化特殊研究（芸術）※ 比較文化特殊研究（英文学） 現代文化特殊研究※ 言語分析特殊研究 文化経営学特殊研究 国際メディア特殊研究※	国際関係特殊研究 （国際経済）☆ 国際関係特殊研究 （国際法・国際機構） 文化政策特殊研究☆ 国際メディア特殊研究※ 情報メディア特殊研究 マーケティング特殊研究※
研修科目	国際文化交流研修（国内） インターン研修 海外特別研修	国際文化交流研修（海外） インターン研修 海外特別研修	インターン研修	インターン研修 海外特別研修
特定論文 研究	修士論文 特定課題研究 （原則としてインターン 研修または海外特別研 修履修者対象）	修士論文 特定課題研究 （原則としてインターン 研修または海外特別研 修履修者対象）	修士論文	修士論文

※学部研究科共同開講科目

☆隔年開講科目

他研究科開講科目の科目等履修について

人文科学研究科が開講する科目の履修

- (1) 人文科学研究科の授業科目の履修を希望する学生は、指導教員及び受入れ先授業科目担当教員の承諾を得て、所定の願書を指定期日までに所属研究科に提出すること。ただし、履修学生数等の理由により履修を許可しないこともある。
- (2) 履修科目の上限は、計8単位までとする。
- (3) 本制度で修得した単位は、所属研究科において自由選択科目を修得したものと認定することができる。

他大学大学院との間の交流協定について

早稲田大学大学院文学研究科及び日本女子大学大学院との交流協定

- (1) 「早稲田大学大学院文学研究科と学習院女子大学大学院国際文化交流研究科における学生交流に関する協定書」及び「学習院女子大学大学院と日本女子大学大学院との間における学生交流に関する協定」により、学生は早稲田大学大学院文学研究科芸術学（演劇映像）専攻、美術学（美術史）専攻の設置科目を計8単位、日本女子大学大学院の研究科設置科目を、計10単位を限度として履修することができる。
※2026年度より協定書における『学習院女子大学大学院』を『学習院大学大学院』と読み替えて適用することとする。
- (2) (1) に該当する学生を大学院交流学生と称し、交流学生証明書を交付する。
- (3) (1) に規定する授業科目は所定単位のうちに含めることができる。
- (4) 早稲田大学大学院及び日本女子大学大学院の設置科目を履修する学生は、指導教授の承認を受け、かつ早稲田大学大学院及び日本女子大学大学院の担当者の許可を受けなければならない。ただし学生数その他の都合により許可されないことがある。
- (5) 履修を認める授業科目は、原則として講義科目とするが、担当者が許可した場合には演習科目を含めることができる。
- (6) 原則として、履修料は発生しない。ただし、授業の履修に必要な実験・実習費等特別な経費については、この限りではない。
- (7) 本制度で修得した単位は、所属研究科において自由選択科目を修得したものと認定することができる。

国際文化交流研究科の学位論文等について

修士の学位論文

- (1) 修士の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 修士の学位論文は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- (3) 修士の学位論文（4通）の提出期限は、1月31日とし、論文を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、論文の題名を、指導教授を経て国際文化交流研究科委員長に届けなければならない（届出窓口は国際文化交流研究科事務室）。
- (4) 修士の学位論文は、自著論文でなければならない。
- (5) 論文には、1,200～1,500字の要旨（4通）を添付しなければならない。

特定課題研究

- (1) 特定課題研究は、在学期間中に提出するものとする。
- (2) 特定課題研究は、修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び修士課程に1年以上在学し、修了に必要な単位数を修得見込みであり、かつ、指導教授の了解を得た者が提出することができる。
- (3) 特定課題研究（4通）の提出期限は、1月31日とし、論文を提出する予定の者は、前年の11月30日までに、論文の題名を、指導教授を経て国際文化交流研究科委員長に届けなければならない（届出窓口は国際文化交流研究科事務室）。
- (4) 特定課題研究は、自著論文でなければならない。
- (5) 特定課題研究には、1,200～1,500字の要旨（4通）を添付しなければならない。

院生年間スケジュール

時期	修士課程 1 年	修士課程 2 年 (長期履修生の場合最終年)
4 月	<p>上旬：各種ガイダンス、教員面談、履修研究計画書提出、春課程履修申請</p> <p>第 1 学期授業開始</p> <p>中旬：履修登録</p>	<p>上旬：各種ガイダンス、各課程履修申請</p> <p>第 1 学期授業開始</p> <p>中旬：履修登録</p> <p>下旬：研究計画書提出 (第 1 学期末修了予定者) 修士論文・特定課題研究題目届提出 (第 1 学期末修了予定者) 修士論文・特定課題研究中間発表 (~ 5 月上旬) (第 1 学期末修了予定者)</p>
6 月	<p>研究計画発表 (~ 7 月)</p>	<p>下旬：研究計画書提出 (第 2 学期末修了予定者) 修士論文・特定課題研究題目届提出 (第 2 学期末修了予定者)</p>
7 月	<p>下旬：修士論文・特定課題研究中間発表 (聴講) 補講期間、学期末試験・レポート提出</p>	<p>修士論文・特定課題研究提出締切 (第 1 学期末修了予定者)</p> <p>下旬：修士論文・特定課題研究中間発表 (第 2 学期末修了予定者) 補講期間、学期末試験・レポート提出</p>
8 月	<p>夏季集中講義</p>	<p>上旬：修士論文・特定課題研究審査 (~ 9 月上旬) (第 1 学期末修了予定者)</p> <p>※日程については主査と副査間の調整で決定</p> <p>夏季集中講義</p>
9 月	<p>第 2 学期授業開始</p> <p>下旬~10月上旬：履修登録</p>	<p>中旬：修了者発表・証書配付 (教務課) (第 1 学期末修了予定者)</p> <p>第 2 学期授業開始</p> <p>下旬~10月上旬：履修登録</p>
11 月	<p>下旬：インターン研修・海外特別研修選択希望届提出、修士論文・特定課題研究選択届提出</p>	
1 月	<p>補講期間、学期末試験・レポート提出</p>	<p>下旬：修士論文・特定課題研究提出締切 (第 2 学期末修了予定者)</p> <p>補講期間、学期末試験・レポート提出</p>
2 月		<p>下旬：修士論文・特定課題研究審査 (第 2 学期末修了予定者)</p> <p>※日程については主査と副査間の調整で決定</p>
3 月		<p>上旬：修了者発表 (教務課)</p> <p>上旬~中旬：修士論文報告会</p> <p>修了式 (20日)</p>

XII

博士学位申請

博士学位申請ガイドや申請書類など博士学位申請にかかわる資料については、大学ホームページに掲載しています。

大学ホームページ「博士学位申請」

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/doctor/>



XIII

学則・諸規程

大学学則、学位規程、学籍に関する規定、試験等における不正行為者への懲戒規程、単位認定に関する規定など学修にかかわる諸規程については、大学ホームページに掲載しています。

大学ホームページ「学則・諸規程」

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/regulation/>



試験等における不正行為者への懲戒内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第70条、学習院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第67条、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第24条及び学生の懲戒に関する内規に基づき、学習院大学が実施する定期試験、追試験、レポート及びその他成績評価の基礎となる事項（以下「試験等」という。）における不正行為者の処分に関し必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この内規において懲戒の対象となる者は、学部学生、大学院学生及び専門職大学院学生をいう。
(不正行為の定義)

第3条 試験等において、次の各号に掲げるいずれかの行為を実行した場合又は実行しようとした場合には、不正行為と認定する。

- 一 対面試験においては、次のいずれかに該当する行為
 - ア 持込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を試験時間中に参照可能な状態で所持すること。
 - イ 持込みを許可された法令集、辞書等へ書き込みをすること。
 - ウ 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
 - エ 代理受験を依頼すること又は代理受験をすること。
 - オ 他人の答案を写したり、自分の答案を他人に写させたりすること。
 - カ 試験時間中に私語又は通信をすること。
 - キ 試験監督者の指示に従わないこと。
 - ク その他試験の公正又は適正な実施を妨げるおそれのある行為をすること。
- 二 レポート、オンライン試験等の対面試験ではないものにおいては、次のいずれかに該当する行為
 - ア 自分のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験を依頼すること又は他人のレポート、答案等の代筆、代理作成及び代理受験をすること。

- イ 他人のレポート、答案等を写したり、自分のレポート、答案等を他人に写させたりすること。
- ウ 存在しないデータ、研究結果等を作成する捏造行為をすること。
- エ 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する改ざん行為をすること。
- オ 他人のアイデア、データ、研究結果、Webページ等を、適切な表示、出典の明示等なく流用する盗用行為をすること。
- カ 出題者の指示に従わないこと。
- キ その他公正又は適正な成績評価を妨げるおそれのある行為をすること。

(懲戒処分の種類及び成績評価の取扱い)

第4条 不正行為者への処分の種類及び成績評価の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 訓告 不正行為に係る科目の成績評価を不可とする。
- 二 停学 不正行為が行われた学期又は年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。
- 三 退学 不正行為が行われた年度の全履修単位を無効とする。ただし、不正行為に係る科目の成績評価は不可とし、履修単位は無効としない。

(懲戒処分の量定)

第5条 試験等において、一科目について不正行為を行った者（ただし、学則第70条、大学院学則第67条及び専門職大学院学則第24条に規定する懲戒処分又は学生の懲戒に関する内規第18条に規定する嚴重注意を過去に受けた者を除く。）に対する懲戒処分の量定は、次のとおりとする。

- 一 軽度の不正行為を行った者については、前条第1号に定める処分とする。
 - 二 前号又は次号のいずれにも該当しない者については、前条第2号に定める処分とする。
 - 三 重度の不正行為を行った者で、反省の意思がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる者については、前条第3号に定める処分とする。
- 2 前項に該当しない者に対する懲戒処分の量定は、前項を参酌して行うものとする。

(停学の期間)

第6条 第4条第2号に定める停学の期間は、原則として次学期及び次年度に跨らないものとする。ただ

し、3か月を超える停学とする場合は、この限りでない。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

(改正)

第8条 この内規の改正は、学生委員会の発議に基づき、教授会、研究科委員会及び専門職大学院教授会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、学内試験における不正行為者の処分内規（平成元年4月1日施行）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

<MEMO>

発行元：学習院大学学生センター教務課
〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1